

研究紀要

金沢城研究

第16号

平成30年3月

〔論文〕

金沢城と小立野寺院群木越 隆三 1
—寺院配置論を再考する—

金沢城下の医者と医療池田 仁子 29

前田利長論大西 泰正 75(一)

〔研究余録〕

金沢・尾山考大西 泰正 44

石川県金沢城調査研究所

金沢城と小立野寺院群 —寺院配置論を再考する—

木 越 隆 三

はじめに

地方都市、とくに近世大名の城下町という歴史をもつ都市にいけば、現在も寺町や寺院群がよく残っている。金沢にも小立野寺院群・卯辰山麓寺院群・寺町寺院群という三つの寺院群が、今も独特の雰囲気をもって甍を並べる。このうち寺町・卯辰山麓の2寺院群は国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定されている。また現存する各地の城下町絵図をみると、どこでも町の縁辺部に寺町や寺院群を描いており、その理由については「いざというとき城や町を守る軍事的防御機能をもつ」と説明されることが多い。該当の市史・町史を紐解いても、寺院群設置目的は城や町を防御する軍事面に特化した説明が広く行われている。しかし、近世城下町の寺院群や寺院は本当に戦争の時に城や町を守ることを想定し、それを第一目的に配置したのか、はなはだ疑問が残る。その根拠となる証拠史料や理由が明確に示されないまま、決まりきった結論だけが語られるケースが大半であるからだ。

誰がいつ頃、このような軍事防御に特化した配置理由を言い出したのだろうか。おそらく、城下町図における寺院配置を俯瞰し、その防御に適した立地から推論したものであろう。現存する寺院群の立地・景観から城下町防御に適すると直感したのかもしれないが、どちらも印象的・直感的な判断であり学術的な説明とはいえない。城下町絵図が根拠であるなら、根拠とした絵図の史料としての信頼性や作成目的・時期などを批判的に検証し、寺院配置の諸形態を克明に検証する、そのような検討が望まれる。その上で、その寺院配置はいつ形成されたか解明し、配置目的を推論するというのが筋であろう。寺院群の地理・景観からうけた直感的印象を主な根拠に設置目的を判断するのはリスクが大きい。地理的観察だけでなく、寺院設置者や寺屋敷を与えた者の政治的意図や目的を検証することも必要であろう。さらにいえば、地理・景観の形態と政治意志とがどのような関連をもち得るのか、その理論（もしくは方法論）も明示されれば、納得ゆくものとなるが、そのような解説にこれまであまり接したことがない⁽¹⁾。

寺院配置に関し、なぜこのような理解が戦後ずっとなされてきたのか。研究史を振り返ると戦前、小野晃司が寺院配置は軍事・防御の役割によると指摘したことが、戦後の研究にも大きな影響を与えたように思われる。それは小野の責任でなく、無批判に受け入れてきた戦後の都市史学の問題である。昭和9年の論文「近世都市の発達」で小野は、寺院建築の規模や境内の広大さは軍事的に価値あるものと評価し「城下建設者は城下防禦の軍事的見地に立って寺院配置を実施した」と指摘、さらに寺院配置の類型には集团的様式と散在的様式があったといい、集团的様式をとった寺院群の例として高田・米沢・秋田・弘前等をあげ「城下の囲郭」であったと評価した。また散在的様式に関しては、仙台のように「城郭と連繋して堅固なる防禦陣地を構成するもの」と、姫路・会津のように「城下通路の要所特に城下の出口に配置して、城下の警戒陣地をなす」ものがあつたと論じた。さらに昭和12年の論文「都市の発達」では、織豊統一政権によって寺社勢力がかつての勢威を失ったことを「かつては、公家・武家と相鼎立の形勢を保持し、彼岸的勢力と世俗的権力を誇り得た寺院が、今や、領主の城下の四周に集中せられ、城下町防備の片棒を荷うの任務を課せられるに至ったことは、寺院が武家の下に屈服してはた哀れな姿に外ならないのである」と述べた⁽²⁾。辻善之助の近世仏教墮落論⁽³⁾にも通ずる厳しい指摘であり、統一権力に屈した寺院と近世教団は、あたかも歴史的使命を終えたかのごとき評価である。果たして近世仏教はそれほど落ちぶれてしまったのか。

小野の指摘は戦後も大きな影響力をもち、近年に至るまで、多くの城下町研究者は小野説を踏襲してきた。たとえば、豊田武は「城郭の最も危険を感じずる方面、場合によっては城下を離れた近郊に社寺を配置して、支砦の機能をもたせた」といい、小野の所説を敷衍した。また近世城下町における寺町の在り方を幅広く紹介された原田伴彦は、三都における寺院門前町の発達と殷賑に注目し興味深い寺院門前町論を展開されたが、地方城下町の寺町については「周辺や要地に寺院群を配置し都市の防衛に資する」と小野説を追認した⁽⁴⁾。だが中世末までの寺社の勢力を削減したうえで、寺院参詣者を集め町の繁栄を図るためとも述べ、軍事以外の役割にも目を向けようとしていた。城下町における寺町の役割は多面的であることに目を向け、門前町の町形成力に注目した点は、伊藤毅の寺社境内論⁽⁵⁾に繋がる視点といえる。

最近の松本四郎著『城下町』⁽⁶⁾では、真宗寺院を排除して寺院群を形成した金沢、逆に真宗寺院を寺町に集住させた福井の事例に注目し、中世的寺社が近世城下町形成に与えた影響なども論じ、軍事防御に特化した小野説から脱し、戦後の新たな寺町論を広く紹介している。また伊藤氏が提起した近世寺院三類型⁽⁷⁾にふれた点も今後に益するが、三類型のうち城下縁辺に置かれた寺町型が圧倒的多いと旧来の枠にまとめた点は不満が残る。また城下町における寺町の位置は「城郭防衛の一翼を担う」と旧来の説に肯定的な評価を下した点も残念であった。丹波亀山・豊後臼杵・信濃飯山を例にあげ、これらに「惣堀沿いの出入り口」を抑える役目や「城囲い」としての意義を認めているのは、小野の視点に立ち戻っており、戦後の都市史研究に芽生えた新たな寺町論の芽を摘むものといえよう。

寺院や寺院群が、もし軍事や防御を第一目的に配置されたのだとしたら、具体的に、いつ頃、誰がそのような命を下したのか明示する必要があるが、そのような証拠を示した例を未だみたことがない。寺院の創設事情や寺地拝領・移転の動きに関して、多くの由緒記録にそれぞれの事情に応じた様々な記述がなされているが、非常時に軍用目的に使用するためと書いたものは皆無に等しい⁽⁸⁾。

しかも、そもそも近世城下町の居住者の土地は、拝領地であれ地子地・百姓地であれ、非常時には大名・領主が独断で接収し軍用目的に利用できる土地であったから、非常時に軍事・防御を目的に活用可能なのは、城下町の土地全部であり、寺屋敷に特化したものではない。それゆえ寺院に特化して軍事・防御の役割を強調することは、じつはさしたる意義はないのである⁽⁹⁾。

以下では、金沢の寺院群とくに小立野寺院群を中心に寺院配置の目的・意図を多面的に考察するが、視点は、都市計画を主導した大名前田氏の意図だけに置かず、寺院や仏教教団の側の意向・要求、そして仏教信仰に飢えていた庶民の要望などにも目を向け考えていきたい。また金沢城にとって小立野寺院群は城の防御の一環をなすものとの指摘が古くから行われているので、この点も改めて再考したい。

なお私は上記の視点から、近世城下町の寺院配置につき、伊藤毅の三類型論を発展させ、菩提寺型を追加した四つの型で考察すべきと考え、最近研究報告を行ったが、別稿も予定している⁽¹⁰⁾。したがって寺院配置の四類型については、ここでは深入りしないが、その観点から金沢の寺院配置、とくに小立野の寺院配置の中に菩提寺型の典型とみるべきものが含まれることを論じたい。

1 従来の寺院配置論

金沢の3寺院群のうち小立野寺院群は戦前から、金沢城の防御にとってアキレス腱にあたる弱点であり、ここに天徳院・宝円寺を置いて防御を固めたという言説が、主として「三壺聞書」⁽¹¹⁾の記述を根拠に解説されてきた。こうした指摘を日置謙は真っ向から批判したが、戦後の研究では日置の所見はほとんど顧みられず、「三壺聞書」の指摘を敷衍した田中喜男の指摘が巷間に流布、金沢の3寺院群はもっぱら軍事的観点から論じられることになった。

では田中は何を根拠に独自の寺院配置論を展開したのか、かれの依拠した史料や論証手法をここで確認しておこう。また日置の批判とはどのようなものかも紹介したい。

(1) 田中喜男氏の寺院配置論

田中喜男著『城下町金沢』⁽¹²⁾では、いわゆる寛永8年の危機、つまり当時前田利常が実施した火災後の城再建と普請、大坂陣の論功行賞にたいし幕府から疑念を抱かれ、利常と横山氏など重臣たちが急ぎ江戸に向かい、幕府老中のもとに家老を派遣し弁明した事件であるが、この一件の説明を行ったあとで、「三壺聞書」巻八の一節を引用し、「ところで『三壺聞書』によれば、金沢城は『茶臼山（卯辰山）の目の下にて、小立野も城の為に宜しからず。上口より五千、下口より五千程有ならば、余り手間も入間敷』落城すると指摘している」と述べ、「このため、利家・利長・利常などは城の脆弱さを補うべくいろいろと工夫した。元和二年、軍兵を自由に駆使し、散開できる寺院を二カ所に集めて城下末尾の砦線とした。犀川口につくられた寺町と浅野川口に建てられた卯辰の寺院集団がこれであった。また、外郭の防衛線上には上級武士の下屋敷、陪臣の屋敷、足軽・中間などの集住地、その他の奉公人を散在させ、賤民といわれる藤内・穢多たちも尖兵として城をとりまく城下外郭線の街道口に配置した」と、町端に配置された寺院はじめ足軽組地・陪臣居住地などすべてが城下外郭の防衛拠点であると、軍事機能に特化した説明を展開した。その根拠史料は「三壺聞書」巻八の一節だけで、あとは城下町図の景観からの類推である。

金沢城の防衛上の弱点は小立野台地と記す「三壺聞書」を論拠とした田中のこうした主張は、その後も継承される。元和・寛永期に形成された寺院群に一向宗寺院が排除されたことに気付いた田中は、寺院群と町中に散在する一向宗寺院の間に新たな意味を見出し、およそ10年後に公刊された著作では、次のように指摘した⁽¹³⁾。

まず「小立野台寺院群の建立は本来、草創期金沢城および城下防衛を目的とするものであり、宝円寺・天徳院などは金沢城防衛のアキレス腱とされる小立野台の支砦として存在した」と述べたのは、「三壺聞書」の一節を念頭に、小立野寺院群の軍事的意義を再度強調するものであった。そのあと独自の調査成果も加え「かくて、小立野寺院群を除く寺町寺院群・卯辰山麓寺院群は元和・寛永期の城下町プランの一翼を担って移動、建立された」と論じ、これらの寺院群設置にあたり真宗寺院が排除されたことの意義については「図8にみるように、在地と隔離され城下各所に置かれた一向宗寺院に対する威嚇、監視にあった」「城下一向宗寺院の所在を仔細に検索していくと一向宗寺院数寺を監視する如く非一向宗寺院が配置されているのに気付く」と新たな論点を提起、さらに「要するに、寺町寺院群・卯辰山麓寺院群・小立野台寺院群は城下所在の一向宗寺院および門徒に対する包囲態勢と威嚇・牽制・監視に当たったものである」とその主張を鮮明にするのであった。

議論はこのように壮大であるが、根拠史料となると前掲の「三壺聞書」の一節と、金沢城下の宗派別寺院分布図（図8）だけであった。根拠薄弱といわざるを得ない。「三壺聞書」の一節は、小立野方面の外敵防御を論ずる証拠には使えるが、一向宗寺院の監視・威嚇の証拠とはならない。

田中は別箇所でも、小立野寺院群は近隣の武家屋敷・足軽組地とともに「門徒および東からの脅威に備えている」といい、天徳院や宝円寺は「戦時寺院城砦化の形態を示すもの」と評価するので、3寺院群ともに真宗寺院と門徒を監視・威嚇するという主張は鮮明である。では何を根拠にそこまで指摘するのであろうか。城下町の宗派別寺院分布図だけでは納得できない。

天徳院と宝円寺は周知の通り歴代藩主の葬儀が執行された藩主菩提寺であり（後掲表3）、とくに天徳院は前田家3代利常の正室で徳川家2代将軍秀忠の次女珠（子々）の廟所で、光高・重靖という2人の藩主墓も築造される藩主家の祖霊祭祀の重要空間である。天徳院の創建は元和9年だから、小立野寺院群による監視・威嚇体制は寛永元年以後に確立したことになるが、ときの藩主利常は、これ

らの菩提寺を戦時の要害あるいは真宗寺院を監視する目的で配置したのであろうか。そのように論ずる以上、宗派別寺院分布図以外もっと信頼のおける証拠、典拠がほしいが、何ら示されていない。

田中はさらに、犀川南岸に位置する寺町寺院群と足軽組地にたいしても「ここに一大城砦を構成する」と軍事一辺倒で寛永期の都市プランを解説する。城下内部におかれた東本願寺末寺を監視するため永原氏の屋敷が置かれたと指摘したのは「金城事蹟考」『越登賀三州志』であるが、加えて西本願寺末寺を監視するため伴八矢屋敷が置かれたとも指摘し⁽¹⁴⁾、軍事防禦の視点に徹し城下町絵図を読み解く。しかし、立論の証拠とした『越登賀三州志』『金沢古蹟志』『三壺聞書』『金城深秘録』『御夜話集（上編）』等によく利用される二次史料（刊本）ではあるが、外敵から城や町を防御するため寺院群を作ったなどと述べてはいない。金沢城の軍事面での欠点等を指摘する史料がいくつか散見されるにすぎない。特定の藩士が東末寺を監視すると述べた「金城事蹟考」の記述も、論拠が示されないので著者（有沢武貞）の見立てであろう。このように寺院配置の目的や意義に直接言及した史料はないから、拡大解釈の産物といえる。これでは、その主張を受け容れるのは難しい。

(2) 日置の金沢城防衛体制論

このような議論に対し、戦前『石川県史』を執筆した日置は、田中の論拠の一つである「三壺聞書」の一節について、「小立野台地は金沢城の軍事防御上のアキレス腱」という理解は、時代錯誤の臆説として退ける。前田家はそのような戦国期山城を念頭にした城郭立地論から解放されており、軍事上の欠点でなく交通・商業上の利点にむしろ着眼し、金沢御堂跡に居城を構えることを是としたと論じた⁽¹⁵⁾。日置の所論は、戦後の城下町研究が主に軍事目的から寺院配置を論じたのと比べ、視野が広く合理的な主張なので、むしろ新鮮である。戦後都市史学の視点は、こと寺院配置に限っていえば偏狭さを感じるので、日置説をここであえて紹介したい。

その前に「三壺聞書」巻八の問題の箇所を、昨年公刊した森田本（十四巻本）によって掲出しておく⁽¹⁶⁾。巻八の「金沢御城火事之事」は、著名な寛永8年の城下町火災（法船寺焼）の顛末を記述した項目であるが、4月14日の火災で金沢城も丸焼けになったと聞いた3代将軍家光は早速見舞いの上使2人（徳山五兵衛・桑山左衛門）を江戸より金沢に送り、両名が利常父子に伴われ焼失した本丸を視察したときの様子を次のように記す。

「江戸へ此由相聞へけれハ、為上使徳山五兵衛・桑山左衛門ニ御夜着・蒲団・御小袖・御帷子為持被遣、五月十一日ニ金沢着、御本丸へ上り焼屋敷見物被申けり、利常公御父子御同道ニて御城を見物し、徳山五兵衛被申ハ、扱々此御城ハ昔佐久間玄蕃暫ク在城之後、利家公築させ給ふ御城なるか、あの茶臼山の目ノ下ニて、殊ニ小立野も城のために不宜、上口より五千、下口より五千程有ならハ、余り手間も入間敷と被申ししかハ、御あいさつニ何も申ならしけり」

問題の「あの茶臼山の目ノ下ニて、殊ニ小立野も城のために不宜、上口より五千、下口より五千程有ならハ、余り手間も入間敷」という言説は、利常・光高父子に同道した幕府上使徳山五兵衛直政の発言であった。直政の父則秀は前田利家に仕えた武将で、慶長5年頃前田家を離れ慶長11年美濃徳山で没した人物である。父死後、直政は徳川將軍家の旗本として3千石余を得て元和期には大坂陣に出たほか大坂城普請の奉行などもつとめた。直政は金沢に来たあと寛永10年正月に北陸道の巡検上使をつとめたが、任務を終えたあと寛永11年2月に京都で死去している⁽¹⁷⁾。

日置の主張は以下の通りである⁽¹⁸⁾。

「次に金沢城の軍事的価値を考ふるに、その効果著大ならざるが如し。何となれば本城は、前田利家が多年の攻城野戦に従ひたる経験に基づきて特に選定したる城地にあらずして、元来一向一揆の中枢たる金沢御坊の遺址たるに過ぎず。而してその位置、一面卯辰山に対し、一面野田寺町の台地に向かふが故に、

若し是等の地を敵の為に占領せらるゝときは、仮令その間に浅野川・犀川の二流ありて多少の防禦に便ずべしといへども、尚甚だしく不利に陥らざること能はず。況や本城の最弱点はその小立野台地に接続する方面にあることは、故人の夙く考察せし所にして」と論じたあと、「三州奇談」から「昔佐久間盛政、尾山の城を攻めしに、城中よく防ぎ手強く戦ひしに、其頃瀬領村の者ども小立野より述計をなして手痛く責立し程に、城忽ち陥ぬ」という一節を引用し、また前掲「三壺聞書」の一節も紹介し、小立野台地の軍事的弱点を述べた代表的な所説とする。しかし、こうした理解に日置はつぎのように反論を展開する。

「然りとはいへども、利家の治世は、恰も戦国群雄の割拠時代より封建諸侯の領主固定時代に移るの期に当り、山寨に拠りて防守を専一としたる戦術は既に廢れて、城郭の所在は寧ろ都市の中心として利便なるを喜び、一朝有事の際には国境の天嶮に進出して戦闘するを期したりしが故に、利家も亦その家城の要害に就きては甚だしく重きを置かざりしなるべし」といい、慶長4年の利家遺書7項目にある「兄弟に申置候、第一合戦の刻ハ、敵之内畔きり成ともふみ出し尤に存候、自国へ押こまれ候者、草の影にても尤にハ存ましく候、其子細は、信長公小人数の時分より、終に御国の内にて合戦被成たる事無之、敵地へふみ入、度々利を得させられ候事」⁽¹⁹⁾ という遺言の前半部（下線部）を引き、「戦勝の秘訣を喝破」するものと高く評価した。

このあと、上記の利家の遺言を念頭に「かくて利家の遺命を奉ずるその子孫は、進出を以て交戦の第一義といへども、亦万已むを得ざる場合に在りては、固より領内に在りて防禦するのなかるべからず。是を以て利長は、慶長十年富山城に隠棲し、十四年その災に罹りし後また高岡に築きて之に徙り、以て金沢城の前衛に任ぜり」と主張、また一国一城令で高岡・魚津・今石動・七尾・大聖寺・小松の諸城が廢止となったあと、利常は寛永16年隠居し、小松城を許され、また支藩を置き大聖寺城・富山城を興し金沢城の防衛に資したと論ずる。また金沢城と城下町をみても城の外堀、二重の惣構、要衝に置かれた家臣屋敷などをあげ最低限の守りはできていると指摘する。

越中国に配置した富山城・高岡城、加賀南部の大聖寺城・小松城が「金沢城の前衛」として防御の役割を潜在させていたとする日置の説明のほうが、説得力があり、「三壺聞書」の指摘などは引用するまでもないと退ける。日置は寺院群や寺町に関し何もふれていないが、寺院群の軍事的役割についてさしたる意味を想定していないからである。

金沢の町名・寺院・人名などを詳細に考証した森田平次『金沢古蹟志』（明治24年著）の小立野方面の記事をみた限り、個別寺院について軍事的役割に言及した箇所はほとんどなかった。享保期に活躍した甲州流兵学者有沢武貞の「城下得失考」のなかでもそうした言及はない。むしろ小立野台地は白山の尾山であり「神靈の勝地」と言祝ぐ⁽²⁰⁾。前掲「金城事蹟考」（有沢武貞著）で東末寺を監視した永原家屋敷という記述くらいであった。寺院配置の軍事的意義を言い始めたのは、小野晃司・豊田武をはじめとする昭和の都市史研究者なのかもしれない。

2 藩主菩提寺配置の政治的意味

金沢の寺院群（寺町）は小立野・寺町・卯辰山麓の三つとされているが、小立野寺院群の分布位置をみると、密集性に欠け広大な小立野台地全体に分散している。より正確にいえば、小寺院群と独立性のつよい寺院が台地周縁に散在する形態とみたほうがよい。寺町寺院群・卯辰山寺院群の密集度に比べ集合する寺院数が少なく各寺院の独立性が強いからである。

表1は「寛文七年金沢図」⁽²¹⁾「延宝年中加越能社寺来歴」「貞享二年寺社由緒書上」⁽²²⁾を根拠史料とし、小立野台地付近に立地する寺院の宗派・略歴・小立野来住年などを一覧したものである。図Aは「寛文七年金沢図」の上に表1掲載寺院の位置を番号で示したものである。図Aや図B（加賀国金沢之絵図⁽²³⁾）

で小立野寺院群を概観すると、約 30 の小立野台地周辺の寺院は①台地東端の 3 つの大寺院（天徳院・如来寺・経王寺）、②台地北麓の宝円寺とその下に置かれた八坂下寺院群（永福寺・宝幢寺など 7 ヶ寺）、③台地南麓の大乗寺周辺寺院群（瑞雲寺・瑞光寺・本行寺）という 3 つの小寺院群と、これらと一定の距離を保ち近在に分散する波着寺・棟岳寺・真行寺・献珠寺など町中分散寺院で形成されていると理解できる。町中分散寺院のなかには 4 つの真宗寺院（仰西寺・善徳寺・慶恩寺・永順寺）も含まれる。

小立野寺院群の上記四要素のうち特に際立つ景観は、いうまでもなく台地東端の天徳院・如来寺・経王寺の位置取りである。それぞれ藩主菩提寺、前田家・将軍家位牌所、藩主実母菩提寺という性格をもつが、この三寺院のうち、この位置に寺屋敷を構えたのは天徳院が最初で、三寺院が並ぶ景観は万治 2 年に出来たものである（表 1）。したがってこの景観は、藩主利常・綱紀ゆかりの菩提寺等を意図的に配置したものとみて解釈するのが妥当であろう。小立野台地東端は、前田家墓所（野田山墓所）と全く同一ではないが、どちらも城の辰巳（南東）の方角にある。藩主前田家の祖霊祭祀の拠点ともいべき菩提寺と墓所がほぼ同一方角にあるというのは偶然ではなからう。何らかの意図をもって配置したとみたい。軍事的防御は少なくとも第一の目的でなからう。

表 1 で小立野に移転または新設された時期をみていくと、利家時代からと主張するのは永福寺のみで大半は慶長年間以後である。利長が藩主をつとめた時代（慶長 4～10 年）に来た大乘寺（慶長 6 年）、八坂下の安楽寺・静明寺（慶長 7 年）が古いほうで、多くは利常時代それも元和以後が多い。そのなかで宝円寺は、小立野の現在地に移動したのは元和 6 年だが、天正 11 年の利家金沢入部とほぼ同じころ、今の兼六園付近に寺地を拝領したと主張するので注目したい。

宝円寺が利家による城下町建設初期、城近くで寺屋敷を得た事情や背景については、由緒書での主張であり、別の確証も欲しいが他の事象との連関を勘案しても矛盾はないので、まずは今の兼六園の地（元和以後奥村伊予邸があった場所）に宝円寺が置かれ元和 6 年に、小立野台地後方に移ったと理解し議論をすすめていきたい⁽²⁴⁾。そのあと元和 9 年に天徳院創建があり、城近くにあった祈禱寺波着寺も元和 5 年現位置に移動したので（表 1）、元和後半は前田家にとって重要な菩提寺・祈禱所の位置が固まった時期といえる。

なおこれまで、犀川河原の古寺町、尾坂下や浅野川近くの枯木町にあった寺院が、元和 2 年に寺町台・卯辰山麓へ移転を命ぜられ、寺町・卯辰山麓二つの寺院群の形成が始まったとされるが⁽²⁵⁾、この元和の寺院配置計画は、藩主菩提寺・祈禱所を小立野台地の要衝に置いたことで促進され、より明瞭なものになったといえそうである。町中にあった寺院を寺町・卯辰山麓の二寺院群に集める元和初頭の政策に加え、元和後半の波着寺・宝円寺移転と天徳院新設という政策も加わり、前田家の寺院配置の骨格が決まったことに注目したい。

(1) 天徳院

寛文期の金沢絵図⁽²⁶⁾をみると、金沢城と天徳院が、ほぼ一直線に結ぶ石引道によって強く結びついていることが看取できるが、このような景観は元和 9 年の天徳院創建という意図的寺院配置によって生まれたものである。なぜなら石引道は文禄年間、幅 5 間の直線道路としてすでに完成していた城建設用の石材運搬道路であり、その道筋をあえて切断し路線変更させ、天徳院と城を結び付ける景観に変更されたと理解できるからである⁽²⁷⁾。

既存の石引道を天徳院に向かう参詣道に見せる作爲は、寺領 500 石、敷地 4 万坪という天徳院の規模と関連している。表 2 から天徳院の寺領・寺域は領内最大であるとわかるが⁽²⁸⁾、さらに将軍家から入嫁した 3 代利常の正室菩提寺でありかつ、その後前田家の菩提寺になったことを考え合わせると、天徳院創建と配置の意義は極めて政治的なものと推定され、軍事的な機能や役割に重きを置いたものではなからう。

【表1】小立野台地の寺院リスト

No.	寺院名	宗派	地種	寛文・延宝図の記載	所在地	寺院の特徴・性格	寛文期屋敷来住時期	寺地移動歴	小寺院群
1	天徳院	曹洞宗	拝領地	◎	小立野	藩主菩提寺	元和9年創建	元和8年、3代利常正室天徳院(將軍秀忠次女)死去に際し墓所営み、翌年菩提寺として創建。寛永元年、將軍家の紹介で安房国長安寺より開山巨山泉滴和尚迎える。敷地4万歩、寺領500石。	天徳院 周辺小寺院群
2	経王寺	日蓮宗	拝領地	◎	小立野	藩祈願所	正保4年頃	利常実母寿福院の菩提寺。越前府中経王寺より弟子養仙院を金沢に招き福波寺を経王寺と改め、寿福院の帰依をうけた。のち利常息女や天徳院の病氣平癒等の祈禱に尽くす。寛永8年寿福院死後、江戸より遺骨うけ当寺にても葬儀執行。寛永8年火災で焼けたが、仮屋にて7回忌の焼香を行った。利常の命で、正保4年の17回忌までに新寺造営か。その時妙成寺14世日淳を開山とする(寺内に反対あり調整)。承応3年寺領50石拝領。	
3	如来寺	浄土宗	拝領地	◎	小立野	藩主位牌所、祈願寺	万治2年	天正年中、越中守山にて創建。のち金沢に移り卯辰山麓にいたとき天徳院の帰依うけ、元和2年家康の位牌所となる。明暦2年4代光高正室清泰院死去後は、清泰院の位牌所となり、万治2年、現在地へ移転。寛文2年に作事完成。寺領200石を得て、浄土宗触頭となる。のち將軍家の位牌も置き「加賀の増上寺」と呼ばれる。	
4	宝円寺	曹洞宗	拝領地	◎	小立野	藩主菩提寺	元和6年	藩祖利家は越前府中にて宝円寺の大透圭徐に帰依し、能登七尾に一寺建立。金沢移転により石川門対岸にて寺地得るが元和6年、現在地へ移転。寺屋敷1万1600歩、寺領216石。寛文9年、5代綱紀によって再建され正門は馬坂口に改めた。宝暦9年大火で焼失、3年後に再建。	宝円寺・ 八坂下小寺院群
5	永昌寺	曹洞宗	拝領地	◎	宝円寺下	宝円寺子院	寛永13年	宝円寺の塔頭。慶長18年創建。寛永13年藩から寺地206歩拝領。藩末無住となり明治5年廃絶。翌年鶴来一閑院に移転。	
6	集福寺	真言宗	拝領地	◎	宝円寺下		寛永10年	砺波郡石坂村から慶長5年、金沢安江町に移転し観音堂・坊舎建立。寛永10年に屋敷召上げとなり、馬坂に移転、居屋敷拝領。明治28年能美郡辰口に移転。	
7	永福寺	曹洞宗	拝領地	◎	宝円寺下	八家奥村家の菩提寺	天正・文禄中	天正元年富山光巖寺8世が開山。開基は奥村家福。その後、利家の時代に金沢に屋敷拝領し今に至る。	
8	安楽寺	浄土宗	拝領地	◎	宝円寺下	脇田兵部・奥村家福の取立	慶長7年	慶長7年、脇田兵部甥にあたる等撰和尚(越前生)が創建。利長様時代に伯父脇田氏を頼り金沢にきて、脇田兵部と奥村故伊予(永福)の取立により寺屋敷250歩拝領。その後、奥村伊予菩提寺永福寺の屋敷の内150歩、故伊予の計らいで拝領し屋敷地は都合400歩となった。寛永17年9月脇田善左衛門子息猪之助病死のとき、利常より追善法事料50俵うける。祠堂米も許され脇田善左衛門が支配し万治元年に来歴を上申した。	
9	雲龍寺	曹洞宗	拝領地	◎	小立野八坂	武蔵の古利、砺波郡で寺建立	慶長年中	嘉吉元年武蔵成田村龍測寺2代が越中砺波郡に創建。利長時代の慶長中、金沢八坂にて屋敷拝領。	
10	静明寺	日蓮宗	拝領地	◎	小立野八坂	利長息女の帰依、取立	慶長7年	高岡の本陽寺の歴代のうち静明院日述が利長・玉泉院夫婦から懇意をうけ、とくに息女満姫(蓮成院・慶長16没)が檀那となり帰依したので、慶長7年、金沢にて屋敷拝領し、日述が寺建立した。	
11	鶴林寺	曹洞宗	拝領地	◎	小立野八坂	古刹祇陀寺の末流	不明	大乘寺3代明峰和尚の法流にて石川郡吉野に伽藍造立。18代住職が天真派に変わり寺号も大安寺と変えたので、その後法流・寺号につき相論続く。寺地も富山・守山・金沢と移転したが、利常の裁定で両派両寺号とも除き、太源派となり鶴林寺と改称	
12	松山寺	曹洞宗	拝領地	◎	小立野八坂	八家横山家菩提寺	元和3年	慶長4年、横山長知が師匠綱天を招き一寺建立を計画するも成らず、元和3年、丹波から融山和尚を迎え小立野八坂に屋敷拝領し一字創建。	
13	宝幢寺	真言宗	拝領地	◎	小立野八坂	藩祈禱所	慶長頃	越前府中にいた開山の覚祝法印は、利家の帰依をうけ、祈願寺となり国家安全の祈禱をしてきた。利長に従い松任、守山に随従し愛宕権現をそれぞれ勧請した。その後、金沢に移り、今の屋敷拝領。祈禱料も拝領。6代祐慶法印から加賀一國の真言宗触頭となり祈禱役も務めてきた。	

14	最勝寺	天台宗	拝領地	◎	小立野	利常の手習いの師匠	寛永19年	寛文図は「西照寺」と表記。天正12年小松にて創建、丹羽長秀の時祈願所となる。小松城代前田長種、2代住職の才を認め利常の手跡指南役に用いる。慶長18年、利常の命で金沢八坂にて寺地得る。寛永19年の八坂山崩にて寺破損し、小立野にて寺地拝領。その後寛文5年、恵眼法師が金沢東照宮の役僧となり扶持拝領、寛文9年の宝円寺再建に際し、寺地を召上げられ卯辰山麓に移転。	大乘寺 周辺の 寺院
15	大乘寺	曹洞宗	拝領地	◎	大乘寺坂下	曹洞宗古刹、本多家が大檀越	慶長6年	弘長3年、永平寺3世徹通和尚が野々市の富樫氏の後援をうけ創建。大乘寺2代の瑩山紹瑾は永光寺や総持寺を開き曹洞宗を全国に広める基礎作る。富樫氏の衰退・滅亡により14世虎室和尚は、天正19年、金沢木新保に屋敷拝領し移転。その後、利長の時、惣構建設のため寺屋敷の移転を命ぜられ慶長6年、小立野大乘寺坂下に移る。のち元禄10年に郊外長坂村に移転。	
16	本行寺	日蓮宗	拝領地	◎	大乘寺坂下	利常の取立(初代本因坊)	元和3年頃	元和3年、京都寂光寺2代本行院日海が利常の取立により建立。日海、本因坊と申す時江戸に居て利常と懇意となり国元で弟子本照坊が寺地拝領。	
17	瑞雲寺	曹洞宗	拝領地	◎	大乘寺坂付近	寺西家取立	元和・寛永中	寛正6年武蔵市川永福寺5代目が越前府中に寺建立。天正18年越前の永福寺3代目は金沢に移転、寺西若狭先祖宗与が言上し、利家から木新保にて寺屋敷1800歩拝領。宗与開基にて寺建立。その後、利常時代に寺地召上げられ、小立野の現在地に移転。	
18	瑞光寺	臨済宗	拝領地	◎	大乘寺坂付近	本多安房の援助で建立	寛永9年	開山は愚溪和尚、開基の檀越は才道二と先々代の伊藤外記にて、寛永9年、本多政重より利常様に言上し、屋敷拝領、寺建立。	
19	波着寺	真言宗	拝領地	◎	小立野	白山大明神・八幡神を祭る祈禱所	元和5年	越前安養坊空照は利家の帰依をうけ、本尊十一面観音とともに加賀へ。初め白山本宮にて寺地拝領。元和5年、屋敷替の命あり小立野の現屋敷に移転。空照はその間、白山本宮の再興に尽くし、城内にあった八幡宮を利長から預かり、また石動山大宮坊の住持職につき能登真言寺院の触頭もつとめた。	町中 分散
20	岩倉寺	真言宗	拝領地	◎	波着寺向い		元和3か	元和3年、造立。居屋敷は利常時代に拝領	
21	棟岳寺	曹洞宗	拝領地	◎	小立野南岸	赤座(永原)家取立	慶安2年	明応年中、越前で赤座氏が建立。赤座備後、利長の家来となり金沢来住につき、慶長8年、備後下屋敷の内に寺建立。利常の小松隠居に赤座土佐も同行したため、下屋敷没収、寺地を失ったので土佐は利常に訴訟し慶安2年、現在地を拝領。	
22	真行寺	曹洞宗	拝領地	◎	小立野南岸	本多安房の取立	万治2年	本多政重の願いで寛永8年金沢百姓町にて寺地拝領。開基は本多家家老笹井雅樂之助。その後万治2年に寺地召上げとなり、小立野に新しい寺地拝領。	
23	猷珠寺	臨済宗	拝領地	◎	小立野	利家孫娘の菩提寺	慶安4年	藩祖利家次女蕭姫(増山殿)は中川光重に嫁し、その娘猷珠院は神谷守隆に嫁した。横山外記老母海元院は猷珠院の娘であり、母猷珠院のため一寺建立を利常に願い出、屋敷拝領、慶安4年に寺建立。寺領は30石得る。	
24	慶恩寺	真宗(東)	拝領地	◎	小立野南岸		万治元年	延徳3年創建。初め木新保のち犀川堅町へ移転。万治元年御用地に収公され小立野移転。	
25	善徳寺末寺	真宗(東)		◎	小立野		不明(万治年中か)	善徳寺6代顕勝、慶安3年に善徳寺末寺を金沢の材木町に創建、のち御用地に収公され現在地に移転	
26	仰西寺	真宗(東)	拝領地	◎	小立野		万治2年	初め宮腰、天正年中材木町、のち万治2年に収公され現在地へ移転。	
27	永順寺	真宗(東)	拝領地	◎	小立野		万治2年	天文6年創建、初め袋町、万治2年収公され現在地へ	
28	唯念寺	真宗(東)	地子地		嫁坂下		寛文元年	慶長16年創建、初め小立野、万治4年収公され嫁坂下へ。	
29	等願寺	真宗(東)	地子地		小立野		万治2年	慶長7年創建、初め森本町、万治2年収公され小立野で替地得る	
30	長周寺	真宗(東)	地子地		小立野		不明	天正18年、善知創建。先年より小立野に居住。	

(注)『加越能寺社由来(上編)』所収の「延宝年中加越能寺社来歴」・「寺社由来」・貞享2年「寺社由緒書上」などを典拠に作成。なお本文中で言及した寺院については本文(注)に掲げた史料も参照し整合をとっている。



図A：小立野台地の寺院配置（寛文七年金沢図）

(注) 1～27は「寛文七年金沢図」に寺名記載があり、29は「延宝金沢図」に寺名を記す。
28は近世後期絵図からの推測であり、30の位置は不明。



図B：3寺院群概観図



図C：観音院、明王院の景観

【表2】 前田家菩提寺・祈禱祈願所

寺院名	宗派	寺社領高	備考(性格・来歴など)	典拠メモ (延宝2年記載順・寺社由来掲載)
天徳院	曹洞宗	500石	3代藩主正室の菩提寺として創建。前田家の菩提寺、承応3年寺領所付	3
総持寺(能登)	曹洞宗	400石	日本曹洞宗本山。開山は峨山和尚	31 *
瑞龍寺(高岡)	曹洞宗	300石	2代利長菩提寺、承応3年寺領拝領	41
宝円寺	曹洞宗	232石余	藩主菩提寺、慶長18年に寺領125石拝領	2
如来寺	浄土宗	200石	4代藩主正室清泰院の位牌所	6
金沢東照宮	天台宗	150石	上野寛永寺より寛永20年勧請。御宮120石、御仏殿30石	1
気多神社(長福院:能登羽咋)	(真言)	(200石)	能登一宮に天正10年寄進	44 *
勝興寺(越中伏木)	浄土真宗	(200石)	真宗西方の有力寺院。100俵拝領→のち125石加増。藩主庶子が住職に入る。	*
白山比咩神社(加賀鶴来)	(天台)	100石	慶長元年社頭造営、慶長16年社頭普請、社領33石3斗拝領	16 *
小松梯天満宮(梅林院)		100石	利常、明暦3年、隠居城小松城北東に創設	10 *
玉泉寺・天満宮	時宗	60石	2代藩主正室の菩提寺、寛永6年より祈祷料	4
桃雲寺(野田宝円寺)	曹洞宗	58石	利家墓所供養のため慶長5年、芳春院建立	*
妙成寺(能登)	日蓮宗	(86石余)	天正10年以後、数回寄進。→34石拝領	
経王寺	日蓮宗	50石	利常実母の帰依した祈願所	5
伝灯寺(加賀河北郡)	臨済宗・曹洞宗	50石	紀州興国寺の末寺なれど衰退しており、利常の命で泉野少林寺の千岳和尚に再興させ100石寄進	7 *
俱利伽羅不動長楽寺	真言宗	(95石余)	明王院53石拝領	34 *
繁久寺(高岡)	曹洞宗	50石	承応3年拝領	41 *
永光寺(能登)	曹洞宗	20石	開山は瑩山紹瑾。総持寺と並ぶ曹洞宗有力寺院	*
永伝寺(越中 今石動)	曹洞宗	50石	木舟城主前田右近の菩提寺	*
海門寺(七尾)	曹洞宗	30俵	天正10年利家寄進	*
霊泉寺(能登口郡鹿島村)	曹洞宗	15石余	総持寺五院ゆかりの寺院。利長・利常が後援	*
国泰寺	臨済宗	12石3斗	禅宗の名刹。もと安国寺。	*
蓮江寺(能登輪島)	曹洞宗	10石	利家より寺領拝領、宝円寺住職隠居	*
金峰寺(能登珠洲)	曹洞宗	10石	天正中、利家の帰依うけ寺地拝領	*
光禅寺(越中氷見)	曹洞宗	6石5斗	利常が寺領寄進。瑩山・明峰の門流	*
安居観音堂・安居寺(越中)	真言宗	(20石)	利長、祈願所とし、慶長16年利常堂舎建立。元和4年拝領	35、38、42 *
二上山二上神社・養老寺	真言宗	(6石7斗余)	利長・玉泉院の帰依、慶長15年寺領拝領	33 *
長久寺	曹洞宗	(50石)	利家妹、高島石見室の開基にて、利常が寺領を加増する	26
埴生八幡宮(越中)		(60俵)	天正14年利長寄進・制札下付(佐々成政160俵寄進)、元和3年利常寺領安堵	40 *
長齢寺(七尾)	曹洞宗		宝円寺開山大透圭徐が入寺隠居、利家父母の位牌所	45
野町神明宮			利長、利常が社地寄進、藩から修理造営助成	13
稲荷・真長寺	真言宗		利常より河原町にて屋敷拝領、稲荷社創建	14・15
大野湊神社(宮腰)		(田2町)	天正14年寄進。(白山・八幡・神明)	17 *
黒津舟神社(加賀河北郡)		(田2町)	天正14年寄進。地域の伝統寺社	18 *
献珠寺	臨済宗・曹洞宗	(30石)	利家孫娘献珠院のために娘海元院尼が慶安4年創建。利常から寺地拝領	20

波着寺(八幡宮)	真言宗		利常から元和5年広大な寺屋敷拝領。利常の命で石動山住職となり能登真言宗触頭つとめる	19 *
卯辰山愛宕社・明王院	真言宗	(祈祷料10俵)	利家以来の祈祷所、利常から祈祷料30俵得る	23 *
小立野愛宕社・宝幢寺	真言宗	(祈祷料5石)	利長より屋敷拝領。賄料4石5斗。真言宗触頭	24 *
卯辰観音院・山王社	真言宗		元和年中利常、観音堂・山王社客殿など建立、諸道具寄進	8、11
養福院(小松)	真言宗		慶長9年愛宕堂は利長建立、承応2年利常愛宕堂再建、護摩堂・拝殿等も建立。今の霞島神社	9
卯辰八幡宮			利常、八幡社造営。以後八幡宮・神明・薬師堂の修理しばしば行う	12
北中条村山王社(加賀河北郡)		(30俵)	天徳院の化粧料の村に、天徳院の氏神山王社があり、ご縁を感じ、本社・拝殿など建立し御米も寄進	25
芦舩寺(越中 立山)	天台宗	(100俵)	天正16年利家寄進、以後歴代造営修理を後援、参詣も行う	27 *
大岩不動日石寺(越中)	真言宗	(20石)	正保元年、利常修理援助、寺領付与。綱紀、祈願所とする	28 *
山伏観行院	修験		尾張以来、前田家の祈祷僧、金沢でも屋敷拝領	30
高岡稲荷社		(15石余)	慶長15年、利長が創建。屋敷下付、社頭建立	32 *
法住寺(能登 珠洲)	真言宗		本堂、白山社、拝殿は利常の建立	36
越中一宮慶高寺	真言宗	(10石)	養老2年開基。利常、正保2年本社・拝殿建立、慶安3年寺社領寄進	29・37 *
高座金分両社(能登 三崎)		(30俵)	天正10年寄進	39 *
珠洲三崎 高勝寺	天台宗	(75石)	天正14年、利家5町寄進	*
岩舩寺(越中 立山)	天台宗		寛永18年利常、本社造営。寛文7年綱紀、本社建立	43 *
石動山天平寺(能登)	真言宗	(150石)	天正10年の合戦以後退転、慶長年間に許さ、寺領得るが入山禁止続く。波着寺空照らが入り藩が管理し享保期に至る	*
菅原天神社(能登 羽咋)		(90俵)	天正10年、90俵寄進	*
宝泉寺(能登道下村)	真言宗	(10俵)	天正10年、田地10俵寄進	*

(注1)『加越能寺社由来(上編)』(石川県図書館協会、1974年)所収の「寺社由来」「延宝年中加越能寺社来歴」掲載寺社は前田家の祈祷所・祈願所と判断されるので、これを基本に一覧した。一部除外し、追加したものもある。(注2)寺領は天明3年侍帳(加越能文庫)記載数字を記し、「寺社由来」「延宝年中加越能寺社来歴」および『加越能寺社由来(上編)』解題掲載表1に拠った場合は()を付した。(注3)典拠メモ欄の数字は「延宝年中加越能寺社来歴」の記載順、*印は「寺社由来」に記載があることを示す。

【表3】加賀藩前田家藩主歴代の菩提寺一覧

藩主	没年	菩提寺	最初の墓地等
初代 利家	慶長4年(1599)	宝円寺	野田山
2代 利長	慶長19年(1614)	瑞龍寺	高岡利長墓所
4代 光高	正保2年(1645)	天徳院	天徳院
3代 利常	万治元年(1658)	宝円寺	野田山(灰塚:三宅野)
5代 綱紀	享保9年(1724)	天徳院	野田山
6代 吉徳	延享2年(1745)	宝円寺	野田山
7代 宗辰	延享3年(1746)	天徳院	野田山
8代 重熙	宝暦3年(1753)	宝円寺	野田山
9代 重靖	宝暦3年(1753)	天徳院	天徳院
10代 重教	天明6年(1786)	宝円寺	野田山
齊敬	寛政7年(1795)	天徳院	天徳院
11代 治脩	文化7年(1810)	宝円寺	野田山
12代 齊広	文政7年(1824)	天徳院	野田山
14代 慶寧	明治7年(1874)		日暮里
13代 齊泰	明治17年(1884)		日暮里

(注)『加賀藩史料』、『加能郷土辞彙』、『野田山・加賀藩主前田家墓所調査報告書』(2008年)およびパンフレット「前田家の菩提寺」(金沢市立玉川図書館夏期展示、2005年)などによる。

元和8年7月、利常正室珠は23歳の若さで逝去した。利常との間に3人の男子、5人の女子を設けており、利常の哀惜ひとかたならず、宝円寺での葬儀を終えたあと、元和9年から寛永2年にかけて天徳院の伽藍造営にとりかかった。その間の経緯は、文化3年の「金龍山天徳院」の由来書が詳しく、次のように主張している⁽²⁹⁾。

「一、当院開闢者天徳院殿御逝去之翌年、元和九年微妙院殿為天徳院殿冥福御建立被成候、

一、当院開山泉滴和尚者房州長安寺十一代也、微妙院殿当院御建立之年住持之儀者、以上意被仰付可被下旨台徳院殿江御訴訟之処、房州之泉滴和尚江住持被仰付候、依上意従微妙院殿御請待被遣候処、北国之寒地江罷越候儀迷惑奉存候間、預御慈許度由被達上聞候得者、其寺之開山ニ成儀候条住職可被相勤旨土井大炊殿為上使再三就御恫之上意、御請申、当院江被致入院候、則寛永元年子六月也、翌年丑夏為天徳院殿追薦、従微妙院殿五百人結制被仰付一会執行仕候」

ここで注目したいのは、寺屋敷・寺領の寄進は利常の権勢で処理できたが、住職は前将軍（大御所）秀忠（天徳院の実父）に利常の側から依頼したことである。しかも将軍家が推挙した安房長安寺の巨山泉滴は、利常の要請を断り、幕府老中土井大炊から再三説得し、ようやく天徳院の開山を引き受けたと記すので、天徳院創設に幕府の助力は不可欠のものであった。「再三御恫の上意につき御請申す」という文言から幕府も執拗に開山となるよう勧めたのは間違いなからう。利常がここまで幕府の推挙にこだわったのは、大御所秀忠の息女の菩提寺であったからである。将軍家の威光をかさに着て、天徳院住職を求める心算でなかったのであろうが、結果として将軍家の手厚い後援により創建されたのであり、それにふさわしい寺屋敷・寺領・堂塔伽藍は前田家（藩）の責務として用意され、寺院経営にも深く関わらざるを得なかったといえる。

寛永元年6月に金沢に來た巨山和尚によって、同年7月盛大な三回忌法要が営まれ、翌2年夏にも、利常肝煎りの追善法要が挙行され、500人もの僧侶を集め、参詣者は100日に及んだという⁽³⁰⁾。天徳院の公称4万坪という敷地に壮麗な堂舎が寛永元年頃には完成していたのであろう。巨山和尚は寛永18年に亡くなるが、その後任に適任者がいなかったようであり、寛永19年から承応3年まで無住となり、巨山和尚の弟子瑞雲寺が看坊をつとめた。承応3年に入った住職も腰が定まらず3年で去り、明暦3年から万治2年まで利常の命で城下町七カ寺による輪番住持制とした⁽³¹⁾。このように創建早々の天徳院の経営に利常自ら関与し、多額の祠堂銀助成も行っており⁽³²⁾、ただならぬ支援ぶりである。

こうした天徳院の創建経緯、利常の寺院経営への積極関与から、天徳院はさながら官立寺院の扱いであったことがわかる。これに対し、前田家と宝円寺の関係は穏当なもので、一定の距離間をもち厚遇を続けた。どちらも藩主菩提寺であるが、前田家との関係性はやや異なっていた。利常は天徳院創建によって、徳川家との緊密な関係性を天徳院の荘厳と位置取りによって表現し、前田家の末永い安泰を願ったものと理解できる。しかし、同時に新たに設置した寺院を長期にわたり存続させるには、教団からの支持や理解も必要であり、寺院組織や施設維持などに多額の費用も要するので、藩による経営支援が不可欠となった。この点に菩提寺型寺院設置に伴う厄介な問題が存するので、注意していきたい。

(2) 宝円寺

天徳院創建の3年前、宝円寺は石引道の中程を北に折れた台地北西の平坦地（木曾谷北尾根）に移された。ここから、あらためて城下を見守る意図と思われるが、奥村伊予邸にあったときは石川門に対面する重要位置にあって前田家の安泰と繁栄を祈願していたので、小立野台地中程に移転したのは宝円寺の地位低下を示すようにも見える。しかし、近世初期の大名権力と寺院の力関係を考えれば、たとえ藩主の菩提寺であろうと藩主の求めた場所で御用をつとめるのが筋であり、止むを得ないことであった。いっぽう宝円寺の立場からすると、文禄3年の大透圭徐の七尾引退のあと住職はつぎつぎ

変わり、法灯をいかに守っていくか、曹洞宗教団のなかでの地位、禪宗寺院としてのあるべき道を求めていたので、前田家との結びつきだけが行動要因であったわけではない。政権の都合に左右されるばかりの寺院でなかったことにも目を向けたい⁽³³⁾。

とはいえ、天徳院創建によってできた景観は、藩祖の菩提寺である宝円寺にとって看過できない出来事であったに違いない。3代藩主正室の菩提寺に対する待遇は宝円寺を超えるものであり、地位凋落を直感したことであろう。

宝円寺と前田家のつながりは、藩祖利家と金沢宝円寺の開山大透圭徐の信頼関係によって形成されたものである。その由緒が語るように越前府中の領主となった利家は越前高瀬の宝円寺7代大透圭徐に帰依し、天正9年能登国主となった利家が彼を七尾に招き宝円寺を造営したことでより緊密となる⁽³⁴⁾。能登国主の家の発展と国家繁栄を願う祈願寺、国主の相談役としての宝円寺の地位は、利家の七尾時代に固まったといえよう。

「宝円寺由来記」⁽³⁵⁾は天正11年の金沢築城にあたり「即于城東南之際、再造立宝円寺。自能州七尾、又請大透和尚住持。曾依瑞夢之感、城門与寺門相对。山号護国山」と述べる。城の南東は小立野台地に続き、今の兼六園に面するが、城地と台地が截然と離れたのは文禄元年の本丸東面高石垣の造営時であろう。しかし、それ以前に蓮池堀が掘られていた可能性もある。おそらく文禄元年以前、宝円寺は城門と相對するように寺門を設け、前田家の繁栄と王城鎮護（城下町と領国の安泰）を祈願する寺院として役割を果たしたのであろう。

利家は宝円寺に何を期待し、城に隣接する一等地に宝円寺を置いたのであろうか。天正11年時点の宝円寺にとって死者供養すべき人物は、利家の父母や祖先たちであり、野田山の前田家墓所に埋葬された兄利久はじめ多くの前田家一族はなお健在もしくは生まれてもいない。また野田山墓所もできていない時代だから、前田家の祖先供養、一族の死者供養は宝円寺の主たる役割ではなかった。大透圭徐は文禄3年七尾宝円寺に隠居するが、そこで利家父母の菩提を追善供養したので、むしろ長齡寺と改称した七尾宝円寺が、前田家祖先供養の役割を引き受けたといえる。また野田山に埋葬された利家や利久らの菩提を弔う寺院として慶長5年に野田村に桃雲寺が芳春院によって創建されたので⁽³⁶⁾、ますます金沢宝円寺の前田家祖先の祭祀という役割は希釈されたといえる。

天正11年頃に戻って宝円寺の役割を忖度すると、おそらく、いまだ途半ばの天下統一をめざす争乱のなかで、前田家とその家臣たちの武運長久と前田家の立身（成功）を祈願することがより大きな役割だったのではないか。豊臣政権がまだ確立していないこの段階で、いかに前田氏とその主従が乱世を乗り切るか、様々な選択を迫られるなかで助言者として大透圭徐に負う所もあり、それゆえ金沢城のすぐ近くで彼の願いに応え寺院造立を認めたのであろう。両者の信頼関係をベースに宝円寺が城の南東際に建設されたのであり、それを「宝円寺由来記」は、利家と大透和尚が「白鳥の靈夢」⁽³⁷⁾を同時にみた偶然に事よせて物語る。もとより「靈夢」は由来記の作為であるが、利家と大透圭徐両者の望んでいたことを靈夢に託した逸話と解釈したい。

大透圭徐と利家の関係は、利家が豊臣秀頼の傅役となり上方常駐が義務付けられた文禄年間から疎遠となる。圭徐が文禄3年弟子象山和尚に金沢宝円寺を譲り、七尾宝円寺に隠居したため、慶長3年圭徐はそこで没する。慶長5年以後、桃雲寺（野田の宝円寺）が芳春院の勢威をバックに台頭するが、芳春院が宝円寺を叱責した消息も近年紹介されている⁽³⁸⁾、祖霊祭祀をめぐる一族内に波風もたっていた。それでも宝円寺の歴代住職は法灯を守り菩提寺としての立場は死守した。

周知の通り前田家の菩提寺は天徳院と宝円寺であり、表3に示した通り光高・利常以後の歴代藩主葬儀が天徳院と宝円寺で交互に執行されたことで固まった慣例である。2代利長の葬儀は表3では瑞

龍寺としているが、正しくは利長が高岡に創建した法円寺とするのが妥当であろう。宝円寺3代廣山和尚が、隠居した利長に招かれ富山に創建し高岡に移転した寺で、高岡の宝円寺ともいうべき寺であった。この法円寺に最初利長墓所が置かれたと考えられ、のち利長の法号をとって瑞龍院と改めた。正保2年の利長33回忌のあと利常は、瑞龍院の替地と新たな伽藍造営・墓所建設をすすめ、正保3年に墓所、明暦年間に瑞龍院がほぼできたというが、伽藍整備は寛文3年頃までかかった。このように繁久寺の向いにある利長墓所と瑞龍寺が「八丁路」で結ばれる景観は明暦年間、利常によって意図的に作られた景観である⁽³⁹⁾。天徳院と金沢城のごとき景観である。

したがって、初代利家・2代利長・3代利常ともに宝円寺もしくはその系統の寺院で葬儀を行ったのであり、4代光高・5代綱紀の葬儀は天徳院で執行された。ところが、死去した順序は、4代光高・3代利常・5代綱紀の順であったから、天徳院・宝円寺・天徳院の順に葬儀が行われた。それゆえ藩主葬儀は天徳院と宝円寺で交互に執行する慣例ができたのであろう。

また4代光高の墓所は野田山でなく天徳院に置かれた。それゆえ綱紀は光高の正室清泰院（江戸で死去）の位牌を預かる如来寺を天徳院と経王寺の間にあえて割り込ませるように配置したのであろう。綱紀父・母の菩提寺と位牌所が並んだのが万治2年であり、享保7年の綱紀葬儀は天徳院で行われた。こうして天徳院・宝円寺の両寺が前田家菩提寺としての立場を固め、野田山の墓所と並び前田家の祖霊祭祀の聖地になった。この間の経緯を時間軸に沿ってみれば、このような寺院配置のおおもとを計画し実行に移したのは利常であった。

寛文期の絵図景観から、宝円寺と天徳院が並んで藩主菩提寺として城と前田家を守護していたと直ちに直感できない。天徳院の脇にある如来寺・経王寺の景観が宝円寺の景観的意味をかき消しているからである。しかし、経王寺が天徳院の脇に置かれた時期は正保4年頃で、利常が小松に隠居していた時代、金沢城に藩主が不在の時代であった。経王寺は利常の実母寿福院が深く帰依した、彼女の生地越前の法華寺院である。寛永8年寿福院死去の頃は大きな堂宇があったわけではなく、位置も不詳である。寛永8年の大火で焼けたあと仮屋に甘んじていたが、寿福院の年忌法事の機会をとらえ再建の気運が高まり、おそらく正保4年頃に天徳院の隣接地に寺屋敷を得たのであろう。その頃、城下町金沢に敷地の面で余裕があったことであろう。

如来寺が寛文絵図の位置に移転したのは、前述の通り万治2年であったが利常死後のことで、小松から多くの家臣が金沢に移転する喧騒のなかで寺地移動を果たした。5代綱紀にとって実母清泰院の位牌を置く如来寺を、父光高墓所のある天徳院のすぐ脇に置くことは、嫡男として当然のことであった。

宝円寺の配置替と天徳院創建に連動し、前田家の祈祷寺である波着寺・経王寺も小立野台地の枢要の地に寺地を得たが、どれも利常の政策による。この寺院配置によって小立野台地の寺院景観は藩主家にとって特別の意義をもつ空間となった。利常死後、綱紀はこれを継承し如来寺などの配置をきめ、寛文絵図の景観が現出したのである。

(3) 触頭を兼務する菩提寺

宝円寺と天徳院はたんに前田家菩提寺であるだけでなく、曹洞宗の触頭寺院として、城下町および加賀・能登の曹洞宗寺院の統制において大きな役割を果たした。そもそも日本曹洞宗は越前永平寺において道元禅師によって開宗されたが、教団としての発展は永平寺3世徹通義介が加賀野々市に大乘寺をおこし、大乘寺2世瑩山紹瑾が能登に永光寺・総持寺を開いたことで大きく展開したという。とくに瑩山紹瑾の弟子峨山韶頌は総持寺2世として発展の礎を固め、室町時代から江戸時代にかけて、峨山の弟子たちは、五院の輪番住持制のもとで大きく教線を伸ばした。その結果、元和元年、徳川幕府は永平寺と能登総持寺に曹洞宗法度を下付し、ともに本山として待遇したので、近世の曹洞宗教団は

2つの本山が覇を競う状態にあり、これを両山制と呼んでいる⁽⁴⁰⁾。

将軍家からの曹洞宗法度下付をうけ、利常も総持寺に法度を下付し後援した⁽⁴¹⁾。それは宝円寺が取次役となり行われたが、文化3年の「護国山宝円寺由来」には大透圭徐以後25代住職まで歴代が総持寺のため尽くした様子が具体的に記載されるので、ここに2代象山和尚から7代傑山和尚までの事績を掲出しておこう⁽⁴²⁾。

「一、当寺二代象山和尚之時、慶長二年能州総持寺方丈焼失ニ付訴利家公、仏殿・方丈再建立、同四年二月月影村ニ而百五拾四俵式斗五升、従利家公御寄附、御自筆御印壺通所持仕候、同三月三日高德院殿御逝去、御引導・御焼香被相勤候、同五年桃雲寺・芳春院・蓮江寺開闢、同五月廿四日（象山）遷化ニ而当寺後住者三代廣山和尚、同入院之事、

一、当寺三代廣山和尚之時、慶長六年能州総持寺山門、従芳春院殿御建立、同九年訴利長公、能州総持寺大庫裏再建立、同十年（利長）致隠居候処、於越中高岡御寺御建立、請廣山和尚開山与被為成候事、只今高岡瑞龍寺是也、当寺後住者四代量山和尚、同入院之事、

一、当寺四代量山和尚之時、慶長十八年二月十日野田村之内百式拾五石、従利光公御寄附、御自筆御印壺通所持仕候、同十九年五月廿日瑞龍院殿御逝去、御引導御焼香被相勤候、元和元年訴利光公、能州総持寺為名代知行四百石致頂戴、同五月七日大坂落城之砌、利光公承権現公之御上意、以宝円寺為総持寺之後見職、法度・条目・御定有之候、同三年七月十六日芳春院殿御逝去、御引導御焼香被相勤候、同八年久昌寺・宗龍寺開闢ニ而、同三月十五日（量山）遷化ニ而、後住者五代泰山和尚入院之事、

一、当寺五代泰山和尚元和八年七月三日天徳院殿御逝去、於当寺御葬式、御引導御焼香被相勤候、同九年二月廿四日玉泉院殿御逝去、於当寺御葬式、御引導御焼香被相勤候、寛永三年訴利常公能州総持寺如意庵再建立、同五年九月越前永平寺・関東大中寺、江戸御家老土井大炊頭殿・酒井雅楽頭殿・京所司代板倉周防守殿三判を以、関東八州之諸寺院江出世之儀ニ付非分廻状相触候故、能州総持寺五院より致吟味、永平寺与総持寺与出入ニ罷成候処ニ、同六年廿日以御上意、永平寺・大中寺流罪被仰渡、総持寺理運令落居候ニ付、日本国中江総持寺五院并当寺之加判ニ而都合五拾箇寺之僧録所相定、則総持寺より廻国之使僧差出、法度・条目申渡候事、同七年同普蔵院・同伝法庵再建立、同八年致隠居、鶴来村一閑院開闢仕居住ニ而、当寺後住者六代関室和尚入院之事、

一、当寺六代関室和尚之時、寛永十年訴利常公、能州総持寺洞川庵再建立、同十九年玉橋再建立、同年致隠居、当寺後住者七代礫外和尚入院之事、

一、当寺七代礫外〔山〕和尚之時、正保二年四月五日陽広院殿御逝去、此時両寺共故障有之、御府内寺院之内老僧御選ニ付泉野龍湫寺四代徳岩和尚御引導御焼香被相勤候、同年能州総持寺江後光明院賜御綸旨、勤修寺経廣添状有之候、同四年訴利常公、総持寺鐘楼堂再建立、万治元年十月十二日微妙院殿御逝去、御引導御焼香被相勤候、同年致隠居、鶴来村一閑院ニ居住、当寺後住者八代月嘯和尚同入院之事、」（ ）内は筆者による注記である。

みた通り文禄3年に大透和尚の跡をついだ象山は、慶長2年総持寺の仏殿・方丈の再建を利家に取り次ぎ、同4年に寺領154俵余を利家から拝領⁽⁴³⁾、利家葬儀の導師もつとめた。3代廣山は、利長に願い出て総持寺の大庫裏を再建。また芳春院の発願で山門が再建された。そのあと廣山は利長に招かれ富山・高岡の法円寺の開山となる。

4代量山は慶長18年に利常から寺領125石をうけたが、元和元年には利常に願い出、総持寺に下された寺領400石受領の名代役をつとめた。また同年の大坂落城のとき、徳川家康の上意をうけた利常から「総持寺之後見職」が宝円寺に下命され、併せて「法度・条目・御定」が下されたことは、とく

に注目される。幕府の寺院統制政策の一環を担う曹洞宗法度の下付と合わせて、將軍家から利常を介し前田家菩提寺宝円寺に、本山と公認された能登総持寺の後見役を命じたのである。以後、宝円寺による前田家と総持寺を取次ぐ役目は、幕府公認の公務となり、上掲史料にみる通り総持寺の修復・再建や寺庵建立に大きな足跡を残した。

5代泰山のとき天徳院の葬儀が執行されたが、寛永5・6年におきた永平寺と総持寺の相論において総持寺が勝訴し、寛永6年、総持寺五院と宝円寺の連名で全国の曹洞宗寺院を取り締まる僧録所50カ寺を定めたことは特筆できる。総持寺と後見役の宝円寺は曹洞宗教団全体を統制する役割を幕府から公認され、その役目を以後果たしたのであった。

このとき、僧録所50カ寺のひとつに天徳院も任命されたようである。前掲文化3年の天徳院由来に「一、当院為録所事者、永平寺・総持寺公事落居之後、総持寺之五院被遂廻国候而被仰付候、則寛永六巳年也」とあるので、寛永6年巨山和尚の時代に曹洞宗の僧録所となり、宝円寺とともに総持寺による教団統制を補佐した⁽⁴⁴⁾。

こうして能登総持寺を本山とする曹洞宗教団の指導的有力寺院として、宝円寺と天徳院は以後一貫して本山を支える重要な役割を果たした。前田家による後援を取り次ぐ役目も果たし、不埒な寺院や僧侶の取り締まりや処罰にあたった。城下町金沢に約50の曹洞宗寺院があるが、これらも含めた加賀・能登120カ寺を取り締まったのは触頭の天徳院と宝円寺であり、瑞龍寺は越中70カ寺の曹洞宗寺院の触頭をつとめた。藩には宗派ごと藩公儀の触頭制度があり、教団は教団として配下にある末寺を取り締まる体制をつくっていたから、宝円寺や天徳院が宗派の異なる真宗寺院や法華寺院を監視したということ、一般的には考えられないことである。

小立野台地東端に置かれた3つの寺院の際立った景観、そして八坂下の小寺院群の上部に置かれた宝円寺の景観は、上記のような経緯を経て寛文初期に生まれたものである。前田家菩提寺の天徳院と宝円寺が台地上に君臨し、前田家の聖地として独自の空間を構成した政治的意味は上述の通りであり、単なる藩主家の菩提寺であるだけでなく將軍家と前田家の紐帯の深さを示す空間であり、幕府と藩がすすめる全国曹洞宗寺院の統制という役目も背負っていた。決して寺町寺院群や卯辰山麓寺院群と同列にみるべきではなからう。

3 前田家と祈禱寺院

(1) 波着寺と宝幢寺

小立野の寺院景観で、とくに際立つ天徳院・宝円寺に関し寺院配置の政治的意味を考えてみたが、ここでは菩提寺でなく前田家の祈禱寺として重要な役割を果たした波着寺・宝幢寺などの位置や役割について瞥見したい。

波着寺は宝円寺に隣接する横山左衛門邸付近（いまの兼六園の地）で寺地を得たと主張するが、その年次は不詳であり⁽⁴⁵⁾、金沢城に面した南東側の宝円寺の隣で、どれほどの屋敷を得たのか疑問もあるので、判断はしばらく留保せざるを得ない。というのは「白山諸雑記」等によれば、当初、越前の真言僧安養坊空照（のちの波着寺）は、所持する十一面観音像の来歴につき利家に語ったことがあり、前田家が加賀白山麓鶴来の白山本宮を再興するにあたり、本宮に呼び寄せられ社内に屋敷（20間×23間）を得たと記すからである⁽⁴⁶⁾。波着寺空照はまず加賀白山本宮にて屋敷を得たのであり、やがて金沢に出役し屋敷を得たと主張するわけだが、金沢でどれほどの屋敷を得たかは疑問とせざるを得ない。

前田利家と加賀白山本宮の結びつきを証する最初の文書は天正14年正月の「白山大神宮奉加帳」で、この頃から前田家による白山本宮の外護が本格化するとよい。その後、「羽柴加賀中納言豊臣利家・

羽柴能登侍従豊臣利政」「羽柴越中少将豊臣利長」の名で奉納した奉加帳も残るので、豊臣政権の重鎮となった文禄期には一層親密となり、前田家の祈祷所・祈願所として緊密な関係が築かれたとみてよい⁽⁴⁷⁾。空照の屋敷が本宮内に与えられたのも、その頃のことと推定しておきたい。

また慶長元年に利家夫妻の後援をうけた社頭再建の普請が成り、同2年に波着寺空照が裏書した扁額が掲げられたことは事実とみてよいから⁽⁴⁸⁾、利家時代に、本宮再興の御用を果たすため奔走していた波着寺空照の屋敷が金沢にあったことは認めてよいが、その位置や規模については不明とせざるを得ない。少なくとも宝円寺と並んで威容のある堂舎を構えていたとみることがひかえたい。

利家死後、利長時代になると慶長10年9月、北村宗甫・鷹栖明宗による両吟千句、同11年10月に北村宗甫独吟百韻が白山本宮に奉納され、また慶長11年10月から翌12年末にかけ2年がかりで前田家中はじめ藩主家一族、上方からきた歌人らも加え、壮大な万句奉納が行われた。利長が富山城に隠居したばかりの出来事であり、この万句奉納の主催者は、幼藩主の利常でなく実権を握ったまま隠居した利長であった。波着寺空照、西養寺自笑（天台宗触頭）・西方寺（天台真盛宗）の奉納した百韻懐紙が現存するので、波着寺も万句興行と奉納に深く関わっていたことは間違いない。黒田俊雄氏はこの白山万句興行の意義を「領国鎮守としての白山宮の崇敬に、前田氏の『祖廟』への信仰を、一つには天神信仰としての法楽連歌を通じて、もう一つには家臣団の和合＝結束＝統制を期待する法楽連歌のかたちで、上乘せする目的を持っていた」と推測している⁽⁴⁹⁾。このような意図をもって白山本宮と本尊十一面観音の靈験を利家夫妻に吹聴したのが波着寺空照であった。

新藩主利常は慶長16年、早速白山社の社頭建立に取りかかり、動員した大工職人・手伝人足に関する法度を下したほか、社領74石（米33石3斗）を寄進している。兄利長の病状悪化があり諸寺社に病氣平癒の祈願・祈祷を行った年であった。慶長18年には、本宮長吏・両神主から依頼のあった「白山大神宮撞鐘御奉加帳」に利常はその筆頭に印判を掲げ、ついで玉泉院・春香院（利家次女）そして奥村伊予守・篠原出羽守以下藩重臣23名等が連名している⁽⁵⁰⁾。利常政権になっても空照はそつなく前田家と白山本宮との密接な関係を維持・発展させた。

慶長・元和年間、波着寺空照が最も活躍した時代といえ、その頃白山本宮と前田家の関係もきわめて緊密であった。空照は利長政権になってからも、利長・芳春院と良好な関係を保ち、慶長16年の社頭造営・普請につなげ、利常政権とも良き関係を築いた。したがって、元和5年小立野台地東端に屋敷を得たことは、城近くから台地端への左遷という意味でなく、金沢城下において白山信仰の拠点を正式に得たものと評価すべきで、むしろ波着寺空照の文禄以来の白山本宮再興に尽くしてきた努力が報われた事件とみるべきであろう。元和5年に得た波着寺屋敷の規模は「寛文七年金沢図」によれば、間口98間1尺、屋敷奥の幅は97間1尺、奥行は95～96間あり、敷地面積は9千300歩を超える大寺院であった。

慶長・元和にかけ波着寺空照は、前田家の祈祷僧として重要な役割をはたしたが、同じ頃空照とともに重用された祈祷僧に宝幢寺・観音院・愛宕明王院がいた。いずれも真言僧であり、芳春院はじめ藩主家族から祈祷依頼を引き受け前田家と深い関係を築いたようである。こうした祈祷僧はその験力が認められると、寺屋敷獲得・寺院建立という厚遇を手にしたのであり、小立野に置かれた波着寺、八坂の宝幢寺はそのような取立をうけた典型的な祈祷寺院といえる。

元和7年5月24日、前年の本丸火災で焼けた本丸建物の造営普請に着手するにあたり、本多政重・横山長知の両年寄は、波着寺・宝幢寺・明王寺（愛宕明王院）の三カ寺に地鎮祭を命じたが⁽⁵¹⁾、この真言三カ寺はこの時期、利常政権が最も重用した祈祷寺であろう。このうち宝幢寺は空照同様、越前出身の真言僧で覚祝法印と自称し、利家の帰依をうけたと主張するが、由緒をみると、もっぱら利長

に随従し松任・守山につき従い愛宕権現を勧請し祈祷で信頼を得たようである（表1）。利長が金沢城主となった慶長4年以後、金沢に移住したと思われるが、最初から八坂に屋敷を得たかどうかは定かではない。しかし、慶長期の早い段階で八坂下に屋敷を得ても不異義ではない。

宝幢寺への祈祷依頼の初見は慶長18年の利常夫人（天徳院）の長女出産時の安産祈祷で、その後元和元年5月に大坂出陣中の利常の戦勝祈願、元和7年の本丸地鎮祭、御門御建の吉日選びなどに従事している⁽⁵²⁾。いずれも利常にとって一大事であり、その祈祷寺であったことから利常の信頼を得ていたことは間違いなからう。「寛文七年金沢図」によれば、宝幢寺は八坂下の松山寺の上段に約500歩の寺地をもち、ほかに松山寺隣に「宝幢院」として約300歩の敷地もあった。「宝幢院」は隠居屋敷として追加して得たものかもしれない。のちに松山寺の敷地に変じている。八坂下小寺院群の要地に寺地をもつ宝幢寺も慶長～寛永期、前田家の重要な祈祷寺であったことを寛文図景観はよく物語っている。

(2) 境内型と菩提寺型

卯辰山に置かれた観音院と愛宕明王院も、寛文期金沢絵図では天徳院に劣らぬ目立つ景観を示す。寺院景観を絵画的な鳥瞰図で描くので際立っている。「寛文七年金沢図」で寺院名が書かれたのは天徳院・宝円寺も含め約120カ寺あったが、絵画的に寺院景観を描いたのは観音院と愛宕明王院だけである。観音院と愛宕の間に「摩利支天」も描くが所属は不明である。なぜこれらの寺社が、あえて鳥瞰絵画のかたちで描かれたのか、この点をここで考えてみたい。まずは卯辰観音院・愛宕明王院の来歴や前田家からうけた保護などを延宝2年の「延宝年中加越能社寺来歴」等⁽⁵³⁾に拠って確認したい。

まず卯辰観音院だが、本尊仏は十一面観音菩薩で、別名「長谷観音」ともいい、金沢の地名発祥の伝説で知られる芋掘り藤五郎ゆかりの観音像で行基菩薩の作とされる。金沢のいくつかの寺社縁起に登場する。長谷観音を本尊とする寺院は、ほかにもあり、石浦七カ村の鎮守である石浦神社は古くから長谷観音堂をもち本尊十一面観音を護持し崇敬してきたという。この石浦神社は江戸時代、慈光院という神仏混合の寺院であったが、神仏分離のうねりのなか明治元年石浦神社と改称、同13年に現在地に移転し祭神などに変更もあった。しかし本来は城下町金沢ができる前からこの地にあった石浦七カ村の総鎮守の観音堂であり、城下町ができたあと長谷観音慈光院という真言寺院になったようである。この慈光院の本尊十一面観音像について、石浦七カ村の人々が卯辰観音院を藩に訴えたことがある。慶長11年のことである。七カ村の訴えとは、彼等が古来深く崇敬していた観音堂が天正8年の争乱で焼失した頃、観音像のみ救い出し村々で交互に護持していたところ、卯辰観音院の不動坊なる坊主が、この観音像を新しい観音堂が出来るまで預かると勧めるので託したけれど、七カ村から求めてもなかなか返してくれない。それどころか、卯辰山に移転した観音院にこの観音像を安置していると知り藩の法廷に訴えたのである。七カ村は慶長6年から返還を求め、慶長11年に新しい観音堂も出来たので返却を強く求め、藩に提訴したのである。これを受理した藩年寄衆は協議したが結論が出ず、富山城に隠居中の利長に裁定を仰いだ。利長の裁定で石浦七カ村の主張が認められ、観音院は十一面観音像を七カ村に返し、観音院は新たに観音像を新造したという。七カ村に返された観音像は新しい観音堂すなわち慈光院に保管されたといい、元和以後、慈光院のあった本多町一帯は本多安房の家中町になったから、寛永期以後、本多家が慈光院の檀越となり、慈光院は本多家中町の鎮守として崇敬されたという⁽⁵⁴⁾。

これにたいし、新しい観音像をもった観音院のほうでも、本尊の十一面観音は行基菩薩作の「長谷観音」だと主張、金沢の修理谷坂上に移住した折に利長様から祈祷依頼をうけたと主張している。さらに利長から「愛宕明王院卯辰山江越候剋、一所二相越候様二と」という書面が届いたとも主張する。明王院が卯辰山で愛宕堂を建立したのは慶長5年といい、観音院の由緒書では慶長6年に卯辰山に引

越したと記す。観音院は明王院の翌年に卯辰山に寺地を得て、「観音堂・山王堂其外造営仕候処、亀鶴姫様御宮参被遊候」と記す。

亀鶴姫は3代藩主利常と正室天徳院の間に出来た最初の子供で、慶長18年3月9日生である。この姫君の出産時に金沢千手院・宝幢寺などに安産祈禱を祈願しているが⁽⁵⁵⁾、観音院や明王院も祈禱に励んだのであろう。出産のあと天徳院は子供の無事を願い宮参りしたのであり、観音院は天徳院から篤く崇敬されていたようである。亀鶴姫とともに参詣したとき、境内や参道が余りにも狭いと天徳院は訴え、これをうけ利常が屋敷奉行に命じ観音院に大きな寺屋敷が下付されたという。さらに元和2年、天徳院の発願で観音堂が建立され、葵紋入御幕や仏具などが多数寄進された。元和3年には利常の発願で山王社が建立され、鍮や毛氈が寄進された。やや下り天徳院死後の承応3年に利常は三重塔まで建立した。

天徳院の帰依により、亀鶴姫誕生の頃から卯辰観音院では堂塔建立が相次ぎ、城の鬼門封じの寺院として愛宕明王院と並んで、前田家から手厚い保護をうけたことがわかる。元和以後は、利常の3人の子息（光高・利次・利治）や娘たち（満姫・ふう姫）も足しげく参詣に訪れたという。光高の正室大姫（清泰院）懐妊のときも安産祈禱を頼まれ、安産の寺として利常夫人と子女から絶大な帰依を得たようである。

その結果、金沢在住の町人からも安産祈願の寺として篤い崇敬を集めた。卯辰観音院から浅野川大橋までの参詣道は寛永中頃までは細い曲りくねった道であったが、光高が藩主になった頃、寛永20年頃と推定されるが、西尾隼人に命じて参詣道の拡幅整備を命じた。その結果、大橋から観音坂下まで幅3間の直線道路に一新され、道筋にそって松・杉・栗の樹が植えられたという。また、元和3年に観音院の伽藍等建立が成ったのを祝う能楽が、藩の特別の配慮で許され、元和4年以後、毎年4月朔日・2日に挙行された。これを卯辰観音院の神事能といい庶民に許された数少ない能楽興行として、明治まで続き、町をあげてのイベントとして発展した。参詣道の整備により両側に観音町という門前町が形成されたのは、このような背景があつてのことであつた。寛永～寛文期にかけ、卯辰観音院は参詣道・門前町の賑わいを兼ね備えた寺院として発展したといえ、伊藤毅が論じた寺院配置の境内型寺院に匹敵する景観を形成したと考えられる。

卯辰観音院の隣に置かれた愛宕明王院、そして卯辰八幡宮も観音院に劣らぬ崇敬を城下町の人々からうけた。これら三寺社の近世後期の賑わいは周知されているので、ここで多くを語る必要はなからう。愛宕明王院の初期の動向のみ簡単に紹介しておく。

明王院の由緒書によれば、利家は愛宕権現（勝軍地藏）を信仰しており、本多安房屋敷付近にて堂社を建立したと主張する。また慶長5年、利長から「鬼門先江愛宕堂立可申旨」仰せ出され、城の鬼門（北東）の位置にある卯辰山に移転したと記す。卯辰山を「鬼門先」と明記した数少ない記録なので注目したい。卯辰山に置かれた観音院・愛宕明王院・摩利支天・卯辰八幡社すべて、金沢城の鬼門封じの寺社とみてよからう。

このほか、藩の手で本社・石階段・鳥居・門などが建立され、引越した翌年に真言宗八カ寺の触頭となり、種々祈禱御用に仕えたとも記す。利長夫人玉泉院様からも寄進をうけ、幅9尺、長さ120間の参詣道も整備され、4代光高のときには幅3間、長さ23間の道を拝領したという。観音院同様、明王院の参詣者は身分を超えて多数いたとみえ参詣路の整備を誇らしげに由緒に記す。藩主家族だけでなく庶民からも現世利益に効験ある寺院とされ多くの参詣人を集めたことが一因であろう。

卯辰八幡社は、もと越中守山に鎮座する八幡宮であつたが、利長の帰依をうけ守護神とされ、利長の金沢移転により随従したが、金沢移転年は不明である。観音院同様、利常夫人や子女から安産祈禱

の依頼を受けており、観音院・愛宕明王院・卯辰八幡社の3寺社はそろって前田家の祈祷寺、城の北東鬼門封じの寺社として卯辰山および山麓に配置されたことは明瞭である。3寺社の由緒書上によれば、いずれも慶長5～10年頃、2代藩主利長の肝煎りで卯辰山に屋敷や建物を得、利常時代になって天徳院夫人と子女の篤い信仰を得て前田家の祈祷寺として盤石の地位を築いたといえる⁽⁵⁶⁾。

さてここで、卯辰観音院・愛宕明王院だけなぜ鳥瞰絵画のかたちで描かれたのか、という冒頭の疑問について私見を述べたい。

大胆な推測かもしれないが、卯辰観音院・愛宕明王院は藩主家から丁重な保護をうけただけでなく、観音院では神事能も公許され城下町の庶民から現世利益の寺社として熱烈な信仰を集めていたことが背景にあって、このような絵画表現が選ばれたのではないか。おそらく絵図にみるような寺社としての偉容、境内での祭礼の様相は、藩主はじめ城下の武士・町人らも目にしていたから、このような表現となったのである。寛文期にはこれを容認する気運があったがゆえ絵図上で、あえて他と異なる描き方をした、というのが私の見立てである。

したがって、このような描き方になった要因として、卯辰観音院・愛宕明王院は小立野台地の宝円寺・天徳院と異なるタイプの寺院だと人々が認識していたことも想定できる。小立野には同じ真言宗の祈祷寺、波着寺・宝幢寺のほか経王寺・如来寺・献珠寺などもあり、同様に藩から手篤い保護をうけ寺地・堂舎を獲得、寺院として特別の地位を得ていた(表1・2)。しかし、城下町の庶民からの信仰という点では、いずれも観音院・明王院に及ばなかったのであろう。あくまでも藩主とその周辺の家族・女性からの篤い信仰・帰依によって、藩政期を通して安泰であったが、庶民からの信仰、寺檀関係を超越した信仰という点では劣る所があったように思う。この点は本稿で十分立証できなかったので後日改めて検証したい。

江戸時代の庶民は寛文期に確立した寺檀制度の枠組とは関係なく、現世利益の神仏に多くの信仰を寄せ、ときに流行神に憑かれるように参詣し、好みの神仏に招福除厄を祈願したが、その結果、評判の寺社境内は多くの参詣者が集まる空間となり、門前地は宗教的な賑わい空間となった。このような境内空間を擁する寺院を伊藤毅は境内型として類型化し、原田伴彦は江戸や大坂・京で境内型の寺院が門前町を形成し賑わったことを指摘した。このように境内地・門前に町場を作り賑わいを創出する力を、古代以来寺社は持っており、その信仰の力、町を作る能力は近世においても衰えていないことに伊藤や原田は注目した。藩権力や大名家に依存するのではなく、庶民の信仰の力を背景に寺社門前や境内に賑わいをつくり門前町を形成する力を内包する寺院を、私は境内型と呼び、地方城下町にも、このタイプの寺院は存立しようということを証明したいと考えている。

金沢城の北東、卯辰山に配置された卯辰観音院・愛宕明王院そして卯辰八幡宮の3寺社は藩の祈祷寺社として厚遇されながらも、伝統ある寺社として城下町庶民の信仰をも広く集め境内地に賑わいを創出したタイプの有力候補である。とくに観音院は戦国期の実態が不明ではあるが、城下町ができる以前、この地にあった石浦七カ村の人々が篤く信仰していた長谷観音(十一面観音)を本尊としていたから、この地域の在来信仰をベースに城下町民に現世利益(安産・招福・攘災)を訴え広い信仰を得たといえ、境内型というにふさわしい⁽⁵⁷⁾。愛宕明王院と卯辰八幡宮は城下町が成立したあと、外からきた神仏であるが、観音院の信仰を補強するものとして歓迎された。八幡と愛宕は都市民に好まれたのであろう。城下町金沢の住民である武士・町人のほとんどは余所からの移住者である。かれらの信仰需要に応えるには、地域在来の神仏だけでは満たされないのである。北陸各国、東海地方、上方などからきた武士や庶民に支持される神仏は、他の城下町と共通するともいえる。こうした視点で、城下町民が支持した境内型寺院を全国的に確認する必要があると考えている。

境内型も菩提寺型もそれぞれ、大名や藩からの厚遇を受けたので寺院として独立的な面が強く単独配置されることが多い。しかし、寺院群の一角に独自の構えをもって置かれることもあるので、広く事例を集め観察していくことが肝要であろう。

私は菩提寺型と境内型の最も大きな相違点は、城下町住民とくに町人・下級武士・軽輩層の信仰をベースに境内・門前地に一定の賑わいと町形成力を内包している点にあると考えている。

寛永20年に4代藩主光高の発案で、上野寛永寺の東照宮が金沢城内北の丸に勧請され、甚右衛門坂下に金沢東照宮の別当寺院として神護寺が置かれ、寛文2年には大猷院殿も建立された⁽⁵⁸⁾。しかしどちらも藩の管理が厳しく、庶民が祭礼や行事に親しむ機会は制約されたので、庶民から広く崇敬を集めるに至らなかった。それは天徳院・宝円寺にも共通し、こうしたタイプの寺社は菩提寺型としたい。しかし菩提寺のあり方も全国的にみれば多様であり、さらに多くの事例を確認し景観的にどういう共通点が見いだせるのか、今後の課題としたい。

4 八坂下寺院群と大乘寺

2節冒頭で小立野寺院群を構成する小寺院群として、②台地北麓の宝円寺下に位置する八坂下寺院群（永福寺・安楽寺・雲龍寺・鶴林寺・静明寺・松山寺・宝幢寺）と③台地南麓の大乘寺周辺寺院群（瑞雲寺・瑞光寺・本行寺）の2つがあると指摘したが、最後に、この2つの小寺院群の成立時期と配置の意味を考えてみたい。

表1でこれら小寺院群を構成する寺院が小立野に来住した時期をみると、八坂下の七カ寺では多くが利長時代もしくは慶長10年代の来住であり、最勝寺の慶長18年来住という記述も注目され、松山寺の元和3年が最後となる。このほか卯辰山麓の西養寺（当初は天台宗真盛派）の由緒書によると、七代真運の頃利長の帰依を受け越中守山・富山・高岡とつき随い、高岡から金沢八坂に寺を移したが、慶長17年に卯辰山麓にて現在地を拝領し移転したと主張する。つまり慶長期の一時期、西養寺も八坂下の寺院群の一隅にいた可能性がたかい⁽⁵⁹⁾。

このように利常時代初頭の八坂下は、利長ゆかりの寺院、利長・芳春院の信任を得た祈祷寺宝幢寺のほか藩重臣（奥村家・横山家・脇田家）ゆかりの菩提寺など、藩主・重臣と縁の深い寺院が意図的に集められたとみてよい。八坂のすぐ上に宝円寺があったから、兼六園付近にあった宝円寺とその背後の八坂下は、前田家ゆかりの菩提寺・祈祷寺が集まる空間だと解釈できる。寺町寺院群・卯辰山麓寺院群の形成直前の時期であるから、八坂下寺院群の形成が先にあって、寺町・卯辰山麓の2寺院群形成へ展開するとみたい。

宝円寺が元和6年に台地北麓に移転した後も、八坂下小寺院群と宝円寺の関係性にあまり変化はなかった。移動後の宝円寺は八坂下と城を眺望することになり、宝円寺と八坂下との親密な位置取りに変化はなかった。このように八坂下の小寺院群は宝円寺との関連で考えると、その配置や景観的な意義は理解しやすい。

八坂下七カ寺（表1の7～13）の宗派は曹洞宗が4カ寺と多いが、それぞれタイプの異なる寺院であった。永福寺と松山寺はともに藩年寄という最上級家臣の菩提寺であったが、奥村家の家祖家福は浄土宗安楽寺の新設に関わり、脇田兵部を助けている。家福は曹洞宗にも浄土宗にも縁があったようである。安楽寺の来歴からむしろ永福寺の役割も窺え、安楽寺の来歴は注目すべきものといえる（表1）。

利長取立の重臣で利長の親徳川路線を主導した横山長知は、早く慶長4年に一寺建立を計画していたが綱天和尚が固辞したため、改めて丹波から綱天の師匠にあたる融山和尚を招き元和3年の松山寺建立に至ったようである⁽⁶⁰⁾。奥村家福、横山長知の菩提寺との関わりはそれぞれ個性的であった。このほか中世以来の曹洞宗古刹祇陀寺（鶴林寺）がここに招致されているが、寺内の内紛を藩主の仲裁

で鎮定した点が注目され、こうした混乱に対処するため八坂に来たように思える。雲龍寺が八坂にきた縁故は不明だが、利長の招致かもしれない。同じ曹洞宗寺院であるが八坂下に来た事情はそれぞれ異なっていた。

宝幢寺の移動経緯や性格は前述の通りであり、八坂下は初期前田家を支えた家臣ゆかりの寺院や藩主家族の祈祷寺が集まり、宝円寺の役割を補う役割を果たしていた。藩主菩提寺の足下に重臣菩提寺が置かれた景観は、現世での主従関係を反映する面もあり興味深い。

八坂下に比べ大乘寺周辺の4カ寺はそれぞれ独立性がつよく、たまたまそこに配置されたようにみえる。その中で大乘寺の慶長6年来住が最古で、他は元和以後である。瑞雲寺は初期前田家の重臣寺西宗与が招致した寺で元和以前は城の大手、木の新保にあった。瑞光寺も人持組藩士才家の取立をうけ寛永9年設立されたが、やや遅れて小立野にきた。日蓮宗の本行寺は、利常が囲碁の技に惹かれ京都出身の初代本因坊を江戸から金沢に招来したものである。信仰心でなく藩主の道楽の延長で本因坊を招き、彼の弟子のため一寺建立したのである。大乘寺についてはあとでふれるが、これも独立性の強い寺院であった。藩主から一目置かれる寺院であるが、前田家と菩提寺・祈祷寺という関係を持たなかった点は注意すべきである。

したがって、元和6年の宝円寺移転前、慶長10年～元和初期の小立野の寺院景観を推定すれば、石川門と対面して宝円寺があり、その背後の八坂下に永福寺・宝幢寺など8カ寺が集まる小寺院群があって宝円寺の役割を共に担い、藩の祭祀空間という意味合いをもっていた。一方台地反対側の大乗寺坂下に大乘寺と本行寺がそれぞれ独自の役割をもって置かれていたが、その周辺では、移ったばかりの本多安房屋敷が台地上にあり、台地下では本多家の家中町が造成途上という状況が想定できる。台地東端の波着寺・天徳院などはいまだ存在しないので、この時期の小立野の寺院群は宝円寺下の八坂下寺院群のみであった。これが利常による天徳院創建の頃に変化し、城下の北端・南端に卯辰山麓・寺町の両寺院群が生まれ、万治2年までに寛文期絵図にみる寺院群景観となるが、その間に小立野では、真宗寺院のほか独立的な前田家関係祈祷寺、宝円寺塔頭なども配置されるようになる(表1)。

こうして形成された寛文期小立野の寺院群景観は、やはり前に述べたように3つの小寺院群と町中散在の独立寺院の寄せ集めであり、1つのまとまった寺院群と理解しないほうがよい。城の北西に置かれた本願寺東西末寺と周辺寺院を4番目の寺院群とする見方もあるが、これを一個の寺院群と認定しないのであれば⁽⁶¹⁾、小立野寺院群も同様に寺院群としないほうがよい。

最後に慶長6年に小立野に来た大乘寺が元禄10年、城下を離れ野田山墓地西麓の寺地山麓に広大な屋敷を得て移転した点に一言しておきたい。近世の大乘寺の最大の檀越は周知の通り前田家年寄の筆頭本多家(5万石)である。本多家との寺檀関係がいつできたか明確ではないが、寛永末年のことと思われる。したがって、大乘寺が金沢城下に寺地を得た天正末年頃は、あくまでも守護所野々市にあった室町以来の曹洞宗古刹として寺院独自の判断で城下町金沢に進出したものといえる⁽⁶²⁾。

貞享二年の由緒によれば、柴田勝家の加賀攻めの時野々市にあった伽藍は兵火のため灰燼に帰したので「高德院様御代、当寺十四世虎室和尚、当所木之新保ニ屋敷拝領。其後、瑞龍院様御代、寺中惣堀ニ被仰付候刻、本多安房上屋敷辺、替地ニ被下置候処ニ、彼地も又高山南坊拝領屋敷ニ出申ニ付、慶長六年ニ篠原出羽を以、只今之屋敷、替地ニ被下、拙僧迄相続仕来候」と述べる⁽⁶³⁾。おそらく利家の了解を得て、大手筋木の新保で寺地を得たのであるが、曹洞宗教団においては越前高瀬の宝円寺よりも寺格が上であり、また門流も異なっていた。しかし、利家はその歴史性、とくに加賀守護家の菩提寺という伝統に鑑み城の大手方面での寺地設定を認めたのであろう。宝円寺は城の搦め手筋、石川門前に置かれたのと双壁をなす曹洞宗厚遇とみてよい。

しかし利長時代の初め、徳川家との対立から利長が惣構を建設したとき（慶長4・5年）、寺屋敷が「惣堀」にかかり屋敷移転となった。移転先を決める過程で当初「本多安房上屋敷辺」、つまり今の県立美術館付近と決まったのに、「高山南坊拝領屋敷」つまり高山右近の屋敷となり再び移ったという記述は興味深い。当時前田家の客将として利長から優遇されていたキリシタン武将高山右近が金沢に教会を建設した頃であり、慶長6～10年の金沢の宗教事情はなかなか複雑であった⁽⁶⁴⁾。

ここで取り上げたいのは、大乘寺がこの小立野大乘寺坂下で得た寺地に不満をもっており、寛文12年から貞享年間にかけて、寺屋敷移転願を本多家の勢威もかり藩年寄に願い出た一連の動きである。その願書のなかで、大乘寺は「日本曹洞宗旨本寺ニ而御座候」と主張しており、移転の理由は「当寺屋舗狭小ニ而、其上在家ニ交、如何敷候条」といい「今迄之屋舗差上之、御城下半里・一里之内山辺ニ而代地少広拝領仕度奉願候」と屋舗の狭さと同時に、人家が密集する城下町は禅宗の修行場にふさわしくないと考え、一里程度離れた山麓に代地を求めた。こうした申出を貞享年間にかけて数回行ったことは⁽⁶⁵⁾、寺院の立地に関し寺側の主体性を示す事例といえ、すこぶる重要な史料といえる。

貞享元年の願書によればこの間、大乘寺は現在ある大乘寺坂下の2290歩の敷地の代地として、かつて守護所であった野々市で得た敷地8町四方（23万歩）という途方もない屋敷面積を要求したようである。しかし、さすがに藩年寄衆はこの要求は呑めないとしたので、移転先探しの動きは停滞した。願書には「御年寄中思召ニも、天徳院より広は被下間敷候、天徳院程は可成様御申上之事ニ御座候故、先延置被申候」と記しているの、藩年寄は天徳院以上の敷地拝領は無理だと断っている。しかし大乘寺は、藩が天徳院の敷地4町四方が限度というなら、「天徳院寺中程被下候者拝領仕度候、天徳院寺中より狭候而者、移申事難成存候間、願申間敷候」と言い切っている。つまり天徳院と同程度なら我慢できるので拝領するが、それ以下なら替地拝領は願わないというのである。その後も大乘寺は天徳院並の4町四方の敷地拝領を願い続けたようであるが、最終的にどう決着したのか明確ではない。しかし元禄8～10年頃の大乗寺からの書上によれば、仏殿・山門・庫裏・鎮守・子院等の敷地として5843歩を拝領し、そのほかに寺地山2万1269歩を公儀として請地したらしい。請地の地代は1年145匁であり、これは毎年本多政長の寄付で村方に支払うということで落着した。藩公儀として村方から2万歩以上を借り受け、地代は大壇越の本多家が負担したのである。ほかに藩から5843歩の寺屋敷が下付されたが、これも村方（長坂新村）から接収した土地なので、村側に替地を用意し土地交換で済ませる方法もあったが、おそらく替地ではなく藩が地子銀を村に払い続けたのではないかと。ともあれ、こうして大乘寺は、寛文12年以来、25年かけ移転運動を続け、合わせて約2万7千歩の新たな寺屋敷を元禄10年に獲得したのである。この2万7千歩は、「寛文七年図」に描かれた天徳院敷地が約3万歩（四周の間数から190間～185間×159間～156間で計算可能）であったから、ほぼ天徳院に近い敷地を得たことになる。大乘寺の要求は完全とはいえないが、相当程度まで認められたのである。

上記史料で天徳院の敷地を4町四方（5万7千歩）と記すが、公称は4万歩であり、寛文期絵図で見ると約3万歩であった。大乘寺の替地要求の願書のなかで天徳院を基準にしたのは、8町四方を要求するための方便かもしれないが、同じ曹洞宗寺院でしかも藩主菩提寺として最大の敷地と寺領を得ている天徳院以下なら替え地を求めないと主張したのは、大乘寺のプライドを示すもので、寺院側にも強烈的な自己主張があったことがわかる。同じ曹洞宗の中でも大乘寺（明峰派）は、宝円寺・天徳院（能登総持寺派＝峨山派）と異なる門流に属し、能登総持寺派とは室町期から対立があった⁽⁶⁶⁾。そうした伝統的な対抗意識が大乘寺の行動の背後に潜むのであろう。大名前田家および前田家重臣層の多くが曹洞宗を菩提寺としているが⁽⁶⁷⁾、同じ曹洞宗であっても門流や派閥に違いがあるので、これを一括りにした理解も避けねばならない。

上述の大乗寺の動きを通して、寺院には寺独自の行動規範や理念があり、大名や藩に対し寺の場所や規模について自己主張することもあったとわかる。ただ大名（藩主）の都合に従い、甘んじて寺地を拝領していたのではなかった。寺側の主体性も考慮した寺院配置論が今後ともめられよう。

田中喜男がいうような真宗寺院の監視・威嚇の役割を、大乗寺がどこまで自覚していたのか不明だが、そのようなことを超越し、大乗寺は自らの寺院にふさわしい屋敷地を藩に堂々と求めている。大乗寺の寛文～貞享期の移転願書をみると、小野晃司が述べた、近世寺院の立地はかつての勢威を失った「哀れな姿」という評価は、必ずしも当たらないように思う。

5 結 び

三つの節に分けて小立野台地での寺院群形成過程を追跡し、寛文期絵図の景観がどのような経緯で生まれたかみてきた。また小野晃司・田中喜男らが主張した寺院配置の軍事防禦的役割について随所で批判を試みた。

結果として田中の主張を真っ向から否定する史料は提示できなかったが、逆にこれを肯定する史料も全くなかった。それゆえ寺院配置を軍事・防御の観点に特化して論ずることは妥当ではないこと、寺院側の主張や城下町住民の信仰実態からも寺院立地は考察されるべきことは了解できたのではないか。それでもなお、金沢城の防禦という視点で寺院群をみるなら、すでに日置が指摘したことで大方の説明はつく。あえて寺院を軍事・防御の論理に組み込む必要はないのである。

「小立野寺院群」の形成過程を詳細に追究した結果、「小立野寺院群」は寺院群とみるべきでなく、3つの小寺院群と独立的な町中分散寺院の集合体とみるべきことがわかった。また3つの小寺院群のうち、最初に出来た宝円寺・八坂下小寺院群は、寺町・卯辰山麓の両寺院群に先行するものであった。つまり菩提寺型というべき宝円寺の配置と八坂下の小寺院群がまず計画され、そのあと金沢の南端・北端に2つの寺院群形成が始まったのである。これは新しい提起であるが、さらなる証拠固めが必要であろう。

元和9年・寛永元年の天徳院創建で、慶長・元和期の寺院群配置の第三の波がくる。小立野台地東端で始まった変化を契機に、寛永～万治期の小立野台地で寺院創設・移住があいつぎ、寛文初期の景観へと徐々に変化をみせる。天徳院などの三寺院の景観は万治2年にできるが、それは小立野台地での寺院配置の最後の段階の作為とみてよい⁽⁶⁸⁾。また台地南麓の小寺院群は、配置時期など個別に検討していくと、群というより独立寺院の群集とみたほうがよいこともみえてきた。「小立野寺院群」を1つの固まりとみるのではなく、いくつかの要素に区別して観察すれば、金沢における寺院配置論はより精緻なものとなる。この点も本論で強調したい点の一つであった。

寛文期に出来た小立野台地の寺院景観は、藩主菩提寺・祈祷寺として役割を果たした2つの菩提寺型小寺院群（天徳院等の小寺院群と宝円寺・八坂下小寺院群）と町中に分散する独立性のつよい寺院（町中型）の集合体とみるべきであろう。とくに大乗寺移転後はそのような性質がより明瞭となる。元禄の大乗寺移転につき、寺院側の主体的な動因も明確にできた。今後の寺院配置論において重要な視点を提供するものと考えている。

八坂下小寺院群が形成された慶長期以前の寺院配置については、慶長2年門徒誓詞⁽⁶⁹⁾にみえる「寺町」の位置特定が今後、大きな課題となろう。慶長以前の寺町としては、犀川河原の古寺町や尾坂下の寺町、枯木橋付近の寺町などが知られているが、慶長2年に真宗門徒が肝煎をつとめた「寺町」とはどこに位置した、どんな町なのか、より具体的な検証をすすめる必要がある。また今回の検討で、大乗寺はじめ独立性のつよい町中分散型寺院が小立野台地に相当分布することがわかったが、町中型

は小立野台地に限らず、町全体にかなり存在する。一向宗以外でいえば、放生寺（瑩山紹瑾が鎌倉末期に建立した曹洞宗古刹、15世紀前半に退転したが元和元年加賀藩士津田遠江・勘兵衛らが再興、宮腰口にて寺地1380歩拝領）、浄住寺（犀川下流大豆田にある。瑩山紹瑾が金沢山崎の地に創建した曹洞宗無崖派の有力寺院）、三構の臨濟宗高巖寺（妙心寺派、慶長18年生駒内膳が願い出、寺地拝領。開山密巖和尚は当時、高名な僧侶）、浄土宗法船寺（利家を頼り尾張から来て犀川橋詰に寺地得る。寛永8年火災の火元ゆえ寺地没収され犀川下流河原に移転。薬師堂・万人講に多くの信者集め伽藍再建）、法華宗蓮心寺（浅野川並木町に設置された触頭妙成寺の末寺）、真言宗養智院・持明院（白鬚大明神）などがあり⁽⁷⁰⁾、高名な僧侶、強力な檀那や信仰地盤を擁し独立性を保持した寺院が多い。寺院群にあえて集められなかったのは、そうした信仰基盤があったからともいえ、藩の政策に乗る寺院ばかりでなかったことを示す。この点も今後解明すべき課題である。町中に散在する真宗（一向宗）寺院について今回全く割愛した。別稿を予定しているからである。今後も検証を続け寺院配置の意味と類型論のさらなる掘り下げをはたしたい。

[注]

- (1) 大桑斉「幕藩権力と真宗」龍谷大学『国史学研究』32号、2009年（同『近世の王権と仏教』思文閣出版、2015年に再掲）は、近世城下町における寺院配置の問題を「都市のコスモロジー」を読み解くという視点から論じ、戦後都市史学が強調してきた軍事防禦論と全く異なる立場から、近世寺院の役割を論じ独自の空間論を展開する。とくに金沢については、金沢城と城内東照宮を中心に東西本願寺末寺と前田家墓所（野田山）・前田家菩提寺祈願所3カ寺（天徳院・如来寺・経王寺）・宝円寺が東西軸の一直線上に並ぶと主張し、そこに「救済のコスモロジー」という意味を見出す。真宗寺院と藩主菩提寺・徳川家祖廟が一体となって町と藩を守護し救済するという見立てである。近世寺院配置に関する、数少ない新しい分析視点として注目される。
- (2) 小野晃司「近世都市の発達」『岩波講座日本歴史』（岩波書店 1934年）、同「都市の発達」『新講大日本史』12（雄山閣、1942年）。それぞれ小野晃司『近世城下町の研究・増補版』（法政大学出版局 1993年再刊）203・313頁から引用。
- (3) 『日本仏教史』巻7・8・9（近世篇之一・二・三）岩波書店、1952年初版、1970年再刊。
- (4) 豊田武『日本の封建都市』岩波書店、1952年（『豊田武著作集（4巻）』吉川弘文館、1983年再掲）。原田伴彦「近世都市と寺町」『日本歴史の構造と展開』山川出版社、1983年。
- (5) 伊藤毅「近世都市と寺院」『日本の近世』9、中央公論社、1992年。
- (6) 松本四郎『城下町』吉川弘文館、2013年。
- (7) 前掲伊藤論文は、近世城下町大坂の寺院配置を詳細に検討するなかで、城下縁辺に置かれた町端の寺院群を①寺町型とし、町中に散在する多数の真宗寺院に注目しこれを②町中型、このほか城下隣接部に③境内型寺院（具体的には四天王寺をあげて考察）が発達したと3つの類型を提示された。
- (8) 加賀藩領における基本的な寺院由緒を網羅的に翻刻する『加越能寺社由来（上編）』（井上鋭夫校訂 金沢大学法文学部日本海文化研究室編、石川県図書館協会、1974年）に掲載された由緒史料をみたなかでの所感である。なお『加賀藩寺社触頭文書調査報告書（その2）・（その3）』など城下町の個別寺院の所蔵文書（金沢市立玉川図書館蔵の写真帳）を閲覧中だが同様の感触をうけている。
- (9) 城下町の土地全体は原則、大名の領有地としたうえで家臣や商工民に下付されたもので、身分によって拝領地・地子地という区分があったが、与奪の大権は最終的に大名側にあった。城下外部の百姓地は村百姓に、年貢・諸役負担を条件に大名領知の一部を分与した土地（保有地）であり、本来城下町の土地ではないが、相対請地は町の拡大によって城下町住民が利用した百姓地である。これも非常時には大名の土地所有権を発動しうる土地であった（拙稿「17～18世紀 城下町金沢の空間変容」『城下町金沢論集』石川県・金沢市 2015年）。
- (10) 研究報告「城下町における寺院配置の意味」『“城下町科研”総括シンポジウムⅡ資料集 中世・近世移行期における守護所・城下町の総合研究』2017年。
- (11) 山田四郎右衛門著「三壺聞書」については、戦前、日置謙校訂で22巻本が翻刻されたが（石川県図書館協会、1931年刊、1972年再刊）、昨年、より原本に近い14巻本（森田本）を金沢城調査研究所が翻刻した（後掲『三壺聞書』2017年刊）。
- (12) 日本書院 1966年。なお増訂版は1980年刊（弘詢社）。
- (13) 田中喜男「城下町の成立・変容」『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社、1977年。
- (14) 田中喜男は『越登賀三州志』（石川県図書館協会、1933年刊、1973年再刊）・『金沢古蹟志』（森田平次著。金沢文化協会1934年刊、歴史図書社、1976年再刊）等に依拠し、こうした指摘を行うが、富田景周著『越登賀三州志』は特段の典拠を

示さないまま同書「来因概覧附録卷二」(471頁)にて寛永12年城下町火災後の町割変更に伴う出来事として述べ、典拠はとくに示していない。おそらく景周は有沢武貞著「金城事蹟考」(「金城旧記」加越能文庫蔵、『金沢城郭史料』1976年刊に収録)に記載された「扱又、東末寺縮リノ為ニ向ヒニ永原左衛門ヲ下サレ、浅野川大橋ノ縮リノ為ニ西尾隼人ヲ下サレシ様ニココロアリ。同小橋ノ縮リノ為ニハ伴八矢屋敷ヲ下サル等ノ事アリ」(したがって伴八矢邸を西末寺の鎮のためとした田中の指摘は誤解か誤記であろう)と述べた記述に依拠したとみられる。『越登賀三州志』『金沢古蹟志』に記載された事蹟を特段の史料批判もしないまま田中は再三引用するが、これらを最初に明記したのは、管見の限り「享保十九甲寅年夏四月」の刊記がある「金城事蹟考」であったから、この指摘の典拠は有沢武貞著「金城事蹟考」とすべきであろう。なお『越登賀三州志』はこの記事を寛永12年火災後の出来事として記すが、「金城事蹟考」は元和の出来事を記す前にこの点を記すので、これを寛永期の出来事としたのは富田景周の解釈であった。またこの記述は「三壺聞書」にない記事なので、有沢武貞の推定(見立て)もしくは何らかの文献・伝聞に依拠したと思われるが、何を根拠にしたかは不明である。

- (15) 『石川県史』第二編(昭和3年、昭和14年再刊。石川県立図書館協会 1974年再刊)。
- (16) 金沢城史料叢書28『三壺聞書』122-3頁(石川県金沢城調査研究所編、2017年)。その書誌については解題を参照されたい。「三壺聞書」の史料価値には問題点が多々あるが、他の検証材料や証拠史料と併用して使用する分において有益な点もある。しかし「三壺聞書」以外に典拠がない場合は史実とするに懸念を持たざるを得ない面がのこる。
- (17) 『寛政重修諸家譜』第五 続群書類従完成会。
- (18) 前掲『石川県史』第二編、306・7頁。
- (19) 周知の前田利家遺言は『加賀藩史料』はじめ諸書に引用され、伝本も各種あるが、ここでは菊池紳一『図説 前田利家』(新人物往来社 2002年)13章の翻刻(267頁)に拠って示した。
- (20) 有沢武貞著「城下得失考」は前掲「金城旧記」(加越能文庫蔵、前掲『金沢城郭史料』収録)や『長家文書目録』(穴水町教育委員会、1978年)所収文書選などに収録される。原文は「加州金澤城下町割正極之大図」の絵図上に執筆されたものである。
- (21) 石川県立図書館所蔵。同図書館のインターネットサイト「大型絵図」「町絵図一覧」を開けば自由に閲覧できる。『金沢市史』(資料編18)絵図・地図』に別刷図収録。
- (22) 前掲『加越能寺社由来(上編)』(石川県図書館協会、1974年)所収。
- (23) 加越能文庫(金沢市立玉川図書館蔵)。『金沢市史』(資料編18)絵図・地図編』に別刷図収録。
- (24) 宝円寺の当初位置については、さらなる確証が必要だが、当初から現在地とみるより妥当な指摘である。その頃は金沢城内に家臣が居住しており、河北門が大手門であった可能性もある。文禄年間まで毎年のように大掛かりな城普請があり、切り土・盛り土の大工事がなされたことが発掘調査で、徐々に解明されつつある。しかし、その結果出来た初期金沢城の縄張りの全貌はなお不明で、謎ばかりである(拙稿「初期金沢城の造営体制と割普請」『金沢城研究』13号、2015年)。
- (25) 前掲「三壺聞書」(元禄9年頃成立)が元和2年、北加賀の郡奉行滝与右衛門によって寺町台地と卯辰山麓に寺院移動がなされたことを述べる。前掲「金城事蹟考」はこの「三壺聞書」に依拠し、元和2年の「野田道並松植」「宮腰道直ニナル」や「諸所ノ寺院ヲ卯辰山ト泉野ヘ引越仰付ラルル」ほか寛永8年の城下火災後の町割変更のことも記す。「三壺聞書」に依拠した元和以後の町割変更等の記事は、その後『越登賀三州志』『金沢古蹟志』等でも引用され、戦後は田中が盛んに引用し、今では定説化している。しかし「三壺聞書」⇒「金城事蹟考」⇒『越登賀三州志』⇒『金沢古蹟志』と引用を重ねるなかでバイアスもかかっているため、より原典に近い文献を典拠として掲げ、引用過程で変容があったのなら、そのコメントも必要となる。「三壺聞書」が大元の典拠であると突き止められた場合、別の史料による検証も必要となる。元和2年の寺院移動の逸話は、郡奉行滝与右衛門の存在は、「元和侍帳」(加越能文庫蔵)で確認でき、著者山田四郎右衛門が実際に見聞できた時代の世相なので、若干の不正確さを内包するかもしれないが、同時代人の見聞史料とみてよいのではないか。
- (26) 前掲「寛文七年金沢図」「加賀国金沢之絵図」のほか「延宝金沢図」(石川県立図書館所蔵。『金沢市史』(資料編18)絵図・地図編)別刷図収録)を以下では「寛文期の金沢図」と一括呼称する。「加賀国金沢之絵図」は寛文8年の城下絵図(正保城絵図タイプ)で、「延宝金沢図」は延宝2年の景観を描く。
- (27) 石引道については『戸室石引道』(金沢市、1995年)、『戸室石切丁場確認調査報告書I・II』(石川県金沢城調査研究所、2008・2015年)でルートや道管理等を検討しているが、いずれも寛永・寛文期以後の動向であり、元和9年以前、ルートが天徳院付近に伸びていたことを立証するのは極めて難しい。今回天徳院の位置を検証した結果、天徳院がなければ石引道はもっと負担の少ないスムーズなルートになると推定できたので、あえて指摘した。今は心証だけなので、明確な立証は今後の課題としたい。
- (28) 表2は「延宝年中加越能社寺来歴」「天明3年侍帳」『加賀藩史料』などによって、前田家から寺社領寄進をうけた加賀・能登・越中三ヶ国に所在する寺社名・寺社領を一覧したものである。この表で17・18世紀における前田家の菩提寺と祈禱・祈願寺は、ほぼ尽くされるが、天徳院の寺領は最大であった。

- (29) 「曹洞宗寺院由来」(加越能文庫、金沢市立玉川図書館蔵)のなかに含まれる。
- (30) 前掲『石川県史』第二編は「三壺聞書」を引用し、天徳院葬儀の様子を詳述する。
- (31) 文化3年「金龍山天徳院由来」(前掲「曹洞宗寺院由来」)。
- (32) 「祠堂銀古来ノ一件」(加越能文庫 1661-410、金沢市立玉川図書館蔵)に宝円寺・天徳院の祠堂銀史料を載せるが、享保11年に天徳院には銀75貫匁もの祠堂銀貸与がなされていた。宝円寺の定例祠堂銀約5貫匁をはるかに上回る銀高であった。
- (33) 後掲の文化3年「護国山宝円寺由来」(前掲「曹洞宗寺院由来」)から、この点が推定できる。
- (34) 延宝2年「宝円寺由来」(「延宝年中加越能社寺来歴」)、前掲文化3年「護国山宝円寺由来」など。
- (35) 『加賀藩史料』1、『金沢古蹟志』など。
- (36) 前掲「延宝年中加越能社寺来歴」、『金沢古蹟志』、『加能郷土辞彙』ほか。
- (37) 大透圭徐は、ある夜利家がみた、白鳥が北国へ向かって飛びゆく夢を、自分も同様の夢をみたことと利家と語り、これを瑞祥とみて「大国長城之祥兆」といい、前田家が大国の領主として長く繁栄することを期待し言祝いだ。これを「白鳥の霊夢」と略称したが、宝円寺の役割は、大名家の招福と武運を祈念することにあつたことを象徴化した物語であろう。
- (38) 『芳春院まつの手書状 函録』(前田土佐守資料館 2012年刊)の19号・27号・39号によれば、慶長15年頃、桃雲寺の後任住職について宝円寺と芳春院の間で齟齬があり立腹したようであるが、慶長18年には解決した。
- (39) 「越中国高岡山瑞龍閣記」(『景周先生小著集』1938年)、富田景周著『越登賀三州志』。また、京田良志「高岡山瑞龍寺の草創」(高瀬重雄編『日本海地域の歴史と文化』文献出版1979年)、萩原大輔の研究報告「前田利長菩提所の成立過程」(加賀藩ネットワーク第30回例会)からも学んだ。
- (40) 岩橋春樹「総持寺の歴史と文化」(特別展図録『禅の心とかたち—総持寺の至宝—』2016年)。
- (41) 利常は元和元年8月20日付「諸嶽山総持寺法度」・元和4年10月28日付「当寺掟」(「国初遺文」加越能文庫、金沢市立玉川図書館蔵)の2つの法度を総持寺に下付した。なお幕府は元和元年7月13日付で永平寺と総持寺に曹洞宗本山法度を与えた(「天寛日記」「国初遺文」、加越能文庫蔵、『加賀藩史料』2)。
- (42) 文化3年「護国山宝円寺由来」(「曹洞宗寺院由来」加越能文庫、金沢市立玉川図書館蔵)。
- (43) 宝円寺宛の慶長4年と同18年の寺領宛行状写が石川県立図書館蔵古文書(県庁旧蔵史料)にも残る(『金沢市史(資料編13) 寺社』1996年)。
- (44) 総持寺五院が発した寛永6年8月13日付「扶桑国曹洞宗法度」(天徳院宛)は「自今以後転衣望之輩於在之者、其国之僧録に逐披露、嗣法師以推挙状本寺江致登山、且又本寺之推挙状にて令上洛、可奉経伝奏事」(前掲『金沢市史(資料13) 寺社』収録)とあり、天徳院が僧録になったことに伴って下付された法度と推定される。また天徳院所蔵文書のなかに、触下寺院に処罰を命じた文書(寛文6年9月15日総持寺五院処罰申渡「万年寺存後長老過失之事」天徳院宛)ものこる。
- (45) 「寺社由来」(加越能文庫、前掲『加越能寺社由来(上編)』所収)のうち貞享2年「波着寺由来」、「白山諸雑事記」(加越能文庫、『白山史料集(上巻)』石川県図書館協会、1979年所収)。
- (46) 前掲「白山諸雑事記」・貞享2年「波着寺由来」など。
- (47) 『白山比咩神社文献集』(日置謙編、石川県図書館協会、1935年)。なお白山比咩神社所蔵文書の現況は『白山比咩神社古文書目録』(白山比咩神社、1980年)参照。
- (48) 慶長10年9月宗甫・明宗両吟千句詞書(『白山万句 資料と研究』白山比咩神社、1985年所収)。この詞書によれば、北村宗甫はある日霊夢をみ、その翌日「大納言利家卿御在洛之比、東の御方より」白山の堂社急ぎ再興せよとの御使がきたので、昨夜の夢が霊夢であったと確信したと語り、その後、波着寺空照法印の命で社頭再興の工事が始まり慶長元年秋27日に遷宮が行われたと述べる。この詞書は霊夢という作為はあるが、社頭再興については事実に近いことが語られたとみてよい。また、慶長2年の扁額裏書のことは「白山諸雑事記」に記す。白山本宮の再興造営は、利家が上方在住時に発起され、正室芳春院(東の御方)の指示をうけ空照の指図で造営準備と工事がなされたのであろう。ここから利家による白山本宮再建は文禄年間着手とみたほうがよい。文禄以後の利家は上方在住が多く、国元の金沢では祭祀・祈祷についての采配は留守を預かる金沢城の重臣や芳春院が取り仕切った。前田家一族の病氣祈祷・安産祈願などは芳春院の権限が大きかったのではないか。空照は弁舌と祈祷の力によって芳春院とその子女に接近し信頼を得たように思われる。
- (49) 前掲『白山万句 資料と研究』収録の鶴崎裕雄論文・木越隆三論文および黒田俊雄報告(372頁)。
- (50) 前掲『白山比咩神社文献集』ほか。
- (51) 「国初遺文」(加越能文庫蔵、『加賀藩史料』2収録)。
- (52) 「国初遺文」(加越能文庫蔵、『加賀藩史料』2収録)に収録されていない事項もある)。
- (53) 前掲『加越能寺社由来(上編)』所収。

- (54) 慶長11年の相論は、石浦神社所蔵文書（8月23日付と11月26日付七カ村氏子共訴状）、「国初遺文」（慶長11年8月10日付七村氏子訴状）および『金沢古蹟志』の「長谷観音来歴」（9月10日付奥村家福の相論裁定通達写なども含む）から詳細がわかる（『加賀藩史料』2）。なお慈光院から石浦神社への変遷過程は森田平次著「石浦郷社来歴」（森田文庫、石川県立図書館蔵）による。
- (55) 「国初遺文」（加越能文庫蔵、『加賀藩史料』2収録）。
- (56) 前掲「延宝年中加越能社寺来歴」『金沢古蹟志』の来歴記録による。
- (57) 境内型として可能性を秘めた門前地に、東西本願寺末寺周辺に展開する門前町があるが、この点は別の機会に論じたい。また門前地に関し補足すれば、加賀藩は金沢東照宮別当寺・天徳院・宝円寺など官立的寺院に門前地を分与し、門前地住民からの地子銀を当該寺院の収入とする特権を与えたが、これが動因となり寺社門前が賑わったようにみえない。藩の菩提寺社の重要収入源たるにとどまった。田中喜男『幕藩制都市の研究』（文献出版 1986年）で文化8年の門前地住民の職業調べを行い、小売商人の比率が高いことや、相对請地の町と同様、中間・小者・日稼ぎ人など都市下層民が多い点は解明されたが、寺院祭礼や境内の賑わいと関連は不詳のままである。
- (58) 金沢城内への東照宮勧請と甚右衛門坂下での別当寺神護寺や大猷院殿の設立に関しては『金沢東照宮の研究』（石川県金沢城調査研究所編 2006年、77頁以下に別当寺の略史を記し、80頁以下に金沢東照宮史料選）がある。『金沢古蹟志』も参考になる。
- (59) 貞享2年「寺社由緒書上」（前掲『加越能寺社由来（上編）』所収）。なお西養寺は「越前府中五ヶ寺」の1つといわれ、利長の帰依をうけ越中守山・富山・高岡に居住し高岡から金沢八坂に移転したと主張する。さらに慶長17年直江安房の上申により八坂の拝領地に替地をもらい、のち卯辰山麓に移転したというが、若干誤伝があるように感ずる。卯辰山移転に本多安房の関与があったことは事実であろうが、慶長17年でなく、元和以後の印象をうける。また八坂来住は高岡からとするが、利長が金沢城主となった慶長4年から慶長10年の間に来住はなかったのか。高岡から来たとするなら慶長16年か慶長20年以後となる。
- (60) 「寺庵由来書等写」（加越能文庫 1661-106、金沢市立玉川図書館蔵）に収める「松山寺御造営一卷留」。
- (61) 『金沢市史（通史編2）』（2005年）では、三寺院群に次ぐ寺院集中地区として本願寺東西末寺付近を掲げるが、これを寺院群とまでは述べていない。しかし、寺院群を三つに固定する従来の見方を見直す面が随所にあり、新たな研究動向といえよう。
- (62) 「大乘寺由緒略記」（加越能文庫 1661-114、金沢市立玉川図書館蔵）によれば、「寛永年中、加州家臣本多安房守政重、就于大乘寺、為護法檀度、寄附齋料百石」とある。また館残翁著『加賀大乘寺史』（北国出版社、1971年）では、「寛永の末頃」「就壇す」といい、金沢往来は重臣加藤重廉の尽力で「天正の末年か文禄の初期ならん」と記す。
- (63) 貞享2年「寺社由緒書上」（石川県立図書館蔵 前掲『加越能寺社由来（上編）』収録）
- (64) 金沢での高山右近の動向や研究文献等については拙稿「加賀前田家と高山右近」（『キリシタン大名への新視点 高山右近』宮帯出版社、2014年）がある。なお、史料文にある「本多安房上屋敷辺」という表現は、貞享2年時点の本多邸付近という意味であり、慶長6年前後の話ではない。
- (65) 大乘寺文書（大乘寺蔵）。『金沢市史（資料編13）寺社』（金沢市 1996年）79頁以下に「寛文十二年～元禄十年 大乘寺替地願書付一件」の標題で9点の古文書を載せる。ここでの記述は、すべてこの9点による。
- (66) 加賀・能登の中世における曹洞宗の展開は『金沢市史（通史1）』（2004年）の「曹洞宗の弘通」ほか、『野々市町史（通史編）』『新修門前町史（通史編）』などによる。
- (67) 前田家の重臣で陪臣叙爵の栄誉をうけ年寄職等を独占した「加賀八家」すべて菩提寺は曹洞宗であり、藩士のうち最上級身分とされる人持組士の約7割は曹洞宗寺院が菩提寺であった（「天明3年侍帳」加越能文庫蔵、「元治元年人持武鑑」氏家文庫 130-51）。
- (68) 中野節子「万治二年の城下町改造」『石川県史だより』46号（2006年）は、金沢の三寺院群形成史における万治年間の意義を論ずる。利常死後の小松からの藩士移転が契機となり多くの寺屋敷移動が起きたとしたうえで、田中喜男が真宗寺院を三つの寺院群から排除したと論じた点について再検討を試み、万治期にはむしろ寺院群周辺に真宗寺院が配置されたと論じた。万治期の寺院配置は寛文期景観を形成するとき大きな影響を与えているので、この点は次の機会に別の観点から論じたい。
- (69) 前掲『金沢市史（資料13）寺社』。塩崎久代「一六世紀末における本願寺門徒の動向」（『石川県立歴史博物館紀要』24号、2012年）、拙稿「武家地に付けられた町名」（『金沢城研究』10号、2012年）などで、その内容検討も行われている。
- (70) 上記寺院の来歴・特徴は、前掲『金沢古蹟志』・貞享2年「寺社由緒書上」による。

〔付記〕本論作成にあたり、科研・基盤研究（A）「中世・近世移行期における守護所・城下町の総合的研究」（研究代表仁木宏）の協力者として研究会等に参加させていただき、構想を深めたことを銘記しておきたい。

金沢城下の医者と医療

池田 仁子

はじめに

筆者はこれまで加賀藩の町場を中心に、生活文化や医療・保養・医者などについて研究してきた。特に医療については、城下町金沢を中心に、藩主前田家における城内での医療と担当医者に関し、従来未開拓であった諸問題について、それぞれ時代ごとに考察した⁽¹⁾。

本稿では、金沢の城下を中心に医者や医療に関する問題を取り上げたい。はじめに、城下において、文化期には、どのような医者が居住していたか検索、整理する。次に、金沢へ出役する能登口郡の新田裁許（のち、組裁許十村）岡部忠憲の受けた導引師増田幸庵及び藩老長家の御家中医小山元伯の治療・医療の様子、さらに岡部忠憲をめぐる医療と医者に関する問題について考察する。すなわち、小山元伯らの略歴や遊学、また、岡部忠憲の日記にみる岡野仙策による治療と略歴、さらに能登口郡の医者小林元貞と鈴木三英らによる治療の様子を少しく紹介する。さらに、安政期の流行病に対応する金沢と能登の関わりについて、医薬品の配給と情報の伝達という点から考察する。最後に、能登奥郡の医者館寛蔵の修業と金沢との関わりについて垣間見る。こうした基礎的考察は、城下町金沢を知り、或いは医療都市金沢を見る上で不可欠と考える。

一、武家地を除く金沢の町場に住む医者—文化8年「金沢町名帳」より—

武家地を除く金沢の町場には、どのような医者が住んでいたのか、かつて筆者は近世初期から幕末までの様子を明らかにした。すなわち、近世前期においては、寛文・延宝期の城下町絵図から武家地に住む医者の名前を検索・検証した⁽²⁾。また、近世後期では、文化期の町場に住む医者の人数についてまとめた⁽³⁾。ここでは、具体的な医者名に触れることができなかったことから、これについて、文化期の「金沢町名帳」（原本は金沢市立玉川図書館近世史料館）⁽⁴⁾にみる武家地を除く金沢の町場に住む医者を〔表1〕に示した。

表作成にあたっては当時どのような医者がいたのか、広く見ていくため、また、町医者等の名前を把握しておくため、文化8年（1811）には存在しないが、その数年前まで医者をしていたものとみられるゆえ、その「後家」をも加えた。また、河原町の23番の付箋の上に記されている三宅良雄について、37番の十三間町にも記載されているが、このような場合も、そのまま載せた。さらに、町役人の統轄上に基づくためか、例えば27～30番、42・43番などのように、町名が複数に分割されて記載されている場合もあるが、そのまま記載順に取り上げた。また、163番の四丁弐番町・四丁参番町・元如来寺町・西養寺町の町医師の芹川栄順について、「金沢町絵図」（原本は金沢市立玉川図書館近世史料館）⁽⁵⁾で名前を確認できたが、右4か町のうちのどの町に居住しているのか、町境が判然とせず、史料のまま4か町を記した。同様に、54番の町医師菅野周庵についても才川々除町か馬場片原町かの確認は困難ゆえ、そのまま表示した。

次に、分類欄では、藩医はH、御家中医はK、三ヶ所御用医者はG、町医はMとし、また、右分類において、さらに、1は本道（内科、或いは外科も含むものもあるようにみられる）、2は鍼・按摩等、3は眼科、4は歯科の別をそれぞれ示す。

[表1] 文化期「金沢町名帳」にみる武家地を除く金沢の町場に住む医者

番号	町名	身分、所属、専門	医者名	分類	備考
1	泉町	本多安房守医師	鈴木了節	K-1	
2	同	町医師	多賀才順後家きよ	M-1	芋かせ
3	六斗林町	町鍼医師	杉江玄輪	M-2	
4	泉町寺町	今枝内記鍼医師	明石随節	K-2	
5	野町	町医師	伊藤玄林	M-1	
6	同	町医師	宮崎順長	M-1	
7	同	町医師	高嶋正安	M-1	
8	千日町	町医師	津田道隆	M-1	
9	同	町医師	白崎養寿	M-1	
10	同	町医師	渡辺本立	M-1	
11	同	町医師	別所養斎	M-1	付箋の上に記
12	同	町医師	松井玄寿	M-1	
13	石坂町	針医師	森戸祇伯	M-2	
14	同	針医師	市村春節	M-2	
15	同	町医師	徳永了栄	M-1	
16	同	針医師	平川元益	M-2	付箋の上に記
17	野田寺町	町医師	水野松軽	M-1	
18	木倉町	三ヶ所懸り医師	高沢仙立	G-1	
19	同	御医師	中村俊安	H-1	
20	河原町	町医師	宮田玄庵	M-1	
21	同	町医師	中野精庵	M-1	
22	同	御医師	中野又玄	H-1	
23	同	本多勘解由内	三宅雄仲	K-1	付箋の上「申(文化9年)三月」、 付箋下「本多勘解由内 三宅 良雄」(十三間町にも記)と記
24	豎町	本多勘解由様御家来医師	高嶋正顛 (顛)	K-1	
25	同	御医師	池田養中	H-1	
26	才川々除町	前田伊勢守鍼医師	若松栄順	K-2	
27	新豎町	盲人町鍼医師	鶴橋郷達	M-2	
28	同	町医師	大橋玄祐	M-1	
29	同	町医師	井下菜庵	M-1	
30	同	盲人鍼医師	橋本正庵	M-2	
31	才川荒町	本多勘解由医師	大西了元	K-1	
32	同	御医師	二木順伯	H-1	
33	同	本多安房守医師	大脇東決 (済)	K-1	
34	同	町医師	須貝玄伯	M-1	
35	同	盲人町鍼医師	西田定甫	M-2	
36	十九間町	町医師	白井良益	M-1	
37	十三間町	本多勘解由医師	三宅良雄	K-1	
38	同	上坂平次兵衛医師	山本文玄斎	K-1	付箋の下は山本是乗
39	大工町	町医師	高尾常庵	M-1	
40	同	長甲斐守医師	柴田登庵	K-1	
41	百姓町	鍼医師	倉春哲	M-2	
42	新豎町	村井又兵衛内	阪元慎	K-1	
43	同	町医師	河原養順	M-1	
44	枝町	町医師	石田元秋	M-1	付箋の上に記、付箋の下は元曾
45	才川々除町	町医師	藤井元昌	M-1	付箋の下に記
46	嫁坂町等	町医師	松田三悦	M-1	
47	伝馬町	町医師	不破季冠	M-1	
48	下伝馬町	町医師	大脇随元	M-1	

49	才川々除町	町医師	加福養庵	M-1	付箋の下に記
50	後伝馬町	鍼医盲人	森東益	M-2	
51	同	町医師	浅野春達	M-1	
52	長門町	鍼医盲人	柴田玄順	M-2	
53	法船寺町	町医師	大熊青達	M-1	
54	才川々除町・馬場片原町	町医師	菅野周庵	M-1	
55	馬場片原町	盲人按摩	谷口安節	M-2	
56	帯刀町・神谷町	町医師	松田随哲	M-1	
57	公儀町・神谷町	町鍼師	吉本貞立	M-2	付箋の下に記
58	同・同	町医師	高橋玄隆	M-1	
59	同・同	本多安房守医師	小林了安	K-1	
60	高岡町	御医師	桜井了元	H-1	
61	石浦町	町医師	藤島酒造之助	M-1	
62	南町	(本多)安房守様御医師	大橋台庵	K-1	
63	同	眼科	堀養祐坊	M-3	
64	同	町医師・手跡指南、合葉商売	橘観斎	M-1	
65	上堤町	町医師	城川哲周	M-1	
66	下堤町	本多安房守様医師	原田玄味	K-1	
67	同	町医師	原玄仲	M-1	
68	同	横山監物様医師	津田随分斎	K-1	
69	同	村井又兵衛様医師	山本与興	K-1	
70	横堤町	御医師	白崎玄真	H-1	
71	御門前町	町医師	藤田宗沢	M-1	
72	同	町医師	津田道順	M-1	
73	十間町	長甲斐守様御医師	田中大玄	K-1	付箋の下に記
74	同	前田中務様医師	佐藤順益	K-1	
75	同	横山監物様医師	森良斎	K-1	
76	袋町	長甲斐守医師	川北才輔	K-1	
77	同	町医師	山上駿仲	M-1	
78	同	前田織江医師	笹木見安	K-1	
79	同	前田橋三医師	上田元順	K-1	
80	同	横山監物医師	伏田元監	K-1	
81	桶町	町医師	岡本孝民	M-1	
82	安江町	町医師	金丸昌順	M-1	
83	同	前田土佐守様医師	横井寿益	K-1	
84	同	町医師	小柳元孝	M-1	
85	同	玉井勘解由様医師	今村八方軒	K-1	
86	同	長甲斐守様医師	明石元仙	K-1	
87	同	本多安房守様医師	河瀬寿軒	K-1	
88	同、裏地借り	町医師	山本一東	M-1	河瀬寿軒裏地
89	木新保新町	町医師	吉田養悦	M-1	
90	下荒町	町医師	二木郷作	M-1	
91	安江木町	御医師	大庭卓元	H-1	
92	同	前田権佐医師	上田養悦	K-1	
93	同	長甲斐守医師	水越寿硯	K-1	
94	同	町医師	桜井玄昌	M-1	
95	柳町	按摩	中村寿慶	M-2	
96	鳥田町	町医師	水野了安	M-1	
97	折違町	鍼医盲人	能川藤玄	M-2	
98	高岸寺前	町医師	関良迪後家	M-1	
99	三社町	町医師	厚地元純	M-1	付箋の上に記

100	鍛冶町	町医師	片山遂察	M-1	
101	同	町医師	中山右吉	M-1	
102	堀川々除町	町鍼医師	杉原元東	M-2	
103	新堀川町	町医師	杉村宗猷	M-1	
104	荒町	本多安房守医師	原田玄昌	K-1	
105	同	町医師	森田玄慶後家	M-1	
106	同	町医師	奥田甫庵	M-1	
107	木新保町	町医師	荒井文礼	M-1	
108	同	町医師	河村元格	M-1	
109	同	町医師	賀福春庵	M-1	
110	同	町医師	海老本文作	M-1	
111	西御坊町	鍼医師 中川清六郎内	高西江碩	K-2	
112	同	町医師	野崎仲安	M-1	
113	塩屋町	町医師	松村常益	M-1	
114	同	町鍼師	出野玄柳	M-2	
115	同	町鍼師	大野一秀	M-2	
116	同	町鍼師	大坪探玄	M-2	
117	新町	町医師	藤田道寿	M-1	
118	鍵町	三ヶ所御用医師	小柳昌意	G-1	
119	新町	津田玄蕃様御家来	小坂寿安	K-1	
120	今町・中町	奥村左京様御手医師	土岐安恵	K-1	
121	下今町	伴八矢様御手医者	片岡玄悦	K-1	
122	同	町鍼医師	島右仲	M-2	
123	同	深美故隼人之助様医師	高木学純	K-1	
124	同	町医師	徳田修安	M-1	
125	同	町医師	浅井了悦	M-1	
126	同	町医師	半井良格後家みつ	M-1	
127	上今町	町医師	二木順庵	M-1	
128	尾張町	町医師	松田寿英	M-1	
129	下材木町	山崎伊織様御医師	長谷川玄乙	K-1	
130	同	町医師	平野宗伯	M-1	
131	同	歯医師	金川磯之助	M-4	
132	上材木町	町医師	小倉元道	M-1	
133	同	町医師	森玄心	M-1	
134	同	町医師	久保甫斎	M-1	
135	同	奥村左京内	土岐安悦	K-1	
136	同	町医師	福田順庵	M-1	
137	石引町	(奥村) 助右衛門内	片山大安	K-1	
138	同	(奥村) 助右衛門内	吉岡随元	K-1	
139	同	町医師	堤平安	M-1	
140	同	(横山) 監物医師	岡部玄竹	K-1	
141	同	町医師	上田悦安後家	M-1	
142	同	町医師	猪俣保助	M-1	付箋の下に記
143	土取場	盲人按摩	笠間立安	M-2	
144	同	町医師	荒木安慶	M-1	
145	同	町医師	村立安	M-1	
146	同	町医師	高橋多一郎	M-1	
147	同	ひねり(捻り鍼)	かさり屋盲女たみ	M-2	
148	とめき町等	町医師	山本玄中	M-1	
149	同	町医師	森川元立	M-1	
150	宝円寺門前	按摩	嵯峨左源太	M-2	

151	同	町医師	藤橋随元	M-1	
152	同	町医師	岩崎長玄	M-1	
153	御小人町	横山図書医師	渡辺元隆	K-1	
154	田町	按摩	坂井新安	M-2	
155	田町新町	町医師	松本三悦	M-1	
156	同	町医	元村貞順	M-1	
157	同	按摩	坂井養伯	M-2	
158	浅野川々除町	町医	大伴誠亮	M-1	
159	主計町	町医	舟野寿仙	M-1	
160	同	奥村助右衛門内医師	関玄格	K-1	
161	四丁壱番町	横山監物様御医師	森専太郎	K-1	
162	同	町医師	大井大宇	M-1	
163	四丁弐番町・四丁参番町・元如来寺町・西養寺町	町医師	芹川栄順	M-1	
164	四丁弐番町・四丁参番町	(奥村) 助右衛門様医師	藤田玄安	K-1	
165	橋爪町	長甲斐守様内	小林意仙	K-1	
166	観音町・観音下町	町医師	金丸養伯	M-1	
167	金屋町	町医師	坂井大運	M-1	
168	高道町	町医師	常川道栄	M-1	
169	水車町	町医師	森川道専	M-1	
170	大衆免亀淵町	町鍼医師	牧野休林	M-2	
171	大衆免堅町	町医師	畑良佐	M-1	
172	大衆免町	町医師	平柄友庵	M-1	
173	同	町医師	吉田文達	M-1	
174	大衆免新町	町医師	米島玄碩	M-1	
175	春日町	町医師	毛利静安	M-1	

次に、[表1]をもとに、[表2]では、武家地を除く文化8年町場居住の医者について、所属別・専門別に人数をまとめた。

[表2] 武家地を除く文化8年町場居住の医者における所属別一覧

所属	分類	本道(1)	鍼・按摩(2)	眼科(3)	歯科(4)	小計
藩医	H	7				7
御家中医	K	42	3			45
町医	M	94	25	1	1	121
三ヶ所御用医	G	2				2
合計		145	28	1	1	175

*記号及び()内の数字は[表1]の分類と同じ

[表2]では、H-1は7人、K-1は42人、K-2は3人、M-1は94人、M-2は25人、M-3は1人、M-4は1人、G-1は2人である。また、武家地を除く城下の町場には121人というように、町医が多数であることは首肯できるが、重臣の御家中医も45人、さらに藩医も7人が確認される。さらに、木倉町に「三ヶ所(町会所・公事場・非人小屋<史料・史実に基づき取り上げるものであり、差別を容認するものではない>)懸り医師 高沢仙立」が、また、鍵町に「三ヶ所御用医師 小柳昌意」というように、三ヶ所御用医が2人いることがわかる。また、多くが本道の医者であるが、鍼・按摩の医者も町医と御家中医を合わせ28人いることがわかる。つまり、当時鍼・按摩の治療を受ける人々が少なくなかったことが窺われる。加えて、少数ではあるが、町医として南町の堀養祐坊は眼科医で、下材木町の金川磯之助は歯科医として居住していることがわかる。

このように、文化期には寺院の上ヶ地町やもとの町に隣接して新たに町となった新町のほか、職人が集住するなど町人の数も格差がある。また、[表1]のように医者が居住する町に限ってみた場合、城下において、ほぼ同一町に1～7人程の医者があることがわかる。このうち、もっとも多いのは、安江町の7人、次に多いのは下今町（現尾張町）及び石引町の6人、さらに、千日町・才川荒町（現鱗町）・袋町・上材木町・土取場（現宝町）にはそれぞれ5人の医者が居住していることがわかる。

二、金沢に出役の口能登の新田裁許の医療をめぐる—岡部忠憲の周辺—

(1) 岡部忠憲の金沢での治療

安政3年（1856）能登口郡の新田裁許役の岡部忠憲の金沢での治療の様子について、安政3年「岡部忠憲日記」（「公私用日記」とも、原本は宝達志水町所蔵）より整理して行こう⁽⁶⁾。

能登羽咋郡荻谷村の十村役岡部家10代目の忠憲（七左衛門）は、安政3年新田裁許并蔭聞役・能登口郡川筋川除等御普請勢子方附役、同郡諸万雑調理方主附を勤め、7月18日より鹿島郡一青組当分裁許、安政5年組裁許十村となる。なお、新田裁許とは、十村の下に属し、十村級の農民またはその子弟が選任されたもの。新開所の管理や新開すべき土地の見定め等を行なった⁽⁷⁾。こうした役向のため、金沢へ出張・滞留した様子は、「岡部忠憲日記」によって知ることができる。金沢において、同日記には、郡会所・同奉行・改作所や同奉行への公用をはじめ、同様に出張している領内の十村や新田裁許などの動向・交流が詳細に記載されている。これらも含め、忠憲が治療を受けた様子や医者などについて[表3]に示した。ここでは特に金沢において、増田幸庵と小山元伯が忠憲の治療に当たっていたことがわかる。

[表3] 安政3年5月～7月金沢における岡部忠憲の医療と医者 *「岡部忠憲日記」より

月日	医療・医者・公用、村役人らの動向など主な記事
5月朔	金沢の横堤町（現下堤町）の和泉屋に止宿していた忠憲は（4月晦日条）、天徳院長老と一緒に塩屋町（現瓢箪町）の導引家増田方へ参るが、病人（患者）が多く待居り指支えているため再び参り、夜帰宿。この日増田方へ広瀬氏（石川郡白山村広瀬太兵衛、十村並）の内義も見える
2	昼食後増田へ参り、夜5時頃迄捻り（鍼）の治療を受ける。倉見氏（河北郡倉見村喜多市十郎、十村）も見え、酒等が出される。右同道にて増田方を出出る
3	奥村典膳（能州奉行）・河合清左衛門（改作奉行）方へ夫々参り、療養したき旨御達旁々伺い、それより増田方へ参るが、病人が多く指支えるため、一度戻る。夕食過八尾屋清兵衛・榎木屋（太左衛門、羽咋郡飯山村）と同道にて増田へ参るが、また病人が多く手透かず、療治受けるのをあきらめ、増田方に泊まる
4	増田方にて朝食後療治に懸り、9時終り帰宿。朝榎木屋・八尾屋清兵衛が増田方に来る
5	増田幸庵方へ参り、留守のため再訪問する。前田美作守家中福田耕蔵や得能親司（砺波郡田中村得能覚兵衛、十村）も来て居る。この日増田方へ酒肴持参。夕方まで呑み、療治は休む
6	昼食過増田へ行く。7時過より療治に懸り、夜帰宿。夕方増田方へ津幡松本甚之丞（新田才許）も見え、酒出る
7	市二郎（喜多市十郎の子）と同道にて増田方へ参るが、増田が不快の躰にて療治を休む、夕方増田方を出出る
8	朝食過袋町小山元伯方へ罷出、病気診察を頼み、煎薬等貰請け、昼前帰宿する。8時より増田へ参るが、幸庵老が不快のため休診、夕方増田へ倉見一二郎が見え、同道にて夜帰宿
9	朝食過和泉屋下女に頼み、小山へ薬を取りに遣す。昼後増田へ行つた処、倉見一二郎も見え、夕食は増田でご馳走になり、夜療治に懸り、八時半帰宿
10	朝下女に頼み、小山へ薬取りに遣す。昼後より増田へ参り、療治を受ける
11	朝食過小山へ参り、4時過薬持参し、帰宿。昼食過増田へ参るが、治療受けず、夕方帰宿する
12	昼後増田へ参り、治療受け、夕方帰宿。増田へ自宅より到来の粽二連を遣す
13	昼前倉見氏と同道にて、小山へ参り、暫く遊ぶ
14	昼後増田方へ参り、治療を受け、夕食同氏方にて食し、夜4時帰宿。倉見の若手と福田耕蔵も増田へ来訪
15	朝小山へ参る。荒木氏（平助、砺波郡四日市村、十村並）より到来の鯛・かれいを小山へ持遣す。この日、鍵町藤田高蔵方へ引移り、止宿する。新家御内義・妻も出府する
16	倉見へ酒持たせ遣し、小山より薬取り寄せてもらう。増田へ参り、治療を受ける。夜帰宿
17	小山へ参る

18	倉見氏より詠え置いた薬到来、御役所へ参り、御郡所・御改作所へ挨拶申上る
19	町方家柄町人、郡方分役の内、御能拝見、増田方へ参り、療治なく帰る
20	北川尻（羽咋郡北川尻村喜多孫平、新田裁許列）氏同道にて増田へ参り、即刻帰宿
21	高島氏・柳田氏らと算用場にて揃い登城、御能拝見
22	朝小山へ参る、昼後役所へ罷出、御郡所・御改作所へ御能拝見の御礼を申上る
23	昼食後増田へ参るが、病人大勢につき、療治受けず孫平氏と同道にて帰宅
24	早朝孫平子と同道にて増田へ行き、療治受けて九つ時帰宿する
25	寺町五百羅漢天井頼母子初会につき、八尾屋清兵衛に頼み、出銀持たせ遣す、妻・宿内義（羽咋郡宿村岡野与一郎〈平十村〉妻）も参詣の図りの所、少し遅れ、不参
26	早朝増田へ参り、療治を受け昼前戻る
27	朝食過堀松（羽咋郡堀松村国田弥五郎、平十村）・宿へ見舞
28	昼食後増田へ参り、療治受け、夜四時帰宿
29	朝羽咋氏（羽咋郡羽咋村加藤義左衛門）帰宅の由聞く
6月朔	北川尻氏と同道にて泉野にて壮猶館の調練を拝見に参る
2	平十村并分役の俸名代誓詞の人々御能拝見。朝増田へ参り、孫平子同道一先帰宿、朝食過小山へ参る。昼食過増田へ罷越し、療治受ける。増田方にて酒・夕食出る
3	昼食過倉見若手・地頭町氏（羽咋郡地頭町村北村吉左衛門、忠憲の従弟、平十村）来訪
4	朝小山へ行く。昼食過地頭町林平子等名代誓詞人々帰村の由、昼食過地頭町氏・堀松・五十里氏御暇につき立寄る。夕方より妻并宿内義、「ヨウチン」にて軍談断聞に行く
5	朝孫平子見え、御暇の旨申聞る
6	増田へ参るが、外出にて留主中につき帰宿
7	夕方北川尻多七出府につき立寄る。増田へ参るが留守中につき戻る
8	増田方に参り、療治を受ける。増田方へ津幡河合屋参り泊り居る
9	増田へ「ケタコ」持たせ遣わす。同家より玉子・スモモなど到来
10	昼食過増田へ参り、療治受け、四ツ半時帰宿する
11	朝、小山へ行く。昼食後増田へ参るが、留守にて帰宿
12	早朝増田へ参り療治を受け、昼食前帰省
13	朝食過妻并宿内義兩人連に小山へ行き、薬貰い戻る（妻も金沢に5月16日～6月16日まで滞在）
14	早朝増田へ行き療治受け、九つ時帰宿
15	朝倉見氏は宿へ立寄る
16	妻らは金沢を出立し、帰宅、朝食過小山へ参る。直様増田へ参り、療治を受け、9つ時帰宿
17	前田齊泰壮猶館砲術方御覧の由、倉見氏縮方出沒につき拝見の図りの所、体調不良につき不参
18	夕方観音様へ参詣
19	早朝増田へ参り、療治受け、9ツ半時帰宿
20	朝食過小山へ参る
21	夜下シ薬ロクワイ丸を服用した処、九つ時より腹あたり、少し宛やめ、翌朝へかけ、「拾二三篇大便」に行き、「水交り泄ス」
22	朝より気分勝れず、夕方より泄も止り、次第に決方
23	昼食過倉見氏より呼に参るにつき起き上り、増田老が見え居るため、同氏方にて療治受け、夕方帰宿
24	朝食過小山へ参る。その後浅野町水車にて渡瀬様等、ほかへ暑中伺申上、愛后様へも参詣、昼食後小山・荒木氏・倉見氏へ土用見舞に大白まんじゅうを配る
25	堅町柿木島木村九左衛門（改作奉行）へ暑気伺、ほかへも参る
26	子浦吉兵衛出府にて立寄る
27	朝食過増田へ参る処、得能若親司（砺波郡田中村得能小四郎）が見えていたゆえ、療治受けず、帰宿
28	早朝増田へ参り、療治受け、4半時暇乞し、立出る。直に小山へ参り薬貰い、暇乞し、帰宿、九つ半時御役所へ参り、御郡・御改作両役所へ暇乞を申し上げ帰宿
29	和泉屋へ薬溜、清兵衛をもって返済する
晦	明方金沢止宿所出立、船・馬にて八つ時帰宅
7月21	（7月15日より金沢へ出府、袋町箔屋方に宿泊）この日花橋1箱、金1両1封増田へ遣す。能登御用所詰手代及び肝煎、村役人中出府につき、宿所へ挨拶に来る。夕方地頭町氏・馬場氏同道にて奥村様・河合様へ御祝義に罷出で、戻り懸増田幸庵方へ見舞う（22日家に帰る）

[表3]で明らかなように、金沢に出役中の忠憲は、務めや見学など用事の無い限り、ほぼ毎日のように、塩屋町（現瓢箪町）の導引家増田幸庵のもとへ通い按摩治療を受けていたことがわかる。ただ、患者が多数おり、込み合っていたため、再度増田方に赴くことも少なくなかった。このことは、町人・領民らの間で医療の恩恵を受けることが、ほぼ日常化しているといえよう。

また、しばしば藩老長家の家中医で袋町の小山元伯の診察及び投薬を受けていることがわかる。なお、6月20日に小山へ参っており、翌21日夜下剤を服し、これが腹に当り、翌朝にかけ12から13篇「大便」に行き、「水交り泄」し、22日は朝より体調不良であったが、夕方より次第に快方に向かっている。小山で処方された薬が合わなかったものとみられる。これらを見る限り、小山では診察と薬の処方であったことがわかる。

因みに、岡部の金沢での泊り宿は、安政3年4月晦日より5月15日までは横堤町（現下堤町）の和泉屋であり、この日鍵町（現尾張町）の藤田高蔵方へ引移り、6月晦日に帰省している。同年7月金沢へ再出府したときは、袋町の箔屋方に止宿している。したがって、これら岡部の出役中の宿と塩谷町の増田幸庵及び袋町の小山元伯といった医者 of 居住地とは、比較的近い位置にあり、再出府のときも忠憲は、この二人と交流している。

ともあれ、金沢が政治の中心地であることに伴い、当地は医療面でも藩領内の中心的役割を担っていた一面が窺われる。なお、導引師増田幸庵と小山元伯が岡部忠憲の治療に当たっていたことがわかったが、増田については、町医者身分とみられるが、これ以外の詳細は不明である。

（2）小山元伯の略歴と遊学

次に、先述の岡部忠憲の金沢での出役中の治療に見える小山元伯について、明治3年（1870）2月「先祖由緒一類附帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫）には次のように記されている。小山元伯（元）は明治3年51歳、藩老長連恭の御家中医で、70石である。実は深美兵庫家来給人加藤伊兵衛二男で、天保13年（1842）6月小山太仲娘掣として養子に入り、同年8月勤学のため上京、「小林豊後守方」へ入門、「修行」、一時帰郷、同14年10月御小將組、合力米五石、白銀三枚、弘化元年4月診御用、同年7月養父病死につき、同年11月家督遺知之内50石相続、同2年2月再上京、小林豊後守方にて修業、同4年2月帰郷、万延元年（1860）3月長連恭の御供にて江戸へ参り、以後、数度江戸・京へ参る。同2年10月70石拝領、川北元中四男直吉が元伯の娘へ婿養子に入る。

以上のように、長家の御家中医である小山元伯については、当然多くは金沢において、長家の医療を担当するが、岡部忠憲の日記にみたように金沢に出役中の上層村役人の岡部の治療をも行なっていたわけである。また、元伯は京都の宮廷医家の小林豊後守のもとへも入門していることがわかる⁽⁸⁾。

さらに、養嗣子の小山直吉は、京都の小石家の蘭学塾に入門している様子は、「櫻園先生門籍」⁽⁹⁾に小石中蔵（文化14年〈1817〉～明治27年〈1894〉）の門下生として「明治二己巳三月九日 金沢藩 小山元伯男 小山直吉 号雲峰」と記載されており、注目される。

なお、小山元伯による「先祖由緒一類附帳」（加越能文庫）は、明治3年2月のものと同年閏10月のものが合綴にて残存しているが、前者の方が、「岡部忠憲日記」の安政期により近く、内容も詳細である。小山家総体については、上記の2月・閏10月の小山元伯による「先祖由緒一類附帳」及び明治6年10月の小山直吉の「先祖由緒一類附帳」に基づいて初代から以下のように整理することができる。

- ①小山小四秀政（砺波郡土屋村居住）——②七左衛門秀正（砺波郡福野村俗医、寛延元年没）——③健安秀安（福野村にて医業、天明3年長連起代に給人組、7人扶持、寛政4年9人扶持、同12年60石、同年没）＝（＝は養子を示す、以下同）④太仲秀是（寛政12年相続、9人扶持、文化7年12人扶持、文政8年60石、弘化

元年没) = ⑤元伯(秀一、1818～? 天保13年養子、同14年小將組、弘化元年遺知の内50石、相続、万延2年70石、のち江戸・京都へ数回御供、明治3年士族) = ⑥直吉(実は士族川北元中四男、文久3年元伯娘婿養子、明治6年相続)。

このように、2代七左衛門秀正が砺波郡福野村の「俗医」(村医)となり、其跡を継いだ3代健安秀安が、天明3年(1783)長連起に出仕し、寛政12年(1800)60石となるなど、2代目秀正が村医者を務め、3代目秀安より長家の御家中医となったことがわかる。

(3) 岡野仙策による医療と遊学と師匠

次に、岡部忠憲の日記に散見される岡野仙策^{コシゲ}(是重、羽咋郡宿村十村岡野与一郎弟)について、本人による明治2年「先祖由緒并一類附帳」(加越能文庫)よりみて行こう。明治2年仙策は44歳、5人扶持、弘化3年(1846)「医学修行」^(案)として、京都町医師の「寺尾元長」方へ入塾、のち、「禁裏御医師高階丹波介」へ入門、嘉永4年(1851)江戸へ参り「幕府御医師多紀楽春院法印」へ入門、安政3年2月帰国、「明倫堂試業」に合格し、医者として「開業」、慶応2年7月医学席へ出座、明治2年藩医となる。

上記にみえるように、岡野仙策が入門したという師について、以下整理しておこう。まず、寺尾元長(1800～1847)は、「天保医鑑」に「内科 博学 善治術 寺尾元長 名長、号柳外園○丹波国(園)部人○堺町押小路南」と記され、また、京都の町医師、長、柳外といい、初め園部藩士であったが、医者となり、郡山藩主の治療をなし、名声上がると見える⁽¹⁰⁾。次に、高階丹波介は、「洛医人名録」に「内外科 木屋町二条南 高階丹後守 名経、号桂園、又徳理軒」と見える。また、同人は孝明天皇の治療に当たった医師の一人として、宮廷医家「高階丹後守」(従五位下経文)あるいは、高階家の支流として、高階「^{エダ}経支 故典薬大允経宣次男、文化四年(1807)月日生」で、弘化3年典薬寮医師、丹後介に任ぜられたという⁽¹¹⁾。さらに、多紀楽春院元堅(1795～1857)は、多紀桂山の第五子、桂山の跡元胤が継ぎ、元堅は別家をなし、初め江戸浅草三好町に住する。のち日本橋元矢の倉に屋敷を拝領、天保2年(1831)医学館講書、同6年には將軍徳川家斉の拝診を命ぜられ、翌年奥医師、ついで法眼、同11年法印に叙、楽真院と称し、弘化2年將軍家慶の御匙となる。嘉永6年楽春院と改称。安政4年(1857)没。享年63、著書に『傷寒論述義』などがある。『医心方』をはじめ善本医籍の校刊にも尽力する⁽¹²⁾。

なお、多紀楽春院元堅について、加賀藩の近習御用加藤三郎左衛門自筆の「公私心覚」13巻(加越能文庫)に以下のように記されている。

〔安政3年正月2日条〕

一、東御前様今暁御指引被為在候ニ付、多記楽春院老^(紀)へ御診察御頼ミ相成、可然早ク致出席候様被 仰出候段、奥御取次可申聞、四ツ時前致出席候所、夫以前^(平出) 御住居江御頼ミ相成被 仰遣候由、但、年内の御病癖ニ而兎角御不食被遊候之处、今暁御病御発動急ニ御開キ不被遊、漸ク追々御弛ニ被遊候由、

(中略)

一、多記楽春院老御見廻^(紀)(慶寧室、霊鑑院診察)、元俊等御同按ニ候へ共、今夕の御同人江御療養御頼ニ相成、其段御広式頭へ談、

〔同年正月5日条〕

一、今朝多記楽春院老御見廻^(紀)(慶寧室、霊鑑院診察)、先指而御替も無御座候へ共、如此度々御発動有之候而者、御疲も相増、御案時申上候、尚又辻元為春院老江御診察御頼置候而、可然段、被申聞之由ニ付、其段申上、奉伺 御住居の御頼之事ニ可示合旨、御意ニ付、於御鈴老女江其段申入候、

このように、幕医多紀楽春院は加賀藩主前田家の江戸藩邸において、のち14代藩主となる慶寧の正室靈鑑院の診療をも行っていたことがわかる。因みに岡野仙策の楽春院への入門の背景には藩の重臣か、或いはその周辺人物のツテがあったのではなからうか。

なお、前述の「先祖由緒并一類腑帳」より岡野家の初代から仙策までの略系譜を示すと、次の通りである。

- ①三郎左衛門（佐々木頼信の子孫と伝承、前々より数代宿村に居住、天正年中末森御陣の節御道御案内）＝
②三郎左衛門（初代の孫、寛永16年没）③（不詳）——④（不詳）——⑤（不詳）——⑥与右衛門（御用銀指上、算用場御印物拝領、享和2年没）——⑦与右衛門（文化5年二ノ丸焼失の節冥加銀指上等、文政6年没）——⑧幾右衛門（文化14年山廻り、御領国御塩吟味人、天保8年より居宅を郡奉行所として指上、元治元年没）——⑨与一郎（羽咋郡十村）、同人弟、仙策。

ともあれ、岡野は弘化3年（1846）京都の町医寺尾元長に、のち、宫廷医家高階丹後介に、嘉永4年（1851）幕医多紀楽春院にそれぞれ入門し、安政3年（1856）2月に帰国、金沢の藩校明倫堂で医学の試業を受けて合格して宿村の村医者になり、明治2年5人扶持の藩医に取立てられた。この間、実家の十村岡野家の文書⁽¹³⁾の中には、嘉永4年4月仙策が江戸へ医学修業のための境関所通行一件史料（A 70・71）、同6年12月医学修業延期願及び安政2年9月帰国報告（ともにA 72）が注目される。これと先述の史料とを合わせみると、江戸よりの岡野の帰国は、安政2年9月及び同3年2月の2回ということになり、一回目の帰国後再び江戸へと再入門したのであろうか。なお、天保9年～万延元年（1838-60）の「仙策医学修業入用并配分之事」（G 323）も注目される。

（4）「岡部忠憲日記」にみる小林元貞と鈴木三英の治療

能登口郡の新田裁許役であった忠憲は、安政3年2月22日、廻村のため鹿島郡舟尾に赴き、同地で「田鶴浜村（鹿島郡）小林氏」の「診察ヲ請」け、「夕方薬到来ス」と見える。

また、前述のように、金沢に出役後帰宅し、同年7月鹿島郡一青組当分裁許も拝命していた忠憲は、同年8月24日同様に廻村中「小林氏相招、薬三貼到来」などと記し、引き続き同26日も同様に「小林氏相見得、薬拾貼貫越ス」と見える。

この小林氏とは、田鶴浜の村医者小林元貞（熙、鬼谿、漁洋者）とみられる。同人は、享和元年（1801）生まれ、医を浅井長門守（1771～1849、元倫、玄助、子元、南阜、宫廷医家〈典薬寮医師〉。浅井南溟の門人、その養子となる。『梅瘡約言』等著す、享和2年〈1802〉三谷竺洲と刑屍を剖観し、『臟腑写真発蒙』5巻を著す）に学ぶ。帰国後、医業を開き、私塾も開業し、72歳の明治5年（1872）没する⁽¹⁴⁾。

次に、岡部忠憲の日記安政5年9月16日条に「鈴木三英流行病ニ付、施薬願一条写、御改作方石崎氏御達之一繰、柴山様江上ル、」と記されている。右の鈴木三英（1827～1886、大助）は、羽咋郡今浜の村医者で、江戸で漢学を学び、長崎で蘭学・医学を修め、安政4年帰国、薬を村民に処方するなど流行病に対し尽力したという⁽¹⁵⁾。また、この流行病とは、安政5年の三日コロリであり、石崎とは無組御扶持人十村並の石崎市右衛門である。さらに、芝山は改作奉行当分加入（同年12月本役）の芝山直右衛門である。なお、このほかにも安政3年の岡部の日記に鈴木三英に関する記事が散見される。

今後小林元貞・鈴木三英ら能登の医者と金沢との具体的な関わりをみて行かなければならない。

三、金沢から領内へ医薬品の配給と製法の申渡

金沢から藩領内の郡村への医薬品の配当に関しては享和3年の事例があるが⁽¹⁶⁾、以下、安政5年における医薬品の配給と医薬関連情報の伝達について紹介しよう。

(1) 金沢から郡方へ医薬配給

まず、金沢から郡方への薬の配給について、安政5年2月「岡部御用留」9巻(加越能文庫)よりみて行こう。

覚
一、四百七拾帖(貼、以下同) 施薬
内
式百三拾五帖 柴胡清燥湯
式百三拾五帖 小柴胡湯
右八ヶ崎村之者共四拾七人疫病相煩候処、難洪之者ともニ而服薬致兼候躰之旨申聞、依之前段
之通、施薬被下之候条、得其意、早速相渡、可為致療養候、以上、
(安政五年) 午 二月十六日 (能州郡奉行) 小寺空右衛門
(羽咋郡) 松野屋村
勘七方

これは、金沢で執務を取る能州郡奉行小寺空右衛門から松野屋村勘七に宛て出された申渡で、鹿島郡八ヶ崎村の者47人が疫病に罹り、かれらは難洪の者たちゆえに、服薬致しかねる様子であるため、薬を配当するゆえ、柴胡清燥湯・小柴胡湯の薬を早速渡して、療養させるようにという内容である。差出の能州郡奉行は算用場奉行の配下で、当然のことながら金沢で勤務している。

(2) 三日コロリ流行につき金沢・郡村間における領内へ医薬品製法の間合せと上申

三日コロリにつき、岡部家文書の安政5年8月「内達留」には以下のように見える。

御郡方別而相替ル義も無御座候得共、此節三日コロリ与歟申急病流行之旨ニ而、富来組福浦村ニハ
当上旬の廿日頃迄ニ式拾人余土田組川尻村ニ而廿五日迄ニ拾壹人、(染、以下同) 邑知組千代町村ニハ廿六日迄ニ
拾人計病死仕候旨ニ而、何れも追々伝 遷 仕、右三ヶ村とも当時病中之者、式三拾人計宛も御
座候由ニ御座候、煩付候而、一両日之内ニ死去仕候由、親類たりとも、煩居候方江ハ、当分出入も
薄ク致し居候由ニ御座候、右病御郡方医者ニ而ハ、何とも療養工夫付不申躰ニ御座候、就而ハ御当
地之様子承り候所、右病気ニハ、薄荷・茵陳・藿香・コロンボ、此四味兼而煎用居候得ハ、伝遷も
容易ニ不仕、万一病付候而も、格別之義ハ無御座旨承り申候、且又コロンボ御当地薬店ニ而も、至
而乏敷躰、左候得者、御郡方ニハ尚以無御座筈ニ付、段々承り合候処、右コロンボ之代薬ニハ、南
木香ヲ加イ候而、宜敷旨、御座候間、右薬方今一遍御穿鑿之上、御郡方江御触渡も被成下候ハ、
可然奉存候、此段乍恐私共心付之趣、御内達申上候、以上、

(安政五年) 午 八月

口郡
新田才許

御改作所・御郡所江壺通宛上ル、

この史料は三日コロリが流行し、すでに福浦村で20人余、川尻村では11人、千代町村で10人程が死亡、追々伝染が拡大し、右3か村ですでに20人から30人ほどが罹患、一両日で死去する由、何れも郡方の医者では治療し難く、御当地(金沢)の様子を承ったところ、薄荷(ハッカ、シソ科の多年草で、茎葉は香料、医薬の消臭剤)・茵陳(インチン、かわらよもぎ、利尿剤、かぜ薬)・「藿香」(カッコウ、かわみどり、食傷・感冒・頭痛薬)、コロンボ(ツツラフジ科のつる性多年草、根を輪切りにし乾燥させた健胃薬)を兼ね煎じ服用すれば伝染も緩和するという。しかし、金沢の薬店にてもコロンボの薬が少なくなっているゆえ、

コロンボなどの代薬に南木香（青木香・馬鈴草とも。根と種は解毒・解熱剤となる）を加えることなどを口郡新田才許より金沢の改作所及び御郡所へそれぞれ触渡の願が上申されている。つまり、三日コロリの流行に対し、医薬の製法につき金沢の改作所・御郡所へ問い合わせ、具体的な製法及び使用法を触渡してほしい旨上申している。

（3）金沢から領内へ医薬配合の申渡

同様に、安政5年9月三日コロリに対処し金沢から郡方へ薬配合について申渡といった情報伝達の事例を「岡部御用留」10巻（加越能文庫）よりみて行く。

卷目之上
御算用場奉行江

此節流行之暴瀉病療治方、薬法等之義ニ付、従公義相渡候御書付写、壺通相渡候条、一統相触候様、御郡奉行并遠所々町奉行等江可被申渡候事、

卷目之上
大目付江

此節流行之暴瀉病者其療治方種々ある趣ニ候得とも、其内素人心得^(朱ニテ抹消)得へき法ヲ示す、予しめ是ヲ防ニ者、却^(却)而身ヲ冷す事なく、腹ニハ木綿ヲ巻、大酒・大食ヲ慎ミ、其外こなれ難き食物ヲ一切給申間敷候、若此症催候ハ、早々寝所ニ入て、飲食ヲ慎ミ、惣身ヲ温め、左ニ記す芳香散といふ薬ヲ用ゆへし、是のミニして、治るもの少なからず、且又吐瀉甚敷、惣身冷る程ニ至りしものハ、焼酎壺式合之中に、龍腦、又ハ樟腦壺式入、あたゝめて、木綿の切ニひたし、腹并手足江静ニすり込、芥子泥ヲ心下・腹并手足江小半時位ツ、度々張へし、

芳香散

上品

桂枝	細末	
益智	細末	等分
乾姜	細末	

右調合いたし、壺式分ツ、時々用ゆへし、

からし
温^温鈍粉 等分

右あつき酢ニて堅ク練り、木綿切ニのばし、張り候事、

但、間ニ合さる時者、あつき湯ニ而、からし粉ばかりねり候而もよろし、

又法

あつき茶ニ其三分一焼酎ヲ和し、砂糖ヲ少し加へ、用ゆへし、

但、座敷ヲ閉、木綿等ニ焼酎ヲつけ、頻ニ惣身ヲこするへし、

但、手足の先キ并腹冷る所ヲ温鉄并温石ヲ布ニつゝミテ、湯ヲつかひたる如き心持ニなる程こするも又よし、

右者此節、流行病甚敷、諸人難義いたし候付、其症ニ抱^(抱)はらず、早速用候ハ、害なき薬法諸人為心得無急度相達候事、

八月

右写之通申来候ニ付、相越之候条、得其意、夫々早速可申渡候、以上、

^(安政五年)
午 九月四日

^(鹿州郡奉行)
曾田源蔵

口郡
十村中

尚以、其先々へ早速相廻、從落着、可相返候事、

(中略)

此節三日コロリ与歟申病名之由ニ而、流行いたし申ニ者、損人も多有之躰、付而者、前廉左ニ相記置薬服置候へハ、全逢逢候与申而、金沢向杯、皆々相用ヒ申由ニ而、尤御郡方ニおゐても、追々伝聞、何れも知類ニ而、服薬いたし候義ニ而ハ可有之候哉ニ候得共、尚又拙者共、心得を以、其許中迄申渡置候間、村役人共等江態々而申聞、村方之者共、無洩方服し置、気丈夫ニ罷在候様、可為申聞置候、以上、

(安政五年)
午 九月三日

(能州郡奉行)
溝口判大夫印

押水組・邑知組之外
才許十村中等

尚以先々急速相廻、從落着可相返候、押水組・邑知組之分ハ申渡置、相省置申候、此段為念申入置候、以上、

病名 アシヤコレラ、俗ニ云三日コロリ、

右難病ニ逢候良薬

薄荷 中 藿香 大 茵陳

コロンホー 小

代薬木香

右調合、水壺合入、八分目ニせんし、又振出用ヒ而も宜哉、
(煎)

上記史料より当時流行中の「暴瀉病」(激しい嘔吐や下痢、三日コロリ)の予防法・治療法・薬製法などについての幕府よりの御触(前月23日大目附中よりの書付「公私心覚」15巻、安政5年9月3日条にも記)を算用場奉行を通し、能州郡奉行曾田源蔵より口郡十村中へ申渡されている。すなわち、予防法は、身を冷やさない、大酒・大食を慎む、消化の良くない(「こなれ難き」)食物を食べない。治療法は、寝所にて飲食を慎み、身を温め、芳香散を服用する。吐瀉の甚だしい場合は、焼酎に龍腦(常緑大高木の心材部を結晶にしたもの)または樟腦(クスノキからとった医薬)をあたため、木綿の布に浸し、腹や手足にすり込む。また芥子泥(カラシデイ、カラシの粉に湯を加え泥状にし、紙や布に塗り患部に貼り、湿布として用いる)を「心下」(みぞおち)や腹・手足に度々張る。薬製法については、芳香散は桂枝(桂皮で代用する生薬)・益智(龍眼肉、ムクロジ科の喬木である龍眼の果実)・乾姜(カンキョウ、生姜の根を蒸し乾かした薬)を調合して作る。芥子泥は、からし粉と餛飩粉を熱き酢にて練り、木綿布に伸ばし張る。熱き茶に右三分の一を焼酎に和して砂糖を加えて作るのも良し。腹など冷える所を温鉄や温石を布で包み、擦るのも良しとする。

以上、安政5年流行病の三日コロリが蔓延した。また、8月20日頃宮腰では10人程が、また本吉では100人余が死去したという。続く翌6年8月15日、コレラの流行のため、貧民に芳香散を下賜し、特に、能州の郡村へ配当する旨が申渡されている⁽¹⁷⁾。

四、能登奥郡の医者館寛蔵と金沢

能登珠洲郡正院村の医師館寛蔵をめぐる、館家及び同家5代目の館寛蔵本人と金沢との関わりについて、近世古文書研究会による『珠洲市正院町 館家文書目録』から概要をみておきたい⁽¹⁸⁾。

村役人の流れを汲む館寛蔵が父に宛てた書状(口絵写真、近世H6)によれば、幕末期「上京之節、金府

「而館隱江内分書状指遣」「隱居被見候而色々咄合仕」、「是迄之師家小石先生」など見え、また「油小路七條上ル処」而萬年大純与申師家江当四月五日入塾」したと記されている（近世H7）。さらに、館家は金沢とも所縁があり、「金沢より館隱居」による書状（近世D35）、「館屋隱居栄助」の書状（近世I13）が知られ、また、当家3代与次助（養子）の文化期の後見役は金沢新町鍵町館屋丈助であるという。さらに、父が寛蔵に対し帰京して開業を進め、医者不足の珠洲で開業すれば、1年に百両前後の収入が可能であること等が述べられている書状も注目される（近世H5）⁽¹⁹⁾。こうしたことは、金沢が遊学において学問の情報センターの一面を有していたことを窺わせる。また、館寛蔵は文久元年（1861）医学修業のため上京し、元治元年（1864）大坂〈住居は「大坂瓦町通心濟橋」近世I36〉で修業、同年11月伯耆へ行き、慶応2年（1866）ころ帰国予定であると父に書送っている⁽²⁰⁾。なお、上記「小石先生」は蘭医学塾窮理堂を営む元瑞の後嗣小石中蔵（1817～1894）であり、「天保医鑑」や万延元～2年（文久元年）の京都の医者を記す「洛医人名録」「平安医家大集」などにも見える。また、「洛医人名録」には「漢学 油小路七条上 萬年大純 名始、字有終、号樸山」と記されている⁽²¹⁾。これに依れば、寛蔵は蘭医学塾へ入門後、漢医学塾に入門したことがわかる。また、萬年の住所、油小路七条上は、先述の上記寛蔵の書状（H7など）に見える「油小路七条上ル処」と合致している。

このほか、能登上戸村の藻寄行蔵が江戸昌平黌で学び、藤井方亭の蘭学塾、京都の小石元瑞に入門、帰国後医業を営んだ。また、飯田村の佐野春庵は京都に遊学し、或いはまた、紀州の華岡鷺洲に学んだ佐野順亭（安政4年5月25日入門）の事例もあり⁽²²⁾、彼らは帰郷後医業で活動し、また、それぞれ多くの門下生の教育に当たったものとみられる。

こうした金沢以外の藩領内の遊学者は、金沢の藩医・御家中医・町医・文人などのツテを頼って三都などへ遊学した場合も少なくなかったことが推察される。事例として、金沢の儒者金子鶴村の弟子で、小松の町医者となる富沢貞蔵は、京都の蘭医学者海上随鷗に入門し、京都での遊学の様子を、鶴村に書状で様々書き送り、金沢の鶴村からの予備知識を入手していることが推察される⁽²³⁾。また、能登から三都などへの遊学については、小林元貞の京都の浅野長門守への入門、鈴木三英の長崎への遊学、岡野仙策の京都への遊学と寺尾元長・高階丹後介への入門、江戸の多紀楽春院への入門が認められる。また、能登の館寛蔵は、京都の蘭学者小石家及び萬年大純へ入門する。これら能登からの遊学者は、いずれも金沢の人々とも親交し、様々な情報を得た上で、遊学に出かけているものと推察される。こうしたことは、金沢が医療の上で、或いは医学上において、情報センターの役割を果たしていたものとみられる。

おわりに

以上、金沢城下の医者と医療についてみてきたが、文化期の金沢の町場に居住する医者は175人程がいたことが確認された。このうち、町医者は121人程でもっとも多いが、重臣お抱えの御家中医は45人程で、藩医も7人、さらに藩の施設に勤務する御用医者は2人いることがわかった。彼等のほとんどは本道が専門であるが、鍼・按摩の医者も町医者・御家中医を合わせ28人おり、また、眼科医や歯科医もいたことがわかった。安江町や石引町には医者の数が多く、金沢全体では一町内に、1～7人の医者が居住していることを確認した。

次に、金沢へ出役中の口能登の新田裁許岡部忠憲は、ほぼ毎日宿泊中の宿から導引師の増田幸庵の按摩や鍼治療に通い、また、藩老長家の御家中医の小山元伯より医薬の処方をも受けた。このほか、岡部忠憲の日記には在村中や役務としての廻村時には、小林元貞・岡野仙策・鈴木三英など、それぞれ村医者の治療をも受けていることがわかった。さらに、安政5年の能登などにおける三日コロリの流行に対し、医薬の配給と処方の仕方の伝達など、金沢から口能登への事例を垣間見た。

また、小林元貞の浅野長門守への入門、鈴木三英の長崎への遊学、岡野仙策の京都への遊学と寺尾元長・高階丹後介の入門、江戸の多紀楽春院への入門、奥能登の館寛蔵における生活面での金沢とのかわりや、同人の遊学時の金沢との関わりのほか、京都の小石中蔵及び万年大純への入門について、それぞれ素描した。

こうして、城下町金沢が加賀藩領内の中心的役割を担ったことを確認した。しかし、これらは、一部の事例にすぎず、遊学についても本格的な考察が必要であろう。また、加賀藩の医療について、ほかの救恤の面からみて行くことや、幕末維新时期藩の医療政策などについても課題となった。

[註]

- (1) 池田仁子(ア)『金沢と加賀藩町場の生活文化』岩田書院、平成 24 年、(イ)『近世金沢の医療と医家』岩田書院、平成 27 年(『研究紀要 金沢城研究』8～12号まで収載した分を再編成し、新稿を加えた)、(ウ)「加賀藩蘭学の受容と医者への動向」(『北陸史学』55号、平成 18年)、(エ)「近世金沢の医療—`伝統、の礎と社会史的意義を探る—」(地方史研究協議会編『`伝統、の礎—加賀・能登・金沢の地域史—』雄山閣、平成 26年)、(オ)「元治元年前田慶寧の退京・謹慎と金谷御殿における治療」(『研究紀要 金沢城研究』13号、平成 27年)、(カ)「近世初期加賀藩藩主前田家の病と治療・医家」(『同』14号、平成 28年)、(キ)「加賀藩における庭の利用と保養・領民」(長山直治氏追悼論集『加賀藩研究を切り拓く』桂書房、平成 28年)、(ク)「金沢城主前田家の医療と医家」(『研究紀要 金沢城研究』15号、平成 29年)など。
- (2) 池田、前掲 (1) (イ)。
- (3) 池田、前掲 (1) (エ)。
- (4) 本稿では、金沢市立玉川図書館『金沢町名帳』金沢市図書館叢書一、平成 8年を活用。
- (5) 金沢市立玉川図書館『金沢町絵図』金沢市図書館叢書二、平成 10年を活用。
- (6) 「岡部忠憲日記」安政 3年 5月～8月のものは、加能地域史研究会近世部会による『加能史料研究』17号、平成 17年所収の翻刻文に依った。また、「同日記」同年正月～4月のものについては、上記と同様、同研究会同部会による『加能史料研究』8号、平成 8年に収載のものに依った。このほかは、原本のマイクロ焼き付けの史料を高堀伊津子氏より提供されたものである。なお、同氏より、岡部忠憲及び岡野仙策・小山元伯・鈴木三英らの医者や医療に関する史料をはじめ、多大な御教示をいただいた。
- (7) 新田裁許や十村については、若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』吉川弘文館、昭和 45年、木越隆三「加賀藩十村の明治維新——藩の能吏から在野へ——」(渡辺尚志編著『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版、平成 18年)などを参照した。
- (8) 宮廷医家小林豊後守については、池田、前掲 (1) (イ) 第一編第三章・四章参照。
- (9) 京都府医師会『京都の医学史 資料篇』思文閣出版、昭和 55年所収。
- (10) 京都府医師会、前掲 (9) 518頁。京都府医師会、『京都の医学史』思文閣出版、昭和 55年、1380・1381頁。
- (11) 京都府医師会、前掲 (9) 529頁。前掲 (10)『京都の医学史』1315・1316頁。
- (12) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』9巻、吉川弘文館、昭和 63年、「多紀元堅」の項。
- (13) 岡野家文書については、押水町文化財保護審議会委員岡本勇平編『十村岡野家文書目録』石川県押水町教育委員会、平成 7年に依る。
- (14) 日置謙『加能郷土辞彙』改訂増補版、北國新聞社、昭和 48年、「小林元貞」の項。
- (15) 石川県羽咋郡役所『羽咋郡顕彰録』大正 12年、40頁。
- (16) 池田、前掲 (1) (エ) 206頁。
- (17) 安政 5年・6年の流行病及び医薬に関しては『加賀藩史料』藩末篇、上巻、清文堂出版、986～988頁、及び池田、前掲 (1) (エ) 207頁。なお、近年の研究として、鷺澤淑子「安政五年コレラの対処法に関する史料について」(長山直治氏追悼論集『加賀藩研究を切り拓く』桂書房、平成 28年)がある。
- (18) 近世古文書研究会『珠洲市正院町 館家文書目録』珠洲市教育委員会、平成 21年。なお、館寛蔵については、堀井美里氏より御教示いただいた。
- (19) 見瀬和雄「館家文書の概要」、前掲 (18) 55頁。
- (20) 堀井美里「幕末維新时期の情報と館家」前掲 (18) 82・83頁。見瀬弘美「館家文書選」前掲 (18) 102～104頁。
- (21) 京都府医師会、前掲 (9)。
- (22) 池田、前掲 (1) (ウ)。
- (23) 池田、前掲 (1) (ウ)。

金沢・尾山考

大西泰正

天正11年(1583)4月、前田利家はかつての金沢御堂の地、すなわち金沢城に本拠を移した。ただ、利家の時代には「金沢」と並んで、この地に「尾山」の名称があった。

従来この問題は、佐久間盛政による尾山改称説(『越登賀三州志』等。天正8年に金沢御堂を接收して「尾山」城を構築したという)や「藩初ではこの町も城郭も、尾山及び金沢の二名を混用」したとの日置謙説(『加能郷土辞彙』「金沢」の項)等をもって語られてきたが、田川捷一氏⁽¹⁾が利家による「金沢」から「尾山」への改称を明らかにした。さらに瀬戸薫氏⁽²⁾は、天正11年に「金沢」城に入った利家が、これを「尾山」城と改めたが、豊臣政権は一貫して「金沢」と呼び続けるなど改称が不徹底であったため、利家も晩年は「金沢」で妥協しようとした形跡がある」と論じた。

以上の田川・瀬戸説は、近世以来の俗説を一蹴した実証的な成果であるが、議論の余地は残されている。たとえば、天正15年、前田利長(利家嫡男)の九州出陣時、越中の門徒へ人質提出を求めた2月15日付有賀直政書状には、利家(の意向)を指して「金沢」、人質の行き先を「尾山」と書き分けており(「利勝様御出陣付而、御門徒中人質之儀、自金沢被仰越、唯今以御折紙所々相触候、慥なる衆^(守山)当城迄早々可有御出候、其上を以尾山へ可被遣之由候」。善徳寺文書)、従來說では十分な説明がつかない。天正12～3年頃の前田利長消息(前田土佐守家資料館所蔵)にも「今日かなさわへ参候間」とある。従來說を採って「尾山」改称が利家の命とすれば、利長は当然これを周知・遵守して「尾山」を用いるはずだが、あえて「かなさわ」を用いたのは、何か理由があって書き分けたと見るのが穏当であろう。そこで、従來說のように地名と城郭名を区別せずに論を進めるのではなく、この時期(天正年間)、前田氏内部では地名(町名)には「金沢」、「金沢」の城郭には「尾山」という使い分けがあったのではないか、というのが筆者の考えである(ただし、漸次混用に至る)。

瀬戸氏は、天正13年7月に加賀国を訪れた茶人山上宗二が、出発前は「金沢」、到着後は「尾山」と書状に記した点を挙げて、「中央では「金沢」で周知されていても、現地では「尾山」に改められていた証左」と述べるが、史料を今少し細かく見ると出発前は「賀州金沢」「金沢」、到着後は「至尾山着城」と表現している(賀茂別雷神社文書・古文書集1⁽³⁾)。要するに、出発前は広く地名(目的地)を記したに過ぎず、到着に至って現在地=城郭名を書いたとの解釈も何ら問題なく成り立とう。他の同時代史料を徴しても、以上の私見をあてはめて齟齬するものは見出せない。以上、三点の史料を挙げて、「金沢」・「尾山」の二つの名称につき、従來說を批判して端的に私見を提示した。

[註]

- (1) 田川捷一「金沢と尾山の地名について」(同『加賀藩と能登天領の研究』北国新聞社、2012年。初出1980年)。
 - (2) 瀬戸薫「前田利家と金沢城」(拙編著『前田利家・利長』戎光祥出版、2016年所収。初出2008年)。
 - (3) 岩沢愿彦「羽柴政権と京家領-賀茂別雷神社領・大徳寺興臨院領の場合-」(『史叢』43、1989年)。
- (付記) 以上の私見は、拙稿「織豊期前田氏権力の形成と展開」(拙編著『前田利家・利長』戎光祥出版、2016年)の一部分(14～16頁)を改稿・増補したものである。

1116	-/7/9	はひ	長兵へ	飛騨入役等につき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
1123	-/7/14	はひ	長兵へ	茂住宗貞の堀子、当国の山へ走るにつき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
1126	-/7/22	ひ	九兵へ/左内	「あおいのかた」を染めさせる等につき	歴博所蔵文書、国6、薫4		原本確認・典拠追加(歴博所蔵文書)
1130	-/7/24	ひ	つしよ	朝茶の会につき	高岡市立中央図書館、高岡町人由緒記(玉川)	高図16	典拠追加(高岡町人由緒記)
1135	-/7/29	はひ	こん平/さ内	館紺屋引越し等につき	歴博所蔵文書、国6、薫4		原本確認・典拠追加(歴博所蔵文書)
1139	-/8/朔	肥前守/御名御印	神尾図書助	大町・木町等から八朔祝儀につき	高岡市立中央図書館、高岡町人由緒記(玉川)	高図16	典拠追加(高岡町人由緒記)
1158	-/8/16	はひ	長門	加賀にて人足二十人雇いたきにつき	山崎庄兵衛家文書(玉川)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)
1184	-/8/27	はひ	長兵へ	川上二郎四郎、上方より下るにつき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
1230	-/9/22	利長(花押D)	三輪藤兵衛/大井久兵衛	梅の木三百本到着につき	府中町文書、能登古7	『七尾市史』資料編1	原本確認・典拠追加(府中町文書)・刊本追加(『七尾市史』資料編1)。内容変更。
1245	-/10/2	はひ	山長門	理松院(宇喜多秀家娘・山崎長郷室)出産につき	山崎庄兵衛家文書(玉川)、加賀古3	佐藤論文	原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)
1278	-/10/20	はひ	こん平/九兵へ	黒染一反出来等につき	歴博所蔵文書、国6、薫4		原本確認・典拠追加(歴博所蔵文書)
1306	-/11/7	はひ	山長門	腫物の見舞状到来につき	山崎文書(金工)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎文書)
1321	-/11/18	ひ	山長門	理松院逗留・帰国につき	山崎庄兵衛家文書(玉川)、加賀古3	佐藤論文	原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)
1333	-/11/26	ひ	[]き	中川宮内、越後へ参る等につき	谷、中川典克所蔵古文書(玉川)	『古典籍展観大入札会目録』(2011年)	典拠追加(中川典克所蔵古文書)・刊本追加(『古典籍展観大入札会目録』)
1364	-/12/19	ひ	山かん齋	進物(みかん)につき	山崎文書(金工)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎文書)
1388	-/11	ひ	長門	江戸の芳春院から書状につき	山崎庄兵衛家文書(玉川)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)
1394	-/1/21	はひ	長兵へ	飛騨入役等につき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
1397	-/1/25	はひ	こん平/久兵	染代支払につき	歴博所蔵文書、国6、薫3		原本確認・典拠追加(歴博所蔵文書)
1402	-/1/1	ひ	三郎へ	館紺屋隣の空屋敷につき	歴博所蔵文書、国6、薫4		原本確認・典拠追加(歴博所蔵文書)
1403	-/1/1	ひ	こん平	織染めさせるにつき	歴博所蔵文書、国6、薫4		原本確認・典拠追加(歴博所蔵文書)
1415	-/1/1	ひ	長門	能登より三人見舞い来訪につき	山崎庄兵衛家文書(玉川)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)

※「年月日」欄……花押 C 型の使用年代変更(慶長 14 年以前→慶長 15 年以前)にともない、新たに C 型花押を確認した史料、および典拠追加等のあった C 型花押史料のみ本表に掲げる(本表不掲出の目録稿 No. 529 ~ 592 の年代も、慶長 14 以前→慶長 15 以前に変更)。

※「署名・判印」欄……所蔵者・所蔵機関不明等により実見し得なかった史料を除き、【表 2】に拠る花押型の分類を示した。

※「典拠」・「刊本」欄……史料所蔵機関の略称は以下の通り。玉川:金沢市立玉川図書館近世史料館、歴博:石川県立歴史博物館、県図:石川県立図書館、金工:金沢工業大学ライブラリーセンター、東大:東京大学史料編纂所、内閣:国立公文書館内閣文庫。典拠史料・刊本の略称は以下の通り。加史:『加賀藩史料』、加古:日置謙編『加能古文書』(金沢文化協会)、金龍論文:金龍教英「富山藩家老役近藤家文書について」(『富山史壇』94)、佐藤論文:佐藤圭「加賀藩初期における朝倉氏遺臣の動向—山崎長徳を中心に—」(『加能史料研究』17)、七:『新修七尾市史』三・武士編、高図:『高岡市史料集』(高岡市立中央図書館)、利長展:『特別展前田利長』(高岡市立博物館)、富:『富山県史』資料編Ⅲ(以上、刊本名)、越:『越中古文書』、古写:『加越能古文書写』、加賀古:『加賀古文書』、加史稿:『加賀藩史料稿本』、叢:『加能越古文叢』、国:『加藩国初遺文』、薫:『薫墨集』、遺:『松雲公採集遺編類纂』、絶:『絶家判物写』、中川:『中川典克所蔵古文書』、能登古:『能登古文書』、万治:『万治以前御定書』(以上、玉川所蔵分)、北:『北徴遺文』(以上、県図所蔵分)、窪:窪田叅次郎氏所蔵文書、谷:谷沢尚一氏所蔵文書(以上、東大所蔵分)。

※「変更点」欄……変更内容を摘記。

445	(慶長12)/6/23	はひ	長門／さ[]	駿府城の課役に赴かざる侍の処罰につき	山崎庄兵衛家文書(玉川)、加賀古3	加史2	原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)
459	慶長12/極/21	はひ判	徳長平左衛門／川上二郎四郎	(慶長12年分)飛州入役銀子請取につき	遺139、国7、叢49、薫4、高岡町人由緒記(玉川)	富234	典拠追加(高岡町人由緒記)
479	慶長13/極/19	はひ判	川上二郎四郎／とく長平左	(慶長13年分)飛州入役銀子請取につき	遺139、国7、叢49、薫4、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
487	(慶長14)/3/18	ひ	しま／かわち／備中／長門	(慶長13年分)年貢米売却等につき	山崎文書(金工)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎文書)
528	(慶長14)/-/	ひ	おひさ	関野(高岡城)普請・祝儀到来につき	中川	『古典籍展観大入礼会目録』(2006年)	刊本追加(『古典籍展観大入礼会目録』)
624	(慶長15)/8/19	はひ	山長門	上方へ大筒を船にて運ぶにつき	山崎庄兵衛家文書(玉川)、加賀古3	佐藤論文	原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)
888	(慶長15以前)/2/28	ひ／利長御判(花押影C)	弥一郎	能州より小南檢校罷り越す等につき	後撰芸葉14(玉川)、遺139、国7、叢51、薫3		典拠追加(後撰芸葉)。署名・判印変更(ひ／利長御判(花押影))・宛先変更(弥一郎)。花押影C型であるため、年月日変更(慶長15以前)
573	(慶長15以前)/10/11	肥前守利長(花押影C)	大文字屋	鳥子購入につき	遺139、国7、薫3、沢存(玉川)		典拠追加(沢存)。花押影C型であるため、年月日変更(慶長15以前)
588	(慶長15以前)/12/16	ひ／(花押C)	左内	川上二郎四郎から進物(蜜柑)につき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)。花押C型であるため、年月日変更(慶長15以前)
636	(慶長16)/2/15	羽柴肥前守利長御判	本多佐渡守／大久保相模守	見舞状・鷹の雁拝領を謝すにつき	国8、薫4、雑録追加8-12(県図)	加史2	典拠追加(雑録追加8-12)
637	(慶長16)/2/16	はひ	山長門	腫物再発・上洛せざることを報ずるにつき	山崎文書(金工)、加賀古3	加史2	原本確認・典拠追加(山崎文書)
644	(慶長16)/3/6	はひ	山長門	自身の病状・山崎長郷の病状を問うにつき	山崎文書(金工)、加賀古3	加史2	原本確認・典拠追加(山崎文書)
646	(慶長16)/4/9	ひ	山長門	山崎長郷の衰弱につき	山崎文書(金工)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎文書)
671	(慶長16)/8/29	肥前守利長	松平筑前守	条々(相談や年寄の訪問謝絶等)	万治、御歴代御書写1(玉川)	加史2	典拠追加(御歴代御書写1)
678	(慶長16)/11/10	羽柴肥前守利長御判	大久保相模守	見舞状を謝す・腫物再発につき	国8、雑録追加8-12(県図)	加史2	典拠追加(雑録追加8-12)。ただし、「雑録追加」は年月日を11/5付とする
709	(慶長17)/2/12	羽柴肥前守利長御判	本多佐渡守／大久保相模守	一家家臣の金沢帰国許可を謝すにつき	国8、叢50、薫4、雑録追加8-12(県図)	加史2	典拠追加(雑録追加8-12)
762	-/正/2	肥前守／御名御印	神尾図書助	当町から年頭祝儀につき	高岡市立中央図書館、高岡町人由緒記(玉川)	高図16	典拠追加(高岡町人由緒記)
820	-/正/19	利長御判	鈴郡在々百姓中	諸役免許につき	古写、雑録追加6(県図)		典拠追加(雑録追加6)・宛所変更(鈴郡在々百姓中)。
879	-/2/21	はひ	長兵へ	川上二郎四郎から年頭祝儀につき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
883	-/2/25	肥前守利長(花押影D)	中川宗半	進物(柿等)・中川宗半所労につき	個人蔵、中川	『砺波市史』資料編1	原本確認・刊本追加(『砺波市史』資料編1)
911	-/3/6	はひ	長兵へ	川上二郎四郎から進物(熊皮)につき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
934	-/3/22	ひ	弥一郎	能州より小南檢校罷り越す等につき	後撰芸葉14(玉川)、遺139、国7、叢51、薫3		典拠追加(後撰芸葉)
938	-/3/24	ひ	弥一郎	小南檢校来訪につき	後撰芸葉14(玉川)、遺139、国7、叢51、薫3		典拠追加(後撰芸葉)。署名・判印変更(ひ)・宛所変更(弥一郎)
939	-/3/24	ひ	長兵衛	富田弥三右衛門から進物(鯉節等)につき	高岡市立中央図書館、高岡町人由緒記(玉川)	高図16	典拠追加(高岡町人由緒記)
942	-/3/26	-	弥一郎	能州より小南檢校明日帰る等につき	後撰芸葉14(玉川)、遺139、国7、叢51、薫3		典拠追加(後撰芸葉)
962	-/卯/4	利長御印	水原左衛門尉	能州より小南檢校罷り越す等につき	後撰芸葉14(玉川)、遺139、国7、叢51、薫3		典拠追加(後撰芸葉)。署名・判印変更(利長御印)・宛所変更(水原左衛門尉)
966	-/4/6	はひ	山長門	進物(塗長持等)につき	山崎文書(金工)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎文書)
972	-/4/8	ひ	九兵へ／左内	川上二郎四郎から進物(扇)につき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
1006	-/5/1	はひ	長兵へ	茂住宗貞・川上二郎四郎から進物につき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
1026	-/5/10	ひ／利長(花押D)	左内	川上二郎四郎から進物(かます)につき	窪、高岡町人由緒記(玉川)		典拠追加(高岡町人由緒記)
1027	-/5/11	ひ	-	守山町人の屋敷につき	高岡市立中央図書館、高岡町人由緒記(玉川)	高図16	典拠追加(高岡町人由緒記)
1068	-/6/13	はひ	山長門	金沢普請につき	山崎庄兵衛家文書(玉川)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)
1074	-/6/19	ひ／印	さへもん	能州より小南檢校罷り越す等につき	後撰芸葉14(玉川)、遺139、国7、叢51、薫3		典拠追加(後撰芸葉)・宛所変更(さへもん)
1112	-/7/8	ひ	長門入道	病状および尙正院見舞いに来訪予定につき	山崎文書(金工)、加賀古3		原本確認・典拠追加(山崎文書)

【表6】前田利長発給文書目録稿（変更分）

※目録掲載史料のうち、新たに史料原本（写真版を含む）や写本を確認し得たもの、および年月日等訂正分の一部を掲出

目録稿No	年月日	署名・判印	宛所	内容	典拠	刊本	変更点
9	(天正13)/2/29	孫四郎利勝判	村井又兵衛	越中運沼での戦功を賞するにつき	叢41、国2、遺144、薫3、雑録追加9(県図)	加史1、加古1885、七257、富113	典拠追加(雑録追加9)
55	天正14/9/21	利勝(花押A)	殖生八幡宮神主名代行春	神領寄進(越中、60俵)	殖生護国八幡宮文書、遺115、国3、北2、叢42、薫3、越1、雑録追加9(県図)	加史1、加古1948、『殖生護国八幡宮文書目録』	原本確認・典拠追加(殖生護国八幡宮文書、雑録追加9)・刊本追加(『殖生護国八幡宮文書目録』)
56	天正14/9/21	利勝	越中殖生八幡宮	禁制(竹木伐採等につき)	殖生護国八幡宮文書、遺115、国3	加史1、加古1949、富148、『殖生護国八幡宮文書目録』	原本確認・典拠追加(殖生護国八幡宮文書)・刊本追加(『殖生護国八幡宮文書目録』)。署名・判印変更(利勝)
57	天正15/8/7	利勝判	吉田長蔵	豊前巖石城での戦功を賞するにつき	遺146、国3、薫3、雑録追加9(県図)	加史1、加古1971	典拠追加(雑録追加9)
62	天正15/8/20	利勝	槻尾甚介/寺島牛之介/槻尾五郎八/寺島孫一郎/同多門	知行村割(越中、5100石)	寺島家文書(玉川写真帳)、雑録追加12(県図)	富153、金龍論文	典拠追加(雑録追加12)
85	天正18/6/24	常陸介(花押影)/孫四郎(花押影A)	(武蔵国宝生寺)	禁制(殺生禁断等につき)	武州文書10(内閣)、宝生寺文書(加古)	加古2033	典拠追加・花押影確認(武州文書)
86	天正18/6/24	常陸介(花押影)/孫四郎(花押影A)	武蔵之内 ぶさの 下地/大はた村/和田村/八日市村	禁制(乱暴狼藉等につき)	武州文書10(内閣)、宝生寺文書(加古)	加古2034	典拠追加・花押影確認(武州文書)
90	(天正18)/10/23	孫四利長判	不破彦三	明日の前田利家陣替えにつき	北10、国4、叢43、遺146、薫3、雑録追加8-9(県図)	加史1、加古2047	典拠追加(雑録追加8-9)
105	(文禄2)/6/3	利長御判	徳五兵入	前田利家の帰陣予定をた だす・利家明使を接待する につき	古写、雑録追加6(県図)	加史1、加古2093	典拠追加(雑録追加6)
117	文禄5/4/10	利長(花押)	才次郎/此外ひ物屋とも	条々(檜物師のことに つき)	上整十右衛門氏蔵(富)、 越1	富187、『砺波市史』資料編1	刊本追加(『砺波市史』資料編1)
131	慶長3/9/23	とし長(花押影C)	おちよ	知行宛行(加賀、500石)	村井文書(玉川)	加史1、加古2156	花押影確認(村井文書)。花押影C型であるため、発給年は慶長7年以降
135	(慶長4)/3/18	利長御判/家康御判	荒木三平/井出猪介	竹島の果鷹進上すべきにつ き	国6、叢46、遺148、薫3、雑 録追加3(県図)	加史1、加古2174	典拠追加(雑録追加3)
174	(慶長5)/5/16	はひ	長門	諸士に指物を準備させるに つき	山崎庄兵衛家文書(玉 川)、加賀古3	加史1、加古2205	原本確認・典拠追加(山崎庄兵衛家文書)
176	(慶長5)/5/26	はひ	三郎大	金沢の紺屋頭を命ずるにつ き	歴博所蔵文書、国6、薫4	加史1、加古2206	原本確認・典拠追加(歴博所蔵文書)
187	慶長5/8/2	(花押A)	松平九郎右衛門尉	馬廻置目条々	成巽閣、国6、叢46、遺148、 薫3、雑録追加4(県図)	加史1、加古2220、利 長展	典拠追加(雑録追加4)
219	慶長5/9/18	羽柴肥前利長(花押A)	溝江彦三郎	起請文(溝江某の身上を徳川家康に対して周旋するにつ き)	溝江文書(東大影写本)、 加史稿32、中村不能齋採 集文書10(東大)	加史1、加古2244	典拠追加(溝江文書、中村不能齋採集文書)
226	(慶長5)/9/27	羽柴肥前利長(花押影A)	溝彦三郎	昨日山城国西岡に至り、明日大坂に進むべきにつ き	加史稿32、中村不能齋採 集文書10(東大)	加史1、加古2250	典拠追加(中村不能齋採集文書)
239	慶長6/5/17	利長御判	-	定書(喧嘩両成敗等につ き)	万治、国6、叢47、薫3、雑 録追加12(県図)	加史1	典拠追加(雑録追加12)
243	慶長6/7/21	利長御判	井上勘左衛門	知行宛行(200石)	後撰芸葉4(玉川)、たもと草 (玉川)、国6、遺148、薫3		典拠追加(後撰芸葉4、たもと草)
249	(慶長6)/閏霜/18	利長(花押A)	(妙巖寺)	進物(蟹)につき	妙巖寺文書、能登古6	『珠洲市史』3	原本確認(妙巖寺文書)・刊本追加(『珠洲市史』3)
251	慶長7/3/26	利長御判	-	定書(百姓の転住につ き)	万治、国6、叢47、薫3、雑 録追加12(県図)	加史1、富1268	典拠追加(雑録追加12)
273	(慶長5)/5/16	はひ利長(花押A)	石州/出羽	さし物出来方につ き	高島家文書(玉川)		年月日変更(慶長5年に比定)
308	慶長9/8/晦	(花押C)	太田村百姓 宗右衛門/孫右衛門	隠田裁許につ き	金子文書	富208、『加賀藩初期十村役金子文書』	刊本追加(『加賀藩初期十村役金子文書』)
337	慶長9/12/3	(花押)	太田村百姓 宗右衛門/孫兵へ	般若野のうち太田村新開につ き	金子文書	富739、『加賀藩初期十村役金子文書』	刊本追加(『加賀藩初期十村役金子文書』)
375	(慶長10)/10/10	(花押影C)	猪之谷近郷 土方分百姓中	飛騨横山より赤板取り寄せるにつ き	絶1	富218、『岐阜県史』史料編・古代中世補遺	刊本追加(『岐阜県史』史料編・古代中世補遺)
409	(慶長10)/11/22	はひ	長兵へ	村井長頼の遺物につ き	村井文書(玉川)	加史1	年月日変更(11/22付)・宛所変更(長兵へ)
430	(慶長12カ)/正/28	はひ	長兵へ	奥野与兵衛、紀伊守と改める等につ き	加賀藩前田家臣奥野家文書、奥野家系譜(玉川)	『思文閣古書史料目録』214	原本確認(加賀藩前田家臣奥野家文書)・典拠追加(『思文閣古書史料目録』214)
431	慶長12/2/12	利長(花押C)	奥野与兵衛	知行宛行(5530石)	加賀藩前田家臣奥野家文書、奥野家系譜(玉川)	『思文閣古書史料目録』214	原本確認(加賀藩前田家臣奥野家文書)・典拠追加(『思文閣古書史料目録』214)
438	慶長12/5/3	利長御判	金沢年寄中/并普請面々中	法度(駿府城普請につ き)	国7、薫4、雑録追加5(県 図)	加史2	典拠追加(雑録追加5)

補遺107	-/10/26	ひ	つしよ	能登山田村八郎右衛門(肝煎)から進物(炭等)につき	諸橋文書(玉川)	
補遺108	-/11/1	ひぜん	おちよ	「のとおいの事」につき	村井文書(玉川)	
補遺109	-/11/10	肥利長(印)	山崎閑斎	進物(枝柿)につき	山崎文書(金工)	
補遺110	-/11/16	ひ	つしよ	随分毒断するにつき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺111	-/12/16	はひ	はうしゆいん	芳春院、前田利常屋敷に移るにつき	村井文書(玉川)	
補遺112	-/./11	はひ	長兵へ	村井長次年頭礼に罷り越す・普請の者共無用等につき	村井文書(玉川)	
補遺113	-/./18	はひ	左馬助	多賀大炊から音信到来につき	多賀文書2(東大写真帳)	
補遺114	-/./19	ひ	長兵へ	村井長次、加州へ戻る等につき	村井文書(玉川)	
補遺115	-/./19	はひ	齋形口/大せん	村井長次方の祝言の日取等につき	村井文書(玉川)	
補遺116	-/./23	はひ	-	茂住宗貞らから進物につき	高岡町人由緒記(玉川)	
補遺117	-/./-	はひ	左馬助	多賀出雲から音信到来につき	多賀文書2(東大写真帳)	
補遺118	-/./-	はひ	村井出雲	前田利長見舞い進物につき		『古典籍下見展覧大入札会目録』(1986年)
補遺119	-/./-	-	中少	先日の刀、今一度見たい等につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺120	-/./-	ひ	おちよ	進物・移徙のため取り乱しているにつき	村井文書(玉川)	
補遺121	-/./-	ひ	おちよ	歳暮の祝儀につき	村井文書(玉川)	
補遺122	-/./-	ひ	おちよ	進物(杉原紙)等につき	村井文書(玉川)	
補遺123	-/./-	はひ	おちよ	年頭の祝儀(500疋)につき	村井文書(玉川)	
補遺124	-/./-	はひ	おちよ	備前殿(樹正院)長々逗留・病状回復せずにつき	村井文書(玉川)	大西泰正『論文集宇喜多秀家の周辺』増補版
補遺125	-/./-	はひ	おちよ	返礼につき	村井文書(玉川)	
補遺126	-/./-	はひ	おちよ	村井長次より進物(くちこ)等につき	村井文書(玉川)	
補遺127	-/./-	はひ	おちよ	春香院のもとへ前田利常来訪等につき	村井文書(玉川)	
補遺128	-/./-	ひ	おちよ	「上方よりのこ」下るにつき	村井文書(玉川)	
補遺129	-/./-	ひ	おちよ	腕の痛みのどかになるにつき	村井文書(玉川)	
補遺130	-/./-	はひ	おちよ	前田利長の下国・次の上洛時対面を期するにつき	村井文書(玉川)	
補遺131	-/./-	はひ	おちよ	胴服送られる・駿河行き延期につき	村井文書(玉川)	
補遺132	-/./-	はひ	おちよ	前田利長帰着・先日「兵口」方から進物につき	村井文書(玉川)	
補遺133	-/./-	ひ	おちよ	再々「いふう」(異風カ)おこるにつき	村井文書(玉川)	
補遺134	-/./-	はひ	おちよ	進物(小袖)・家普請大方出来につき	村井文書(玉川)	
補遺135	-/./-	ひ	おちよ	篠原一孝・村井長次来訪・駿河行き延期につき	村井文書(玉川)	
補遺136	-/./-	ひ	おちよ	「おひめ」(理松院カ)祝言につき	村井文書(玉川)	
補遺137	-/./-	羽ひ	おちよ	病人に人を付けるにつき	村井文書(玉川)	
補遺138	-/./-	ひ	おちよ	年頭祝儀(500疋等)到来につき	村井文書(玉川)	
補遺139	-/./-	はひ	おちよ	久々に「小松御かもしま」と対面につき	村井文書(玉川)	

※「署名・判印」欄…所蔵者・所蔵機関不明等により実見し得なかった史料を除き、【表2】に拠る花押型の分類を示した。

※「典拠」欄…括弧内に所蔵先を示した。所蔵先の略称は以下の通り。

玉川：金沢市立玉川図書館近世史料館、県図：石川県立図書館、東大：東京大学史料編纂所、金工：金沢工業大学ライブラリーセンター

(付記) 今回追加した補遺文書のなかには、補遺2・32・44・48号文書等、普請作事に関する史料なども散見され、注目されるが、翻刻等の紹介はまた別に機会を得て行いたい。そのほか注視すべき史料としては、春香院(利家の娘・細川忠隆の室)の金沢移住に関する史料と考えられる補遺16号文書および樹正院(利家の娘・宇喜多秀家の室)の利長訪問に関する補遺124号文書があるが、いずれも拙著『論文集宇喜多秀家の周辺』増補版(宇喜多家史談会、2016年)所収の拙稿「樹正院の後半生」に翻刻して私見を加えている。すなわち彼女らの加賀国金沢移住の時期を、春香院は慶長8年(徳川家康の将軍宣下)以前、樹正院は慶長13年(1608)冬～同15年(1610)8月以前と推断する典拠史料の一つとして用いた。また、補遺92号文書は慶長19年(1614)に高山右近らと追放された「浮田休看」を宛所に明記しており、その呼称が(従来知られていた「休閑」・「久閑」ではなく)「休看」たることを確定する貴重な史料である(中西裕樹編『高山右近』〔宮帯出版社、2014年〕所収の拙稿「浮田休閑」を参照)。

補遺58	-/正/3	長盛	小さへもん	孫宗から進物(かき)につき	鳥見役石黒家文書	『加賀藩新川郡鳥見役石黒家文書』
補遺59	-/正/14	ひ/利長(花押D)	九兵衛/左内	岩瀬六郎左衛門から年頭祝儀につき	中町茂作氏所蔵文書(東大影写本)	
補遺60	-/正/16	利長(花押影)	徳山五兵衛入道	年頭祝儀(白鳥)等につき	岐阜県歴史資料館所蔵文書	『岐阜県史』史料編古代・中世補遺
補遺61	-/正/19	はひ	たてわき/大□	中村五左衛門跡職につき	村井文書(玉川)	
補遺62	-/2/朔	ひ/利長(印)	宮井太郎右衛門/市川長左衛門	年頭祝儀到来につき		『古典籍展観大入礼会目録』(2006年)
補遺63	-/2/8	ひ	つしよ	かぶき物の捕縛につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺64	-/2/13	ひ	つしよ	各人のこと・松田四郎左衛門からの事書につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺65	-/2/18	ひ	つしよ	かぶき物の糾明等につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺66	-/2/23	ひ	つしよ	長好連の後家、明日帰るにつき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺67	-/2/25	はひ	おちよ	春香院(おちよ)の利長訪問延期につき	成篁堂古文書122	
補遺68	-/2/28	ひ	つしよ	奥村栄明の書付確認につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺69	-/3/2	御印	松崎三郎左衛門/笠間新右衛門	能登山田村八郎右衛門(肝煎)から進物(数寄屋炭)につき	諸橋文書(玉川)	
補遺70	-/3/5	ひ	つしよ	片桐貞隆への返信につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺71	-/3/11	肥/利長御直判	神尾図書	能登山田村八郎右衛門(肝煎)到来、進物(茶場炭等)につき	諸橋文書(玉川)	
補遺72	-/3/14	はひ	長兵へ	中村五左衛門から進物(小魚)につき	寿美田家文書(玉川写真帳)	
補遺73	-/3/19	ひ	つしよ	腫物疼かぬ日は心持一段よき等につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺74	-/4/2	はひ	いつも	見舞いの進物(生椎茸等)につき	村井文書(玉川)	
補遺75	-/4/14	ひ	長兵へ	五郎兵衛らから進物につき	村井文書(玉川)	
補遺76	-/卯/25	(印)	中少	駒井重勝の草履取に銀子とらすにつき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺77	-/5/朔	肥利長(印)	鶴見左門	端午の祝儀到来につき	寿美田家文書(玉川写真帳)	
補遺78	-/5/9	はひ	はうき	迎えの者・馬数につき	成篁堂古文書122	
補遺79	-/5/15	利長判	安居寺	今月の祈禱の巻数請取につき	安居寺古文書并旧記写(玉川)	
補遺80	-/5/15	ひ	つしよ	一昨日奥村永福らを加賀へ遣わず・某縁辺につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺81	-/5/17	ひ	つしよ	当所の者役儀につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺82	-/5/19	ひ	おちよ	単物仕立てさせるにつき	村井文書(玉川)	
補遺83	-/6/2	はひ	斎刑印/大せん	村井長次から音信(樽・肴)到来等につき	成篁堂古文書122、村井文書(玉川)	
補遺84	-/6/5	ひ	おちよ	赤き単物・晒を縫わせるにつき	村井文書(玉川)	
補遺85	-/6/24	ひ	出雲	進物・引き続き尽力を頼むにつき	村井文書(玉川)	
補遺86	-/6/25	はひ	おちよ	村井長次、江戸へ下る等につき	村井文書(玉川)	
補遺87	-/6/26	ひ	弥一郎	村井長次から進物(鉄炮)につき	村井文書(玉川)	
補遺88	-/7/2	ひ	つしよ	上方で槍詠え、四十人ほど人足雇いたきにつき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺89	-/7/3	肥前守利長(印)	山崎閑斎	瓜賞配あるべきにつき	山崎庄兵衛家文書(玉川)	
補遺90	-/7/5	肥利長(印)	山崎閑斎	進物(瓜)・利長「気合」別条なきにつき	山崎文書(金工)	
補遺91	-/7/6	肥利長(印)	山崎閑斎	七夕の祝儀(椎茸)につき	山崎文書(金工)	
補遺92	-/7/27	肥前守利長(印)	奥村撰津守/浮田休看/岡嶋備中守/富田下総守/山崎閑斎/篠原出羽守/横山々城守	夜中若党路次に出会い、不届きにつき	山崎庄兵衛家文書(玉川)	
補遺93	-/8/27	はひ	つしよ	大井五左衛門から進物(鯉)につき	寿美田家文書(玉川写真帳)	
補遺94	-/9/2	(印)	山さきかんさい	前田利長、肥立ちかねて退屈につき	山崎庄兵衛家文書(玉川)	
補遺95	-/9/4	肥/利長御印	神尾図書	能登山田村八郎右衛門(肝煎)到来、進物(茶場炭等)につき	諸橋文書(玉川)	
補遺96	-/9/8	ひ	つしよ	九日の祝儀につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺97	-/9/9	肥前守利長(印)	-	進物(木練之柿)につき	山崎文書(金工)	
補遺98	-/9/9	はひ	おちよ	染物屋より美しき染物到来につき	成篁堂古文書122、村井文書(玉川)	
補遺99	-/9/9	ひ	おちよ	去年同様、芳春院菌茎から出血につき	村井文書(玉川)	
補遺100	-/9/16	ひ	つしよ	「中少まち」等のこと・祝儀請取につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺101	-/9/21	利長御印	長左衛門/三郎右衛門	越前屋甚右衛門から進物(鮭)につき	高岡町人由緒記(玉川)	
補遺102	-/9/22	利長判	安居寺別当	今月の祈禱の巻数・札請取につき	安居寺古文書并旧記写(玉川)	
補遺103	-/9/28	利長(印)	山崎長門	進物につき	山崎文書(金工)	
補遺104	-/9/29	はひ	はうき	吉田伊織召し抱え等につき	成篁堂古文書122	
補遺105	-/10/8	ひ	つしよ	草鳥道の絵図確認等につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺106	-/10/21	はひ	村井出も	見舞いの進物(みかん等)・念入りの普請申し付けるにつき	村井文書(玉川)	

補遺15	慶長8/9/朔	利長(花押C)	生駒内膳正	知行宛行(5000石)	成實堂古文書122	
補遺16	(慶長8以前)/-/	ひせん	おちよ	「大ふ」徳川家康老臣の許可を得て、春香院下向につき	村井文書(玉川)	大西泰正『論文集宇喜多秀家の周辺』増補版
補遺17	慶長9/閏8/20	利長判	長谷川勘左衛門	知行宛行(200石)	村井又兵衛記録4(玉川)	
補遺18	慶長9/閏8/23	利長(花押)	中川宮内	知行宛行(200石)	個人蔵	『砺波市史』資料編1
補遺19	慶長10/9/2	利長(花押C)	生駒監物	知行宛行(越中、400石)	成實堂古文書122	
補遺20	慶長10/10/朔	利長(花押C)	桑原十兵衛	知行宛行(100石)	山崎文書(金工)	
補遺21	慶長10/10/朔	利長判	たかしやう 林彦右衛門	知行宛行(80石)	村井又兵衛記録4(玉川)	
補遺22	慶長10/10/13	利長印	鷹師 林彦右衛門	知行所目録(加賀、80石余)	村井又兵衛記録4(玉川)	
補遺23	(慶長10以降)/-/25	はひ	長兵へ	(村井長頼の法要よりも)村井長次の知行割を急がせたきにつき	村井文書(玉川)	『古典籍下見展観大入礼会目録』(1986年)
補遺24	(慶長10以前)/-/26	はひ	長兵へ	病の村井長頼を村井長次見舞いたきにつき	村井文書(玉川)	
補遺25	(慶長12)/3/21	はひ	つしよ	松平忠吉死去・香奠につき	成實堂古文書122、村井文書(玉川)	
補遺26	慶長12/6/20	はひ利長判	長谷川勘左衛門	知行宛行(250石加増)	村井又兵衛記録4(玉川)	
補遺27	慶長12/7/17	はひ利長(花押C)	生駒監物	知行宛行(越中、100石)	成實堂古文書122	
補遺28	慶長12/7/23	(花押C)	留山町久蔵/能[]介	能州宝達金山運上につき	能登羽咋桜井平秋家文書	『能登羽咋桜井平秋家文書目録』
補遺29	慶長12/7/24	はひ利長(花押C)	多賀大炊	知行宛行(越中、200石)	多賀文書1(東大写真帳)	
補遺30	(慶長13)/-/5	はひ	はうき/ないき/め□い	武藤長門守の子息(半左衛門)、召し出しにつき		『古典籍展観大入礼会目録』(2006年)
補遺31	(慶長14)/9/15	ひ	本門	本願寺准如から高岡城移徙祝い(杉原紙他)につき		『古典籍展観大入礼会目録』(2002年)、 『富山史壇』147
補遺32	(慶長14)/9/16	はひ	おちよ	(高岡城)普請場を見廻りのため返事遅延につき	成實堂古文書122、村井文書(玉川)	
補遺33	(慶長15)/閏2/12	羽肥前守利長(花押C)	堀下総守	越後堀氏の国替風聞につき	中町茂作氏所蔵文書(東大影写本)	
補遺34	慶長15/8/12	はひ利長(花押C)	生駒監物	知行宛行(越中、500石)	成實堂古文書122	
補遺35	(慶長15)/10/20	はひ利長(花押影D)	林忠兵衛	知行所目録(加賀、150石)	雑録追加12(県図)	
補遺36	(慶長15以前)/正/-	利長(花押C)	□□六左衛門	音信到来につき	多賀文書2(東大写真帳)	
補遺37	(慶長15以前)/2/22	肥前守利長(花押影C)	永光寺	年頭祝儀につき	酒井永光寺文書(玉川)	
補遺38	(慶長15以前)/2/27	肥前守利長(花押影C)	永光寺	新春の御慶につき	酒井永光寺文書(玉川)	
補遺39	(慶長15以前)/2/29	利長(花押C)	山崎長門	「打付の様子」具に申し越すにつき	山崎文書(金工)	
補遺40	(慶長15以前)/3/朔	肥前利長(花押C)	山崎長門守	石野半左衛門から膏葉・付葉到来につき	山崎文書(金工)	
補遺41	(慶長15以前)/3/3	利長(花押C)	山崎長門守	節句の祝儀(鮒)につき	山崎文書(金工)	
補遺42	(慶長15以前)/4/6	利長(花押C)	山崎長門	進物(塩引)につき	山崎文書(金工)	
補遺43	(慶長15以前)/5/3	利長(花押C)	山崎長門守	端午の祝儀(鮒)につき	山崎文書(金工)	
補遺44	(慶長15以前)/7/6	利長(花押C)	山崎長門守	伏見城普請近日常出来・(金沢)城中の番を堅く申し付けるにつき	山崎文書(金工)	
補遺45	(慶長15以前)/7/12	肥前守利長(花押C)	-	盆の祝儀(鯖)につき	山崎文書(金工)	
補遺46	(慶長15以前)/7/29	利長(花押C)	山崎長門守	進物(鮑)・「侍従」(前田利常)まで答礼尤もにつき	山崎文書(金工)	
補遺47	(慶長15以前)/8/12	利長(花押C)	山崎長門	江戸の山崎左京婦国許可につき	山崎文書(金工)	
補遺48	(慶長15以前)/8/27	利長(花押C)	山崎長門	進物(初鮒)・「爰許未出来不申」(高岡城方)につき	山崎文書(金工)	
補遺49	(慶長15以前)/10/7	利長(花押C)	山崎長門守	進物(御所柿等)につき	山崎文書(金工)	
補遺50	(慶長15以前)/10/24	利長(花押C)	山崎長門守	進物(みかん)・毎日鷹野につき	山崎文書(金工)	
補遺51	(慶長15以前)/極/26	利長(花押C)	山崎長門守	使者への馳走の礼につき	山崎文書(金工)	
補遺52	(慶長16カ)/3/5	ひ	つしよ	上洛以前の前田利常の見舞いは無用につき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺53	(慶長16)/7/16	肥前守利長(印)	山崎閑斎	「当町」(守山)火事につき	山崎文書(金工)	
補遺54	(慶長16)/11/15	羽柴肥前守利長	大久保相模守	腫物再発・盛法印前月23日到着につき	雑録追加8-12(県図)	
補遺55	(慶長17)/閏10/1	ひ	つしよ	病状・薬取寄せたきにつき	御歴代御書写1(玉川)	
補遺56	(慶長17)/後10/19	肥前守利長(印)	閑斎	進物(みかん)につき	山崎文書(金工)	
補遺57	(慶長18)/9/12	肥前守利長(印)	山崎閑斎/富田下総守/岡島備中守/奥村河内守/篠原出羽守	村井長次(出雲)、上洛して養生させるにつき	山崎文書(金工)	

へども、用語文字を案ずるに口演を代筆せしめしものなるべし」云々と述べる(七九八頁)。そのほか前掲註(6) 原著書や、前掲註(17) 『新修七尾市史』三武士編(瀬戸薫氏執筆)において「秀吉の自筆説には疑点があり」検討を要する文書」等の言及がある一方、小稿以前に、各種写本を比較のうえ、本文の内容に踏み込んで個別具体的に疑義が呈されたことはない。なお、文章の異同自体は江戸期から周知の事実であったが、加越能文庫所蔵『菅君栄名記』三が「其実否考知事ハ其恐不少」と憚っている通り、それ以上の考証が行われた形跡は見出せない。

(83) 加越能文庫所蔵。前田利家の近習村井長明(重頼)の書付類を、前田家編輯方が筆写して一冊に整理したもの。「此一冊者重頼自筆ノ原本ヲ写シタルナリ」との註記あり。

(84) 所蔵先不明(散逸カ)。ここでは、森田柿園編『加能越古文叢』四二、同編『加藩国初遺文』二(いずれも加越能文庫所蔵)の引用文に拠った。前者における註記「綱紀卿寛文延宝中、古記古文書類搜索せしめられし時、何方よりか右写を所持せしを呈上せしと聞由」に従えば、前田綱紀施政期の筆写である。

(85) 加越能文庫所蔵。本史料は『菅君栄名記』三、高島定延(一六九〇)一七六〇)編『菅君雜録』二下、森田柿園編『薫墨集』一、同編『加藩国初遺文』二(いずれも加越能文庫所蔵)等にはほとんど同文で採られるが、本文引用の「菅者」がいずれも「勇者」に置き換えられている。なお、前掲註(1)『加賀藩史料』第壹編(三三二～三三三頁)・『加能古文書』(一九二二号文書)が引用する「袂草」(未詳)。加越能文庫所蔵『たもと草』等に確認できず)所載の写本も本史料と同系統に分類できるが、本史料よりさらに七十字程度長文である。

(86) 前掲註(84) 参照。

(付記) 小稿第二節には、北陸中近世移行期研究会第十四回例会(平成二十九年十二月二日。於金沢市近江町交流プラザ研修室三)における拙報告「前田利家・利長をめぐる基礎的事実関係について」での内容も一部反映した。当日、貴重なご意見を賜った参加者の方々に厚く御礼を申し上げます。また、各種史料の閲覧・調査にあたっては、金沢市立玉川図書館近世史料館等の所蔵機関のご高配に与った。あわせて感謝の意を表する。

【表5】前田利長発給文書目録稿(補遺分)

No.	年月日	署名・判印	宛所	内容	典拠	刊本
補遺1	天正11/8/14	利勝御判	佐藤猪右衛門	知行宛行(加賀、160俵)につき	後撰芸葉4(玉川)、たもと草(玉川)	
補遺2	(天正13)/閏8/26	利勝御判	あい浦村ほうの木や所	水見相浦村の材木の様株尋ねるにつき	後撰芸葉14(玉川)	
補遺3	天正16/7/15	利勝(花押影A)	九里甚右衛門尉	知行宛行(越中、400俵)	九里文書(玉川)	
補遺4	(天正19以降)/6/21	利長御判	村井豊後守	京都への進物(初鱈)調達につき	村井家家譜8(西尾市岩瀬文庫)	
補遺5	(文禄3)/正/20	肥前利長(花押A)	中川武蔵守/青山与三/片山内膳正/岡島備中守/山崎長門守/近藤掃部助/奥村采女正/菊池十六郎/太田兵庫助/(以下詳細不明)	伏見城普請につき		『古典籍展観大入札会目録』(2002年)、大西泰正「前田利長論」
補遺6	(慶長3)/3/22	羽肥前利長(花押A)	徳善院/増田右衛門尉/長東大蔵	参内への供奉・警固役承知につき	光通寺文書(東大影写本)	
補遺7	慶長3/9/3	輝元(花押)/景勝(花押)/秀家(花押)/利家(花押)/家康(花押)/長東大蔵太輔(花押)/石田治部少輔(花押)/増田右衛門尉(花押)/浅野弾正少弼(花押)/徳善院(花押)/利長(花押B2)	-	大老・奉行起請文前書	賜芦文庫文書(東大影写本)	
補遺8	(慶長4)/4/4	ひ/利長(花押B1)	高石州	加賀国の金山を採掘させるにつき	相川豊男氏所蔵文書	『石川県史』3
補遺9	慶長4/8/13	利長(花押)	-	知行宛行(越中・加賀、800俵)	個人蔵	『砺波市史』資料編1
補遺10	慶長5/7/20	(花押A)	山崎長門守/奥村伊予守/藤懸又大夫	知行所目録(越中、3400俵)	山崎文書(金工)	
補遺11	(慶長5)/8/23	羽肥前利長(花押A)	羽久太	越後一揆・会津表出兵等につき	堀文書(東大影写本)	『新修福岡市史』資料編中世1
補遺12	慶長6/7/26	利長(花押影A)	葛巻隼人/大音主馬介	知行所目録(500石)	古文書写(玉川)	
補遺13	(慶長7以前)/6/23	利長(花押影A)	永光寺	遠路使僧・50疋進上を謝すにつき	酒井永光寺文書(玉川)	
補遺14	慶長7/9/24	利長(花押影C)	九里甚十郎	知行宛行(200石)	九里文書(玉川)	

疑問を抱かざるを得ない。少なくとも、利長と「刺血同盟」を結んだという『看羊録』の記述を論拠に「清正も『暗殺計画』に関与」(三八頁)と見なすのは飛躍が過ぎるだろう。氏は家康暗殺計画に関する『慶長年中卜齋記』の記事が『看羊録』の「記述と一致」(三七頁)する点から、『看羊録』の内容に信憑性があると判断したらしいが、『慶長年中卜齋記』の詳述する家康暗殺計画には利長は勿論、清正の存在もまったく言及されていない。成立経緯を異にする編纂史料相互の比較から、その一致点を史実に近いと見なすことは可能でも、両者の相違点をそれぞれ事実と見なすことは当然不可であって、いずれか一方の独自の記述を事実認定するためには、さらに傍証が必要であろう。氏はしかし、この作業を行うことなく、真偽不明の『看羊録』独自の記述を事実と見なしたり(「刺血同盟」等)、拡大解釈(「清正も『暗殺計画』に関与」等)することによって論を進めているため、遺憾ながらこの問題に対する説得的解釈を示し得ていない。

(65) (慶長四年)九月二十七日付堀秀治宛前田利長書状(徳川美術館所蔵。原史彦「新出史料」前田利長書状 堀秀治宛」「堀家文書」「徳川秀忠書状 越前宰相(結城秀康)宛」について)『尾陽』七、二〇一一年。

(66) (慶長四年)九月二十八日付高島定吉・篠原一孝・岡田長右衛門宛前田利長覚書(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「高島家文書」)。旧稿①に新出史料として紹介・翻刻。

(67) (慶長五年)正月九日付島津忠恒宛太田一吉書状(『島津家文書』五、一九六七号文書)。

(68) 前掲註(1)『加賀藩史料』第老編(七三〇～七三二頁)所収『加賀古文書』。なお、本史料は、加越能文庫所蔵『加賀古文書』に見出せず、現在のところ出典・所蔵者等は不明である。引用にあたっては、加越能文庫所蔵『稿本加賀藩史料』三〇に拠った。

(69) (慶長四年)十月二十二日付上杉景勝宛徳川家康書状(『上杉家文書』三、一〇八九号文書)。

(70) 前掲註(35)堀越著書所収「関ヶ原合戦と家康の政権奪取構想」。同氏は「利長に謀叛の嫌疑が及ぶ」(二一八頁)・「前田利長に対し家康は秀頼への謀叛を口実に強硬な態度で臨み、人質を得ることに成功、これを屈服させた」(二二四頁)等と述べるが、「良質な史料にめぐまれないため」(二一八頁)いわゆる「加賀征伐」それ自体には言及しない。

(71) 『鈴木文書』(東京大学史料編纂所影写本)。前掲註(44)『茨城県史料』中世編I所収「鈴木重信氏旧蔵文書」一四号文書。その他、慶長四年の筆記と思しき『旧記』七二八号文書(義弘公御講中)にも「内府様・羽肥前守殿御中二、

いひ事出来候やうに申候」と同様の表現が見受けられる。

(72) 『当代記』(『史籍雜纂』二、一九一一年)。

(73) 加越能文庫所蔵の村井長明自筆原本に拠る。

(74) 『黒田長政記』(『統群書類従』二三上・合戦部、統群書類従完成会、一九二四年)。

(75) (慶長七年)十月晦日付細川忠利宛細川忠興書状(『細川家史料』二、二二号文書)。

(76) なお、前掲註(47)水野論文は「古士談話」に拠って「加賀征討の要因の一つ」として利長の上洛延引を挙げ、「この点は後の会津征討の場合と酷似」(五八頁)とするが、むしろ会津攻めの経緯をもとに、利長の上洛延引が「加賀征伐」を惹き起こしたという筋書きを「古士談話」の作者が創作した可能性を一考すべきであろう。

(77) 本文中への引用は『海行摠載』一(『朝鮮群書大系統』三、朝鮮古書刊行会、一九一四年)、本文中の頁数は、朴鐘鳴訳注『看羊録 朝鮮儒者の日本抑留記』(平凡社東洋文庫四四〇、一九八四年)に拠る。

(78) 本文に掲げた「刺血同盟」といった文句のほか、むしろ講談調に近いといふべき宇喜多騒動(当該時期に起こった宇喜多氏の家中騒動)の叙述(「庚子二月其麾下怒秀家所為齊佩刀鎗突前劫秀家曰不改所行禍且不測秀家倉皇不知所出」等を見れば、『看羊録』における文飾は明らかである。記事の骨子はともかく(自明のことながら)細部の描写を史実と見なすことはできない。確実な史料が失われた状況下、時期が下るに従って伝承が飛躍し、事実関係が歪められていった実例に、前掲註(78)宇喜多騒動をめぐる言説が存在する。詳細は前掲註(47)拙著『豊臣期の宇喜多氏と宇喜多秀家』を参照。

(80) 徳川家康との関係改善を跡付ける以下の史料に拠る。また、『利長公御代々おぼえ書』も江戸に下向する芳春院を「人じち」と表現する。

【史料】(慶長五年五月頃)浅野長政宛浅野幸長書状写

(坂田家文書)『甲府市史』史料編二・近世I、一九八七年)一、北国之儀弥相濟、御袋並横山大膳・前野対馬・山崎七衛門・土方但馬人質江戸へはや御下し候、肥前殿内加賀殿・孫四郎殿ハ北国へ御下候、有之しまつも相濟申為御礼五三日己前横山大膳・土方但馬罷上候事、

(81) 石川県立図書館森田文庫所蔵『三壺問書』巻六上では、慶長四年八月の利長帰国(肥前守利長公加州江御帰城之事)に触れた後、その叙述は翌年三月(石田治部少輔謀反之事)に飛び、家康による会津攻めが語られる。同書の翻刻・解説は、金沢城普請作事史料五『三壺問書』(石川県金沢城調査研究所、二〇一七年)を参照。

(82) 前掲註(1)『加能古文書』において「この消息の初に自筆にて申入候とい

して紹介・翻刻。

- (47) 前掲註(22)「前田利長」(高澤裕一氏執筆)、前掲註(4)同「前田利長の進退」、前掲註(4)同「前田利長の進退」補説、前掲註(5)「富山県史」(金龍教英氏執筆)、前掲註(22)『金沢市史』通史編二・近世第一章第二節「前田利長の政治」(見瀬和雄氏執筆)、水野伍貴「加賀征討と会津征討の連動性」(同「秀吉死後の権力闘争と関ヶ原前夜」日本史料研究会、二〇一六年。初出二〇一〇年。原題「秀吉死後の権力闘争と会津征討」、岡嶋大峰「加賀の陣(慶長の危機)以後の政情と前田猿千代の位置」(『加能地域史』六五、二〇一六年)。筆者もかつて拙稿「宇喜多秀家の関ヶ原合戦」(同「豊臣期の宇喜多氏と宇喜多秀家」岩田書院、二〇一〇年)のなかで、国立公文書館内閣文庫所蔵『朝野旧聞藁』卷三七一・三七二所収の各種史料をもとに、当該事象に關して「家康暗殺を企図したとの嫌疑をもつて譴責を加え」「叛乱の疑いをかけ」云々と略説したが、これは失考であるから謹んで本文の通り認識を改める。なお、通説にいう家康による利長討伐計画について岩沢・高澤氏は「加賀征伐」、見瀬氏は「加賀討伐」、水野氏は「加賀征討」、岡嶋氏は「加賀の陣(慶長の危機)」等と表現するが、小稿では「加賀征伐」で統一する。
- (48) 笠谷和比古「関ヶ原合戦と大坂の陣」(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (49) 中野等「石田三成伝」(吉川弘文館、二〇一七年)。
- (50) 『改定史籍集覧』二六(近藤出版部、一九〇二年)。「慶長記」・「慶長年中記」等の別名でも知られる。引用には国立公文書館内閣文庫所蔵の一写本(『慶長記』)を用いた。
- (51) 土井忠生・森田武・長南実編訳「邦訳日葡辞書」(岩波書店、一九八〇年)「雑説」の項(八四四頁)には「流れている不確かな噂」とある。
- (52) 前掲註(47)水野論文には「慶長年中卜齋記」に拠ったと見られる「二月頃に加賀征討は回避の方向へ向かい」・「加賀征討が取り沙汰された慶長四年末頃」(いずれも六一頁)といった記述が確認できる。
- (53) (慶長四年)十月十七日付最上義光宛徳川家康書状写(「諸将感状下知状并諸士状写」。中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、一九五八年)に「去廿七日大坂相移」と見える。
- (54) (慶長四年)九月十三日付毛利秀元宛毛利輝元書状(長府毛利家所蔵)。「五大老」大阪城天守閣、二〇〇三年)。
- (55) (慶長四年)九月二十三日付島津義久・忠恒宛伊那令成書状(『島津家文書』四、一六九三号文書)。「鹿児島県史料 旧記雑録後編三」鹿児島県維新史料編さん所、一九八三年(以下「旧記」と略記)八八九号文書。「於爰元秀頼様
- 御為悪事申二付て、大藏卿局・大野修理退出被申候」と見える。
- (56) (慶長四年)十月一日付内藤元家宛内藤周竹書状写(「萩藩閩閩録」三、山口県文書館、一九七〇年)。
- (57) 山本博文「豊臣政権の「取次」の特質」(同「幕藩制の成立と近世の国制」校倉書房、一九九〇年。初出一九八四年)三八〜三九頁。
- (58) (慶長四年)九月二十一日付島津忠恒宛島津義弘書状(『島津家文書』(東京大学史料編纂所ホームページ)所蔵史料目録データベースにて閲覧。請求記号・S島津家文書一九一七―一〇。以下「島津家文書(未刊)」と略記)。「旧記」八八四号文書。なお、「寛永諸家系図伝」一〇(統群書類従完成会、一九八六年)丹羽長重の項には「慶長三年、前田肥前守利勝、東照大権現の命にそむく。長重と利勝は隣境たりといへども、いにしへより不和なり。長重嚴命をうけたまわりて備をなし、国の境を塞。こゝにをひて大権現、吉光の御腋差をくだし給る」とあるが、この伝承も家康による利長上洛を阻む措置を述べたものと理解できる。
- (59) 細川親子らの誓紙は、慶長四年十一月付細川忠興起請文写(「細川家記」。前掲註(53)中村著書、慶長四年十月二十四日付細川幽斎他起請文前書案(松井文庫所蔵)。「秀吉お伽衆」大阪城天守閣、二〇〇七年)、慶長四年九月十八日付宮部長熙起請文前書案(早稲田大学図書館所蔵)。「秀吉家臣団」大阪城天守閣、二〇〇〇年)。秀家の動向は前掲註(47)拙稿「宇喜多秀家の関ヶ原合戦」を参照。
- (60) (慶長四年)十月七日付島津忠恒宛島津義弘書状(「島津家文書(未刊)」(請求記号・S島津家文書一九一七―一六)。「旧記」九三〇号文書)。
- (61) (慶長四年)九月二十八日付島津忠恒宛太田一吉書状(『島津家文書』五、一九五六号文書)。「旧記」八九七号文書)。
- (62) (慶長五年)四月八日付島津忠恒宛島津義弘書状(「島津家文書(未刊)」(請求記号・S島津家文書一九一八―一五)。「旧記」一〇八一号文書)。
- (63) 早稲田大学図書館編「早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書」下巻(吉川弘文館、一九八〇年)一〇九四号文書)。
- (64) なお、石畑匡基「増田長盛と豊臣の「公儀」―秀吉死後の権力闘争―」(谷口央編「関ヶ原合戦の深層」高志書院、二〇一四年)は、利長・加藤清正の上洛が止められた理由を、「看羊録」に依拠して、家康「暗殺計画」に対する処置」と想定する(二七〜八頁)。ただし、当時の風聞を知ることのできる貴重な史料(三五頁)と氏も説明する「看羊録」の記載を、別の箇所では「家康暗殺に関わった利長」(三八頁)等々(風聞ではなく)事実と見なして論を進めている点には

隆のそれは拙稿「宇喜多孫九郎秀隆の基礎的考察」(同『論文集 宇喜多秀家の周辺』宇喜多家史談会、二〇一六年。初出二〇一五年)を参照。また、篠原一孝は天正十九年(一五九二)六月十四日、従五位下肥前守に叙任されたが、後年、前田利長の肥前守叙任(文禄二年(一五九三)九月頃)にともない、受領名の重複を避けたく、右と同一日付の口宣案をもって年月を遡及し、改めて出羽守に任じられている(石川県立歴史博物館所蔵「篠原家文書」。篠原一宏・篠原美和子『篠原出羽守家代々記』(二〇〇七年)所載)。谷徹也「秀吉死後の豊臣政権」(『日本史研究』六一七、二〇一四年)。以下、谷氏の見解はすべて同論文に拠る。なお、阿部勝則「豊臣政権の権力構造」(『武田氏研究』一〇、一九九三年)は、起請文の条文分析から「徳川秀忠・前田利長の二人が、御奉行衆(引用者註「大老」のこと)の中にはっきりと位置づけられている(二四頁)と論断するが、本文に述べた通り、他の「大老」(こゝに家康・利家)との間に明確な上下関係が推知できる点から、秀忠・利長はいずれも準「大老」というべき立場にとどまる。

(34) 『浅野家文書』一〇七号文書。

(35) 堀越祐一「豊臣政権の権力構造」(吉川弘文館、二〇一六年)所収「知行充行状にみる豊臣「五大老」の性格」(初出二〇一〇年)・「豊臣「五奉行」の政治的位置」は、秀吉没後の知行宛行における「五奉行」の主導を明らかにし、「五大老」は宛行状に署判を据える役割のみを担う、すなわち政策実務上の「五大老」に対する「五奉行」の優位性を指摘している。

(36) 前掲註(15) 矢部著書。

(37) 跡部信「秀吉独裁制の権力構造」(同『豊臣政権の権力構造と天皇』戎光祥出版、二〇一六年。初出二〇〇九年)。なお、いわゆる「大老」のうち、家康・利家両者を秀吉が特に重視したという見立て自体は、児玉幸多『日本の歴史18大名』(小学館、一九七五年)など従来から存在する(「五大老のなかでも、この兩人(引用者註「家康・利家」)をとくべつにみていたことが明白である」一一二頁)。

(38) 前掲註(35) 堀越著書。

(39) 前掲註(15) 矢部著書「結論」では、「五大老」とは官位とは無関係であり、むしろ家格に基づくもの」との見通しが語られ、その実例として前田利家死後の欠員が「官位の順ではなく、前田家の嫡子という立場」の利長をもって補充されたことを挙げている(二七九頁)。

(40) 「大老」連署知行宛行状における利家の終見は慶長四年二月五日(小早川秀秋・堀秀治・山口修弘宛。『毛利家文書』三、一一一八号文書)、利長の初見は同

年閏三月三日(舟越五郎右衛門・池田備後守・池田弥右衛門宛。『毛利家文書』三、一一一九―一一二二号文書)。前掲註(35) 堀越「知行充行状にみる豊臣「五大老」の性格」を参照。

(41) 『島津家文書』三、二二〇五号文書。本史料の伝来経緯は不明であるが、同年四月に徳川家康と島津義弘・忠恒との間で誓紙交換の形跡があり(慶長四年卯月二日付徳川家康の誓紙のみ『島津家文書』一、一〇九号文書として伝存)、その参考のために島津氏が本史料を入手(あるいは筆写)した可能性が考えられる。そのほか島津氏は、慶長六年六月から同八年八月まで大隅国牛根に宇喜多秀家を庇護しており、本史料の伝来と何らかの関係があるのかも知れない。島津氏庇護下における秀家については、拙稿「宇喜多秀家の処分をめぐる」(同『宇喜多秀家と明石掃部』岩田書院、二〇一五年。初出二〇一四年)・同「没落後の宇喜多秀家」(同『八丈島宇喜多一類の研究』私家版、二〇一七年)等を参照のこと。

(42) 前掲註(33) 阿部論文二二頁・二四―二五頁。

(43) 拙著『宇喜多秀家』(戎光祥出版、二〇一七年)。なお、宇喜多秀家の「大老」としての役割は、(旧稿②および小稿本文で指摘した通り)主として柔軟な立場に基づく「大老」・「奉行」(準「大老」)間の調整にあつたと考えられる。その他の役割には、不明確ないし形式的であるが、秀頼の補佐、不断在京による「大老」合議の形成、徳川家康の牽制などが挙げられる。上記拙著のほか、拙稿「豊臣期宇喜多氏権力論」(前掲註(41) 拙著『宇喜多秀家と明石掃部』所収)等を参照。

(44) 『浅野家文書』一〇六号文書。『賜声文庫文書』(東京大学史料編纂所影写本)所収、同文の起請文写には利長の署判が見られる。前掲註(33) 谷論文では、同様に利長署判のある起請文の写本(『茨城県史料』中世編I(一九七〇年)「鹿島神宮文書」三〇六号文書)をもとに「利長が「五大老」として活動を始める慶長四年閏三月段階までは(引用者註「起請文の」)効力を有していた」とするが、花押型(B2型)から利長の署判時期は、慶長四年四月以降(恐らく加賀金沢へ下る八月以前)となることから、この起請文は谷氏の推定よりさらに下り、少なくとも四月時点でも効力を保っていたと考えられる。

(45) 病身の前田利家に代わって伏見城に詰めていたと思しき慶長四年正月八日の事例(『北野社家日記』同日条)がほとんど唯一である。なお、旧稿①では「利長が大坂城に詰めていた」(二六頁)と記したが、誤記(正しくは伏見城)である。ここに訂正する。

(46) 東京大学史料編纂所蔵影写本「服部玄三氏所蔵文書」。旧稿①に新出史料と

- (8) 東京古典会『古典籍展観大入札会目録』(二〇〇二年)。
 (9) (天正十六年以前) 正月八日付高島定吉宛「孫四利勝」(前田利長) 書状(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵『高島家文書』)。
 (10) 『上杉家文書』一、八五八号文書。
 (11) 『佐竹文書』(東京大学史料編纂所所蔵影写本)。
 (12) 藤田恒春編・校訂『増補 駒井日記』(文献出版、一九九二年)。
 (13) 慶長四年三月二十一日付前田利家遺言覚書写。正本は伝来せず、各種の写本が前田育徳会尊経閣文庫等に残されている。菊池紳一『図説前田利家―前田育徳会の史料にみる』(新人物往来社、二〇〇二年)等を参照。
 (14) 金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫(以下、加越能文庫と略)所蔵。この出来事は「遊撃(沈惟敬) 伏見ニ利家様御宿被成候刻」、すなわち太閤秀吉が明国使節(楊方亨・沈惟敬)と対面した文禄五年(一五九六)九月頃に比定できる。なお、同様の逸話は加越能文庫所蔵『国祖遺言』にも見える。
 (15) 陪臣叙爵については、矢部健太郎『豊臣政権の支配秩序と朝廷』(吉川弘文館、二〇一一年) 第二部第一章「豊臣「武家清華家」の創出」、第二部第二章「豊臣「公儀」の確立と諸大名」(いずれも初出二〇〇一年)を参照。なお、前田利家の「清華成」は天正十九年(一五九二) 正月十二日(『時慶記』)。
 (16) (天正二十年) 正月七日付近藤掃部助・菊池十六郎宛前田利長書状写(「加賀藩史料」 第壹編所収「富山近藤氏蔵文書」)。
 (17) (文禄四〜慶長二年頃) 正月十一日付片山延高・村井長頼宛前田利家印判状写(森田柿園(一八二三〜一九〇八) 編『松雲公採集遺編類纂』一三九。『新修七尾市史』三・武士編、二〇〇一年。三九七号文書)、加越能文庫所蔵『国祖遺言』。
 (18) 「文禄三年卯月八日豊太閤前田亭御成次第」(前田育徳会尊経閣文庫所蔵)。
 (19) 前田育徳会編『前田利家関係蔵品目録』(新人物往来社、一九九九年) 所収。
 (20) 石野友康「織豊期加賀前田氏の領国支配体制」(大西編著所収。初出一九九六年)。前掲註(5)『富山県史』(金龍教英氏執筆)にも「利家が利長領有の越中の交易権を保持していた」(一一四頁)との言及がある。
 (21) 倉地克直『池田光政』(ミネルヴァ書房、二〇一二年) 七〜九頁。次田元文『池田利隆の家臣団編成について』(『岡山地方史研究』一〇五、二〇〇五年)、伊藤藤康晴「西国の将軍、姫路城主・池田輝政」(播磨学研究所編『家康と播磨の藩主』 神戸新聞総合出版センター、二〇一七年)もあわせて参照のこと。
 (22) 平井上総『長宗我部氏の検地と権力構造』(校倉書房、二〇〇八年) 第七章「豊臣期長宗我部氏の二頭政治」(初出二〇〇七年)、第八章「豊臣期長宗我部氏

- における権力構造の変容」。
 (23) 『国史大辞典』一三(吉川弘文館、一九九二年)「前田利家」(三鬼清一郎氏執筆)は「慶長三年四月、家督を利長に譲った」、同上「前田利長」(高澤裕一氏執筆)にも(慶長)「三年四月父の隠居で家督を継ぎ、従三位権中納言に進む」とある。
 (24) 『金沢市史』通史編二・近世(二〇〇五年) 第一章第二節「前田利長の政治」(見瀬和雄氏執筆)、前掲註(5)『富山県史』(金龍教英氏執筆)もまた同工異曲である。なお、黒田基樹『羽柴を名乗った人々』(角川選書、二〇一六年)は、利家の死をもって利長が家督を継承、あわせて「五大老」に列し、「おそらくそれにともなつて、利長は中納言に任官したと考えられるが、その時期については明確ではない」とする(八四頁)。
 (25) 前田育徳会尊経閣文庫所蔵『本藩歴譜』(『金沢市史』資料編三・近世一、一九九九年)。なお、岩沢著書は本史料を『加賀藩歴譜』として引用する。
 (26) 『寛永諸家系図伝』一一二(続群書類従完成会、一九八八年)。
 (27) 前掲註(1)『加賀藩史料』第壹編五九一頁所収「村井家文書」。前掲註(2)『加能古文書』「村井文書」二二五六号文書。
 (28) 加越能文庫所蔵。
 (29) 『公卿補任』三(新訂増補国史大系五五、吉川弘文館、一九六五年)。
 (30) 『浅野家文書』一〇七号文書。
 (31) 『慶長三年誓紙前書』・『竹中氏雜留書』(いずれも東京大学史料編纂所所蔵謄写本)。若干の語句に違いがあり、署名箇所の順番にも異動がある点(慶長三年誓紙前書)は江戸中納言・備前中納言・越中宰相、『竹中氏雜留書』は備前中納言・江戸中納言・越中宰相の順)から、この二つの写本は、同一の典拠をもとに、それぞれが別箇に作成されたと考えられる。そのほか同文の誓紙前書が『武家事紀』中巻(山鹿素行先生全集刊行会、一九一六年)に見えるが、利長(越中宰相)を「越後宰相」と表記(誤記)する。
 (32) 『続群書類従』補遺三「お湯殿の上の日記(九)」(続群書類従完成会、一九九五年)。なお、国立公文書館内閣文庫所蔵の一写本(『御ゆとのの上の日記』)には「ひせん中納言に成御礼」云々と見える。
 (33) 拙著『大老』宇喜多秀家とその家臣団(岩田書院、二〇一二年) 第一章「大老」宇喜多秀家。なお、利長の権中納言昇進(四月二十日説を採る岩沢著書)には、典拠史料として『加賀藩歴譜』・『公卿補任』のほか、『御湯殿上日記』が挙げられるが、それが本文【史料6】の記事を指すかどうかは不明である。
 (34) 秀吉の邇及叙任は、三鬼清一郎『戦国・近世初期の天皇と朝廷をめぐる』(同『織豊期の国家と秩序』青史出版、二〇一二年。初出一九九一年)、宇喜多秀

〔註〕

(1) 『加賀藩史料』第壹編〜第貳編（日置謙編。侯爵前田家編輯部、一九二九〜三〇年）、日置謙編『加能古文書』（金沢文化協会、一九四四年。増訂版、名著出版、一九七三年）。

(2) 岩沢愿彦『前田利家』（吉川弘文館、一九六六年。新装版一九八八年）。

(3) 拙稿『織豊期前田氏権力の形成と展開』（拙編著『前田利家・利長』戎光祥出版、二〇一六年。以下大西編著と略記）、同『秀吉死去前後の前田利長と宇喜多秀家』（『戦国史研究』七四、二〇一七年）、同編『前田利長発給文書目録稿』（大西編著所収）。

(4) 萩原大輔「慶長富山大火」をめぐる言説と実相」（大西編著所収、初出二〇一四年）、同「前田利長隠居政治の構造と展開」（『富山史壇』一七八、二〇一五年）、『高岡城跡詳細調査報告書』（高岡市教育委員会、二〇一三年）等。その他、隠居時期を含む前田利家の死後（前田本家の家督継承後）を検討対象とする利長の専論には、高澤裕一「前田利長の進退」（大西編著所収。初出一九九二年）、同「前田利長の進退」補説」（同『加賀藩の社会と政治』吉川弘文館、二〇一七年。初出二〇〇一年）、見瀬和雄「関ヶ原合戦前夜の北陸と前田利長―慶長五年九月五日付前田利長書状―」（佐藤孝之編『古文書の語る地方史』天野出版工房、二〇一〇年）、同「前田利長の遺誠と慶長期の加賀藩政」（加賀藩研究ネットワーキング『加賀藩武家社会と学問・情報』岩田書院、二〇一五年）等がある。

(5) 検地政策については、若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』上（吉川弘文館、一九七〇年）、坂井誠一『加賀藩改作法の研究』（清文堂出版、一九七八年）、木越隆三『織豊期検地と石高の研究』（桂書房、二〇〇〇年）等を参照。また、『富山県史』通史編Ⅲ・近世上（一九八二年）第二章「前田氏の越中支配」（金龍教英氏執筆）は、右の検地研究や前掲註（2）岩沢著書から、さらに一歩踏み込んで利長の越中支配を詳述する一方、大名権力としての性格や豊臣政権内での立場・役割については、検討の余地を残している。そのほか利長の伝記には、永山近彰『瑞龍公世家』（高木亥三郎、一九一四年）、池田公一『加賀百万石をつくった名君前田利長』（新人物往来社、二〇一〇年）があるが、その叙述は小稿とは分析視角が異なるか、（少なくとも）小稿が再検討する対象に関しては）おおむね通説的理解の範疇にある。

(6) 原昭午『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』（東京大学出版会、一九八一年）

(7)

第一章第二節「三か国支配体制」。氏は豊臣期における前田氏の領国支配を「基本的に軍事占領体制」（＝在地不掌握）（三七頁）と見る立場から、利長の署名三例（「越中侍従」・「羽越中」・「増山宰相」）を強調して、これを「自らの越中統治権者としての地位と權威を、その支配の実態に即してあらわす条件をそなえるにいたらぬ事実を、物語るにすぎない」（四〇頁）と述べる。ただ、氏が利長の署名と見た「羽越中」は細川（長岡）忠興であり、「増山宰相」（史料上は「ますやまさいしやう」）も利長ではない（「かみさま」＝利家ないし利長夫人の意を取り次いでいる点から、「かみさま」の侍女辺りに推測できる）。残る一例「越中侍従」についても、天正十六年四月十五日、後陽成天皇の聚楽第行幸時に作成した起請文に見える点を重視して「たんなる通称以上の意味をもつ」（三九頁）とするが、その論法で行けばこの起請文に利長（当時、利勝）と連署した他の人物（「土佐侍従泰元親」他、領知名等を署名に冠した二十二名）もまた、領国支配を確立し得ていないことになり、氏の行論がいかにも突飛であるかを示すだけである。その他、天正十六年十一月、利家印判状をもって布告された刀狩を「領国全域」に行われ、「金沢城へ、領内全村の長百姓が、招集され」たというが（四〇頁）、これも史料の誤読である。内容が現存する刀狩を命じた利家印判状（三通。いずれも写本）のうち、長百姓を金沢城（お山）に集めるよう指示するものは二通あり（前掲註（1）『加能古文書』一九八七・一九八八号文書、いずれも冒頭に対象の村々（いずれも加賀国内）が書き上げられている。村々が明示されない残り一通（同上九九九号文書）は、宛所（三輪藤兵衛・大井久兵衛）から対象地域に能登を推定でき、また、長百姓の金沢招集文言はない。氏が「分国的統治」（三八頁等）と称した利長の越中支配に関する所見は、こうした議論の飛躍や事実誤認を見る限り、賛同し難い。ただし、越中三郡の加増等を述べる天正十三年九月十一日付前田利家宛秀吉消息（同上九九二号文書）を疑問視するなど、（上記以外の検討に関しては）氏の指摘に学ぶべき点も多い。

金龍教英「前田利家・利長発給文書について」（『富山史壇』七八、一九八二年）、前掲註（5）『富山県史』（金龍教英氏執筆、高瀬保『加賀藩流通史の研究』（桂書房、一九九〇年）第一章第一節「加賀藩の越中五箇山支配」。金龍氏は（年代不確定のもの等は除外して）八六通、高瀬氏は「十村役市助文書」所収三一通の利長発給文書から花押型の変遷を整理するが、旧稿①で指摘した通り、慶長四年に確認できるB型花押（表2）参照）への言及はない。なお、B型（B1型）花押の形態は、『加賀藩史料』編外備考（前田育徳会、一九三三年）二九六頁で確認できる（典拠の明示や年代比定等はなし）。

(慶長四年三月二十一日付) や、利長の遺誠(慶長十六年五月十五日付)などが該当するが、ことに日置謙⁸²以来その内容に疑義が呈されている史料に、天正十三年(一五八五)九月十一日(ないし二十一日)付の秀吉消息がある。本史料は、秀吉の北陸動座にともなう越中国富山城主佐々成政の降伏をうけ、秀吉が越中三郡を前田氏に与え、さらに「羽柴筑前守」の称を利家に許したという、前田氏の名譽を莊嚴する(加賀藩前田家にすれば)最重要史料である。

本史料は各種の編纂史料に収録されるが、私見では写本の系統はAとCの三種である。

A…『村井重頼覚書』(前田家編輯方の写しながら「重頼自筆ノ原本ヲ写シタルナリ」との注記あり⁸³) 収録分

B…『拾遺温故雜帖』(寛文と延宝年間(一六六一〜八一)以降成立⁸⁴) 収録分

C…『菅家見聞集』(加賀藩士出口政信編。貞享元年(一六八四)成立⁸⁵) 収録分

書写の年代はAが最も早く、B・Cがともに十七世紀後半と推測される。和製漢文のA・Bに比べ、Cは仮名が多いという特徴があるが、問題はAとB・C間。十七世紀前半の写本と同後半以降のそれとの間に、明らかな齟齬が見出せることである。そこで、AとB・C間を比較すると、

①冒頭の文章が全く異なる。B・Cは「自筆にて申入候」との一文から始まる

②AよりもB、ことにCの方が三十字程度長文である(漢字・仮名表記の相違は考慮しない)

総じて以上の相違点が看取できる。端的に言えば、AよりB・Cが、より前田氏に対して手厚く、さらにCでは前田氏の手柄を称賛する文言が露骨に増補されている。たとえば、A「能登二おかれ候長九郎左衛門・高島孫次郎・中川清六・奥村助右衛門・滝沢太郎八などもほね⁸⁶おり申候、此もの共二も礼を被申候て可給候」という文言が、C「能登二おかれ候前田五郎兵衛・長九郎左衛門・高島孫二郎・中川清六、別而御手前へ心入のよしきとく二候、いづれも譽者のものとも二候間、真実頼ものしく候、奥村父子事ハ度々如申すへもり⁸⁷にて大手柄我々⁸⁸迄まんそく申候、いづれもへ御心得候て礼ヲ申まいらせ候」と膨張するのである。漢字・仮名表記の揺れを度外視しても、冒頭の異同や右の引用箇所を照らせば、AとCを同一史料と見なすことは到底できない。しかも、本史料が前述の通り加賀藩前田家の名譽を証拠立てる点からいって、写し取った側(ことに加賀藩士ないしその関係者)は一言一句を正確になぞるはずである。にも関わらず、AとCの異同は甚だしい。加えて、受給者が利家である点と史料の性格上、本史料は前田家の丁寧な管理下に置かれたと見るのが自然であるが、Bの註記「綱紀卿寛文延宝中、古記古文書類搜索せしめられし時、何方よりか右写を所持せしを呈上せしと聞由」によれば、出所不明であるという⁸⁹。

以上の不自然さ、そしてAとB・Cへの明らかな変化を捉えて、筆者は恐らく十七世紀のある時期(前田綱紀(一六四三〜一七二四)施政期、恐らく十七世紀後半)、加賀藩の内部において、何らかの史料操作が行われた可能性を考えている。

ともあれ、小稿での作業によって、加賀藩成立期、ことに豊臣期前田氏研究をめぐる現状の問題点が広く共有され、より正確な事実認識を得るための議論が多少なりとも活発になり、さらに実態に即した前田氏権力論が構築されることを望みたい。

る前田利長発給文書を収集したが（目録稿に一四三一通、小稿末尾に掲げた補遺として一三九通）、加賀藩前田家に伝来した利長文書（前田育徳会尊経閣文庫・金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫伝来分。明治維新後、旧藩主前田家が入手したと推定できる史料を除く）の残存状況は甚だ不自然である。すなわち慶長四年九月（翌年初頭に及ぶ（＝徳川家康との関係が悪化した））時代の利長発給文書が一通も見出し得ない。その理由は判然としないが、いずれにせよ同時代史料の残り方に重大な欠陥があつて、この問題は伝承を主体に語られざるを得なかつた。年月の経過に従つて、伝承が伝承を生み、この問題の事実関係は曖昧かつ不正確な物語に変化していったのではあるまいか⁷⁹。

第二に、通説的理解が徳川・前田両家に好都合であつた可能性を指摘しておきたい。利長は実母芳春院や有力家臣の子弟を「人質」⁸⁰として江戸に指し出すことによつて家康との関係を修復し、以後、慶長十九年五月の最期に至るまで徳川家康・秀忠＝徳川幕府への従属姿勢を貫いた。だが、慶長四年九月以降の出来事は、幕藩体制下の加賀藩関係者にすれば主家が「神君」家康と対立した、という重大な汚点でしかない。

そこで俗説通り考へる。家康暗殺計画の首謀者は利長、利長が家康の暗殺を企てている、といった讒言が、家康に「加賀征伐」を計画させたが、利長は必死に無実を弁明して両者講和に至つた、というのが通説の筋書きである。これが「史実」として定着すれば、虚説を信じた家康にも、冤罪をかけられた利長にも非はなく、徳川・前田両家に極めて好都合であつた、と考へることができるとする。そう仮定すれば、「加賀征伐」が『前田創業記』・『大三川志』といった編纂史料によつて広く流布した理由も無理なく氷解するのではなからうか。

また、加賀藩の成立過程に詳しく、前田利家・利長・利常三代の事績を知る上での代表的編纂史料『三壺聞書』に、この家康との関係悪化や「加賀征伐」・芳春院の江戸下向が、一切言及されない不自然さも、

通説が右のような政治的配慮に基づいて造作されたと考へると納得できる⁸¹。すなわち『三壺聞書』の著者（加賀藩の宰領足軽山田四郎右衛門とされる）は、主家の重大な汚点を（「加賀征伐」のような虚構を拵えるのではなく）無視ないし黙殺によつて糊塗したのである。

おわりに

以上はなほ雑駁ながら、拙稿①②をもとに、豊臣大名前田利家・利長権力の構造と特質を考へ、前田利長に関する基本的事実関係のいくつかを再検討し、あわせて末尾に掲げた通り、目録稿を増補・改訂した。

小稿が主対象とした文禄年間（慶長初年は、支配領域の確定や金沢城の造営（高石垣、惣構等）など、いわゆる加賀藩政の基礎が築かれた時期として、従来から多くの注目を集め、研究が積み重ねられてきた。にも関わらず、通説的理解を丹念に解きほぐすと、事実誤認や曖昧な部分が少なくない。その背景は冒頭に述べた通り、豊臣期の前田氏権力を後年の加賀藩に単線的に接続する分析視角や「藩祖」前田利家への議論の集中にあつた。そこで従来ほとんど個別検討のなされなかつた豊臣大名としての、豊臣期の政治的人格としての利長について子細に掘り下げたが、なお不明点も多く、引き続き議論が必要であろう。

あわせて、そうした史実への接近を妨げる要因も今後は考へねばならない。同時代史料の残存状況もさることながら、各種の通説的理解が、第四節で推測したような何らかの史料操作に拠る可能性も考慮に入れる必要がある。

慶長四年（一五九九）九月から同五年初頭という特定の時期に限つて利長発給文書がほとんど残存しないという不自然な事実の一方で、加賀藩前田家にとつてその地位や権威を保証し、さらに当主の顕彰にも有用な最重要と思しき史料にも、広範に写本が伝来する反面、正本が確認できないものが散見される。第一節で取り上げた利家遺言覚書

て捕えられ、日本に抑留された朝鮮儒者姜沆（一五六七〜一六一八）の見聞録（ただし、現存のテキストは姜沆門人の尹舜挙によって編輯され、孝宗七年（一六五六）に刊行されたものである点に注意が必要）である。慶長四年（一五九九）当時、伏見に捕われの身であった姜沆の記述は、前田利家の死を慶長三年の十二月（一一五頁）ないし同年の冬（一四〇頁）、宇喜多秀家（室は利長同母妹「南御方」）を利長の妻の甥（「秀家於肥前為妻甥」。一四〇頁）、大坂城に移った家康が淀殿を室に迎えようとした（一二二頁）等々、軟禁状態にあった異国人（恐らく日本語を解し得なかった）の見聞という史料の性質に照らせば至極当然ながら、基本的ないし重大な事実誤認が少なくない。また、利長が宇喜多秀家・加藤清正らと「刺血同盟」を結んで家康討伐を約したといった類（一七〇〜一七一頁）の、全く傍証の得られぬ記事も多く、儒学者流の文飾も散見されるが^⑧、当時の風説を書き留めた史料としては注視するに足りるだろう。

さて、水野氏は『看羊録』にも家康が加賀征討を行おうとした際、前田氏と上杉氏の間相互援助の盟約が結ばれたという内容が記されて「云々というが（五九頁）、実際には（盟約云々は別として）『看羊録』に家康による「加賀征討」を述べた記事は見当たらない。家康・利長の関係悪化が説かれるのみである。

『看羊録』の記事は、①家康の大坂下向に際して利長の一党（「肥前之党」）がその邀撃を企てた。そして②大坂に下った家康は、利長の家臣を呼び、屋敷の「門楼」を毀つことを命じ、③利長の家臣がこれを拒絶したため、家康が怒り、④利長の妻の甥（実際には妹婿）宇喜多秀家が（仲裁に入ったものか）利長の家臣を諭して「門楼」を撤去させ、⑤家康は利長の上洛ルート（「上倭京之路」）を封鎖し、石田三成に近江の「要害」を守らせた。⑥かたや利長も城郭や堀を修理改築して守りを固め（「修改城隍為固守之計」）、上杉景勝等と密かに盟約

を結んだ。⑦諸大名は家康に（利長との）和解を勧めている、といったところである（①の点のみ②〜⑦とは別の箇所に記載される）。両者睨み合い以上の、「加賀征伐」のごとき解釈は難しい。

⑤は【史料8】、⑥も既出の九月二十八日付利長覚書と一致するし、⑦家康・利長間の関係悪化もまた、【史料9】太田一吉書状から裏打ちが可能である。史実認定が難しいその他の①〜④は、『看羊録』の性質を考慮して、ひとまず同時代史料という「雑説」のごときもの（＝事実か否かは不明）と考えておきたい。

繰り返しだが『看羊録』は虚実ないませの編纂史料である。一部に事実との整合が見られても、『看羊録』の記載は、基本的に伝聞情報、風説程度と捉えておくべきで、同書は積極的な事実認定には適さない。また、①〜⑦を全て事実と仮定しても、家康が「加賀征伐」を命じたとの理解が同書からは導き出せない点は明らかである。

すなわち同時代史料をもとに「加賀征伐」を述べる通説を否む私見は、（水野氏が「加賀征伐」の叙述に利用した）『看羊録』の記事を史実、ないしそれに準ずるものと理解しても、何ら矛盾なく成り立ちそうである。以上、「加賀征伐」をめぐる通説を斥けた。慶長四年九月以降、家康・利長の関係は極度の緊張状態に陥った。その理由は、大坂に移った家康による利長排斥、そして利長が、表面上は従前通り隔意なき旨を示しながら、裏面では戦備を調えるなど、家康に対し一歩も引かぬ姿勢を示したことにあった。

この私見が実相に近いとすれば、なぜ「加賀征伐」なる信憑し得る史料に全く現れない虚構が生じて通説的位置を占め、事実が歪められるに至ったのか。最後に、筆者の考えるその二つの背景を、あくまでも筆者個人の推測であるが、書き留めておきたい。

第一に、繰り返し指摘したように、この問題に関する同時代史料が極めて限定されている事実がある。たとえば、筆者は一五〇〇通に余

- 一、同二月廿六日二肥前殿大坂へ内府様へ御出、其日直二被帰候、
- 一、同廿九日、大納言殿大坂へ伏見御上、内府様へ御出、其日御帰候、
- 一、同三月九日、内府様大坂へ御下向被成、一夜御泊、
- 一、同三月廿五日、内府様向島へ御移被成候、
- 一、後三月三日、石治少自大坂伏見へ来ル、
- 一、同十一日二佐和山へひつそく、
- 一、同十三日、内府様伏見御城へ御移、
- 一、同九月九日二肥前殿と被仰事出来、
- 一、子六月下旬、内府様江戸へ御下、
- 一、同七月廿一、二三日比二江戸を御立、小山迄御参着被成候、上方むほん必定相聞候キ、

家康・利長間の問題は、【史料11】同様に『当代記』が「此春中加賀羽柴肥前守利長与内府公家康公の事也間から不快」云々、村井長明（既出。利家の近習）が「利長様と大府公と御中あしく」・「大府公と利長様申分出来」（『利長公御代々おぼえ書』）云々、黒田一成（福岡藩黒田家家臣。一五七一―一六五六）の著述という『黒田長政記』が「肥前守殿と内府様御間滞候へとも互に被仰出埒明候て御無事に罷成候」等と観察した通りであろう。要するに、ともに豊臣政権の「大老」である両者に何事か深刻な係争が起り、大坂の家康と金沢の利長との関係が極度に悪化した、といった程度で捉えるのが妥当である。利長はこの抗争に破れ、家康に屈服する。その経緯は旧稿①に譲るとして、ここでは前田本家の継承あるいは「大老」昇進にともなって改められた利長の花押型（B型）が、再び元の型（A型）に戻される事実をもって、家康との関係悪化がこの人物の重大な政治的画期をなしたことをのみ指摘しておく。花押を改めること自体は当時盛んに行われたが、利長の場合、別の形態ではなく、元の形態に花押を戻すと

いう点でこの事実は極めて特殊である。「判八人のかたちにて候」という細川忠興の言葉^⑤から類推すれば、利長はこの行動に、豊臣政権における自らの政治的立場を「大老」昇格以前に戻すとの意図を込め、家康への従属姿勢を暗に示したのかもしれない。

第四節 「加賀征伐」説話成立の背景

前節では一般的にも著名な「加賀征伐」が、歴史的事実ではなく、むしろ稗史野乗のなから生じた物語と見なすべき点を、旧稿①での私見を敷衍する格好で実証した。本節でも目下この「加賀征伐」を（歴史的事実と見て）論じた成果として最も詳細な、既出水野伍貴氏の所見を批判的に見直すことによって私見を補強したい。

水野氏は「加賀征伐」（氏は「加賀征討」の語を用いるが、小稿では「加賀征伐」に統一）の傍証として『古士談話』なる編纂史料を引くが、同書は前田利長の上洛延引（上洛延引之処に神君も肥前守に腹立云々）をもって「加賀征伐」の端緒とする。しかし事実は上洛延引どころか、家康が【史料8】利長の上洛を押し止めたのであるから、この不整合から見ても『古士談話』の説に成り立つ余地はない^⑥。さらにいえば、水野氏は「徳川氏が利長の上洛を要求していたこと」を何う徴証として【史料10】「殊大坂へ被仰登候条数趣一々被仰越候」を挙げるが（五八頁）、この文言がなぜ利長への上洛催促と読めるのか、理解が及ばない。右の引用箇所は、利長が大坂へ送信した「条数」^⑦箇条書のごとき書簡の内容を江戸の秀忠へ伝えた、という解釈になるが、いずれにせよ『古士談話』や、利長の上洛延引によって「征討軍は前田氏の弁明を待つことなく組織され」（五九頁）といった水野氏の筋書きを、史実と認めることは難しい。

水野氏はまた、「加賀征伐」の典拠史料として『看羊録』^⑧を挙げている。『看羊録』は第二次朝鮮出兵（慶長の役）の際、藤堂高虎によつ

強いて推測すれば、家康の大坂異動自体が利長排除につながったと考えてもよい。これは秀吉の遺言「内府三年御在京事」に明確に背く行為⁶³であるから、当然予想される反発や追及を防ぐために、利長や清正の上洛を止めたのではあるまいか。

いずれにせよ、家康による「無上洛様にと」いう指示と、利長の反発を見越した措置を見れば、家康・利長の関係悪化は十分に説明がつく。無理に俗説を採る必要、すなわち編纂史料が饒舌に語るばかりで真偽不明の家康暗殺計画の存在を想定するまでもない⁶⁴。

利長の選択は家康との関係修復であった。九月二十七日付の堀秀治（越後国春日山城主）宛利長書状⁶⁵に「連々対内府⁶⁶へ毛頭不存疎心儀二候間、幾重も御理可申達存、上方へ使者為指上、始末申候事候」と述べる通り、家康に対し隔意なきことを訴え、協調姿勢を見せた。ただし、九月二十八日付の覚書⁶⁶によって矢倉・屋形門の構築を命じるなど利長が裏面において戦備を調えつつあった点には留意すべきである。翌年に入っても「北国表之儀者未相済候」⁶⁷と取り沙汰され、同年五月頃まで家康との緊張関係が継続した理由は、恐らくこうした国許における利長の挙動に求めるべきであろう。とはいえ、【史料10】慶長五年正月前後には、利長が大坂の家康へ申送った「条数」を徳川方が受け入れ、両者の関係修復が進み始めたことが推断できる。

【史料10】（慶長五年） 正月九日付前田利長宛徳川秀忠書状写（部分）⁶⁸

遠路御使札、殊大坂へ被仰登候条数趣一々被仰越候、被入御念義誠以令祝着候、御断之儀候間、定而別条有間敷と存知候、猶御使者可有演説候間、不能具書候、恐々謹言、

以上、同時代史料から家康・利長の関係悪化について整理した。家康による利長排除は【史料8】から明白であるが、それ以上の何

事か、すなわち家康暗殺計画への利長の関与や「加賀征伐」の動きは残存する確かな史料（同時代史料）からは立証が難しい。たとえば、十月二十二日付で会津の上杉景勝に対し「当表弥無相替儀候間」⁶⁹云々と家康自身が述べる通りである。

同時代史料から窺えるのは、家康による利長排除と、以後両者が金沢と大坂とで睨み合いの形勢に入った、という事態の推移である。その端緒は目下のところ判然としない。通説に従って「秀頼への謀叛を口実に」⁷⁰等と説明するのはたやすいが、その場合は典拠が不確かな点と推測である点とを明示する必要がある。

実際に謀叛の嫌疑がかけられたのであれば、大蔵卿局・大野治長母子のように同時代史料に何らかの言及があつて然るべきであるが、それも皆目見出せない。【史料9】の通り家康と利長との間には「雑説」が語られるのみである。

家康が利長を攻める、ないし利長が家康に合戦を仕掛ける、という気配も同時代史料から読み取ることとはできない。それは同時代人の著作⁷¹比較的良好と目される編纂史料でも同様である。すなわち水戸徳川家に仕えた鈴木重好（慶長四年当時は家康に仕える）の筆記と思しき【史料11】には、「同九月九日二肥前殿と被仰事出来」と見え、家康・利長間の紛争出来を伝えている。以下に掲出する通り、後代の覚書とはいえ、史実との整合性も高く信頼するに足る史料であろう。

【史料11】鈴木重好カ「覚」⁷²

- 一、大閣様戌九月十八日、御他界、^{（慶長三年）}
- 一、亥正月十日、秀頼様大坂へ御移、か、大納言殿御供、^{（慶長四年）}
- 一、亥正月十八日、奉行衆申分ノ事、従大坂有楽使者来ル、^{（前田利家）}
- 一、同十九日二奉行衆伏見へ被上、内府様へ使被立候、^{（徳川家康）}
- 一、同廿一日二理相済、奉行衆内府様へ被参候、

および加藤清正に上洛無用を通達し、この指示に反して彼らが上洛に動く場合に備え（これを阻止するため）、それぞれ越前と淡路に軍兵を手配した。「秀頼様御為悪事申」につき、大蔵卿局・大野治長母子を処罰したのも同月のことである⁵⁵⁾。

毛利輝元の家臣内藤周竹は、大坂へ下った家康は三万程度の軍勢を率いていたと報知し、その大坂入城を「二丸へ被押入候」と表現した⁵⁶⁾。家康が利長および加藤清正の上洛阻止に動いた理由は、こうした自身の軍事的行動への彼らの反発を見越しての対応とも推測できる。

これら一連の出来事は、恐らく家康による「自己の勢力拡大」（山本博文氏⁵⁷⁾）以上の意義を有していた。既出谷徹也氏は、家康による大坂入城が当時「一種のクーデター」と観測されたこと、そして右の結果「利長は、完全に公儀から疎外された」と評価した。妥当な見方であろう。さらにいえば、家康と入れ替わる格好で伏見に追われた宇喜多秀家もまた、利長同様に政権中枢から事実上排除されたと筆者は考えている。

【史料8】（慶長四年）九月二十一日付島津忠恒宛島津義弘書状（部分）⁵⁸⁾

今度於大坂、内府様天下之御仕置被仰定候二付、いかやうの子細候之哉、羽柴肥前守殿当時賀州へ在国候ヲ、無上洛様にと被仰下候、自然強而於上洛者、越前表にて可被相留之由候て、刑少殿⁵⁹⁾養子大谷大学殿⁶⁰⁾・石治少之内衆一千余、越前へ被下置候事、一、加藤主事も無上洛様にと被仰付候、其上二罷上ニおひてハ、淡路表にて可被相支之由候て、菅平右衛門尉殿⁶¹⁾・有馬中書兩人ニ被仰付彼表へ被指越候、如斯必定承付候間、為心持申入候、乍不申諸人不承様に、校量肝心候、其故ハ京都之出合、国元へ申通候と露頭候へは、爰元の仕合も難計候之事、

家康による利長・秀家らの排除Ⅱ「天下之御仕置」（豊臣政権の再編）に対し、諸大名は従属するか否かの判断を迫られたらしい。細川（長岡）幽斎・忠興親子や宮部長熙らは家康に対し起請文を提出し、秀家は大坂から伏見へ移ることによって家康に屈服した⁶²⁾。島津義弘が国許Ⅱ薩摩の島津忠恒（義弘の子。のち家久）に「内府様大坂へ被成御移候二付、諸大名皆以被遂参上候」と報じたように⁶³⁾、上方の諸大名は家康による新たな「天下之御仕置」に従ったのである。

しかし、家康と「無上洛様にと」指示Ⅱ排除された利長との関係が、利長の挙動によらず悪化するのには当然の成り行きと考えざるを得ない。事実、【史料9】九月二十八日、上方の太田一吉（豊後国臼杵城主）は「内府様羽肥前殿へ御間之儀少被仰分御座候て、雑説雖御座候、先々無相替儀之由候」と、利長・家康間の緊張を島津忠恒に報じている。

【史料9】（慶長四年）九月二十八日付島津忠恒宛太田一吉書状（部分）⁶⁴⁾

昨日従上方申越候、内府様羽肥前殿へ御間之儀少被仰分御座候て、雑説雖御座候、先々無相替儀之由候、乍去近日中村式（一兵）少輔・堀尾帯・生駒うたを以、羽肥前殿へ御使を被立由候、か様之儀にて如何成行可申哉と存候間、為御心得態申入候、（中略）風聞二ハ右之衆羽肥前殿へ御使二被遣候上にて、いか、可成行哉と申候間、其御心得候て万御心遣尤候、

なぜ家康が利長排除に動いたのか。島津義弘も【史料8】「いかやうの子細候之哉」と把握できなかったように、後代の我々も目下その理由を知り得ない。翌年の会津攻めに至る経緯を「乍去景勝致出仕間敷よし被申候二付」云々⁶⁵⁾と事細かに把握していた島津義弘にしても、利長排除の理由をつかみかねていた事実から推せば、通説（家康暗殺計画への関与）のような明瞭な理由はなかったと考えるのが穏当である。

いて病没した。利長はすでに、——同年三月八日の時点で豊臣政権における「大老」に位置付けられ、(恐らくこれと同時期に)金沢城主前田本家の家督を相続していたが、諸大名への知行宛行等に係る「大老」連署状への加判以外に、この人物が「大老」として具体的にどのような行動をとったのかは極めて不鮮明である。ことに同年八月以降、加賀国金沢へ下った利長と徳川家康との関係が悪化し、翌年五月に生母芳春院(利家後室)を人質として徳川方に送り、両者の関係改善が見られるまでの動向は、確かな史料からはほとんど裏付けられない。

徳川家康との対立については、岩沢著書・高澤裕一氏『富山県史』、『金沢市史』や、近年この問題を詳しく検討した水野伍貴氏・岡嶋大峰氏等^④いずれも、ほぼ同様の説明を加えている。すなわち、在国の利長による家康暗殺計画が露見し(利長に謀叛の嫌疑が及び)、家康が「加賀征伐」を計画、利長は無実を訴えて弁明に努めたという筋書きである。

事実、当該時期の政局を取り上げる近年の一般書を例にとっても、笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』^④では、家康暗殺計画を記したうえで、「十月三日、西の丸に諸将を招集して北陸討伐を発令し、家康自ら出陣してこれにあたる旨を述べた」(二三〜二四頁)云々とする。また、「後世の聞書や覚書に依拠することなく、極力一次史料によって」(六頁)手堅くまとめられた中野等『石田三成伝』^④でも、「前田利長(肥前守)を首謀者とする」家康暗殺計画の存在が指摘され(四〇八〜四〇九頁)、さらに慶長四年「十月に入って家康みずから北陸討伐に乗り出すことを表明する」(四二一頁)と叙述は明快である。

だが、筆者は利長・家康の関係悪化と芳春院の江戸下向以外のこうした理解は、目下のところ事実とは認めがたく、慶長四年九月の家康大坂下向以降の、家康暗殺計画や「加賀征伐」も虚構に過ぎないことを旧稿^①において指摘した。論拠は以下の二点である。

・ 同時代史料による裏付けを欠くこと(岩沢著書が『関原覚書』・『慶長見聞書』等、水野氏が『古土談話』等の後世の編纂史料を利用)・ 比較的良質の編纂史料にもまったたく言及されないこと(『利長公御代々おぼえ書』・『当代記』等)

唯一留意すべきは『慶長年中卜齋記』の簡略な一文「去冬より北国陣と下々雑説申候あひてハ越中の中納言殿なり二月の時分より北国陣の沙汰やみ奥州陣ともつはら沙汰申候」^⑤であろうが、これも「下々の「雑説」(「流れている不確かな噂」^⑤)であつて、風聞に過ぎない。むしろ同書を、実際に家康の侍医板坂卜齋による覚書と見れば(「信憑性の高い史料と評価するならば」)、その卜齋が「北国陣」は「下々雑説」と言い切っている点を汲むべきであろう。既出水野氏はこの一文を「加賀征伐」の徴証^⑥とするが、そうした理解は到底成り立つまい。『慶長年中卜齋記』は、その詳しく述べるところの家康暗殺計画を探る手がかりには成り得ても、「北国陣」という事実(≠風説)を立証する史料とは言い難く、むしろ「北国陣」の否定材料と理解すべきである。では、以上の私見を補強し旧稿^①での主張を敷衍すべく、慶長四年九月以降の利長・家康の関係悪化に問題を絞って、信頼すべき史料から改めて史実を整理してみたい。

慶長四年九月七日、家康が伏見から大坂に下ると、その周辺で何らかの変事が起こり、ほどなく沈静化した(『義演准后日記』・『言経卿記』)。その後、同月二十六日に北政所(秀吉後室。高台院)が大坂城から京へ移ると(『言経卿記』)、代わって家康が同城西の丸に入った。九月二十七日のことである^⑦。家康はこの間、徳川秀忠正妻の江戸下向・政仁親王(後の後水尾天皇)への讓位・宇喜多秀家の大坂から伏見への異動を求める^⑧ほか、【史料8】「天下之御仕置」を定めて利長

この人物が豊臣政権内の「御肝煎」＝調整役を任された点に鑑みれば、二点の理由が想定できよう。

一点目には、別の機会に言及したが⁴³、秀家が自らの忠勤の前提に両者の協力を挙げることで、同年正月に惹起した徳川家康による伊達・福島・蜂須賀各家との私婚問題以来、悪化していた徳川・前田両家の関係改善を図った可能性を挙げたい。

二点目は、拙稿②で略記した通り、秀家が自らを【史料7】「貴殿・利長」の下位に明確に位置付けることで、利長の立場を（程なく没する利家の後継者として）利家同様「大老」の地位に引き上げるため、である。秀家が徳川・前田両家が政権運営を主導する「二大老」制＝従来の枠組み維持を図った、と言い換えてもいい。以上の分析が正しいければ、【史料7】慶長四年三月八日を画期として、利長は「大老」に昇格したと見なせよう。

こうした私見の妥当性は以下のように補強できる。家康以下の「大老」および前田玄以下以下の「奉行」が連署した慶長三年九月三日付誓紙前書では、傍輩間での起請文交換は「逆意之基眼前」として禁じられ、利長も慶長四年六月以降にこの誓紙に署判を加えるが⁴⁴、秀家が誓約に反してまで【史料7】を用意した理由、そして以後【史料7】によって秀家が特段の追及や譴責をこうむっていない事実は、【史料7】を、「二大老」家（徳川・前田両家）の関係修復、および利家から利長への「大老」交代という重大事案に関するものと評価することで説明がつく。この理解は、【史料7】以前の「大老」・「奉行」間における誓紙交換が、家康私婚問題の解決を図る慶長四年二月五日（ないし同月十二日）の一例のみ（『武家事紀』・『毛利家文書』等）である点から見ても是認できよう。

蛇足ながら【史料7】の日付（三月八日）に注目すれば、既出『利家公御代之覚書』は、伏見の徳川家康（「大苻」）による大坂の利家邸訪問をこの日の出来事として記録する（『当代記』『譜牒余録』は三月

十一日とする）。利家は家康に対して「はや是か暇にて死まする、肥前事頼申候」と述べたといい、当日は「国大名小名いづれも」利家邸に詰めていたという。この逸話を全き史実と見るつもりはないが、その場に居合わせた利家の近習村井長明の記憶（時期や内容）が大筋で正しければ、それは筆者による【史料7】の評価をより確実にするであろう（要するに【史料7】がなぜ三月八日付であるかをより整合的に理解できる）。

以上、【史料7】の分析を通じて、宇喜多秀家が利家の死後を見越し、徳川・前田両家＝家康・利長による「二大老」制の継続を図り、慶長四年三月八日を画期に準「大老」利長を「大老」に昇格させたことを指摘した。

だが、準「大老」としての利長の活動実績は皆無に近く（この点は慶長三年八月十九日出京（『当代記』）＝関東へ下った徳川秀忠も同様⁴⁵）、「大老」昇格も【史料7】による形式的な変化に過ぎない。【史料7】から約半月後の三月二十四日、家康による自身の「御ひきたて⁴⁶」につき、その高配を江戸の秀忠に依頼するなど⁴⁶、利長の立場は脆弱であった。事実、石田三成襲撃事件とその失脚をめぐる政治的変動（慶長四年閏三月）のなかに、利長の動きはまったく見出せない。「二大老」制は秀吉没後も機能したが、利家の死により消滅し、家康の新たな提携相手には、石田三成襲撃事件の收拾を通じて「大老」毛利輝元の存在が浮上したという跡部氏の見立ては、こうした利長の政治的無為に照らせば、当然の帰結というべきであろうか。「大老」利長は、結果的に秀家の期待に沿うべき活動、「二大老」制継続のための政治的行動をほとんど成し得なかったのである。

第三節 徳川家康との関係悪化

前田利家は慶長四年（一五九九）閏三月三日、大坂城下の自邸にお

老」はすべて従三位権中納言以上)。

ところで、なぜ秀吉は秀忠・利長の兩名に、準「大老」的立場を与えたのか。この問題は恐らく、天正十六年(一五八八)における「清華成」大名の創出と、連合政権としての豊臣政権(豊臣「公儀」)像を描く矢部健太郎氏の議論³⁶⁾、そして文禄元年以降、秀吉独裁のもと協働を期待された徳川家康・前田利家が他の「大老」とは別格の発言権を有したという「二大老」制を提起した跡部信氏の研究³⁷⁾が参考になる。豊臣政権の評価に関しては、有力大名の連合政権という側面を重視するか、秀吉の独裁を強調するかで両者隔たりがあるが(私見は跡部氏や堀越祐一氏³⁸⁾の見通しに近い)、「清華成」大名が政権内で特権的集団を形成したとする矢部氏の所説、「二大老」を他の「大老」や大名とは隔絶した存在と見る跡部氏の見立てはそれぞれ妥当であろう。

そう考え来ると、秀吉最晩年における準「大老」の適格者は、「清華成」大名であり、さらにその集団の上位に位置する「二大老」家の継嗣、すなわち秀忠・利長の両者を第一に挙げるのが順当である。秀忠、そして官位序列(権中納言叙任順)では小早川秀秋(天正二十年正月二十九日任)・織田秀信(文禄二年九月二十四日任)の後塵を拝する利長が、秀吉最晩年に準「大老」的立場を与えられた理由は以上のように説明できよう³⁹⁾。

次いで利長は準「大老」から「大老」へと立場を改める。その画期についての検討に移りたい。「大老」連署状(案文・写本を含む)への署判に注目すれば、利家の終見は、慶長四年二月五日(ないし同月十二日)、利長の初見は同年閏三月三日である⁴⁰⁾。利長の「大老」昇格はこの間と目して大過ない。

さらに、その時期を【史料7】から具体的に絞り込む。

【史料7】慶長四年三月八日付徳川家康宛宇喜多秀家起請文前書案⁴¹⁾

敬白 起請文前書之事

一、貴殿^{徳川家康}・利長被仰談、秀頼様江無御粗略上者、我等儀何様共御
兩人同前二胸を合、御奉公可申覚悟二候事、
一、然間、就諸事ぬき公事表裏、聊以不可在之事、付相談隱密之儀、他言有へからざる事、
一、自然中絶、又者悪敷様二申族雖在之、直申上相済可申候、萬端二付、依怙ひいき存間敷事、
右之旨、於一点も相背候者、

御神名

慶長四年

備前中納言

秀家

内府様

三月八日

阿部勝則氏は、【史料7】を秀家が「家康・利長への忠誠を誓ったもの」と評価し、この誓紙に利長が現れる理由を、この人物が、家康と同じく「二位」の位階を有する⁴²⁾他の「大老」とは別格の「利家の跡目を継ぐ役割」にあったからと説明するが⁴³⁾、この理解では不十分であろう。そもそも【史料7】は秀家が「家康・利長への忠誠を誓ったもの」ではない。後述の通り、忠誠の対象はあくまでも秀頼である。また、利家の後継者である一点をもって【史料7】を説明するのは不適當であろう。これも続いて述べるが、秀吉死去前後に「大老」「奉行」が誓約した通り、起請文の作成は原則禁止である。何故その規定に反してまで【史料7】が作成されたのか、を考えなければならぬ。その事情こそが利長の「大老」昇格と筆者は見るのだが、以下詳しく述べてみたい。

やはり留意すべきは【史料7】一条目、「貴殿・利長被仰談」云々と、何故ここで利長の名が明記されるか、である。秀家の意図はなにか。

【表4】慶長3年8月8日付
起請文前書一覧

No.	差出	宛所	条数
I	前田利家	前田玄以 野長政 浅野長盛 増田三成 石田正 長束	9
II	宇喜多秀家 徳川秀忠 前田利長		10
III	徳川家康		3
IV	前田利家		3

※『慶長三年誓紙前書』・『竹中氏雜留』・
『武家事紀』に拠る

操作に何らかの影響を与えたのかも知れない。なお、同じく『公卿補任』慶長四年の項を見ると、利長が十二月二十日に権中納言を「辞退」とあるが、これも右と同じく机上の操作と考えられる（『公卿補任』では、利長の「辞退」と入れ替わる格好で、十二月二十五日、九条忠栄が権中納言に任官している）。

次いで、議論を豊臣政権における利長の位置付けに進める。旧稿①で述べた通り、慶長三年七月八月頃、【史料5】利家の後継者として秀頼の傅役に擬せられた利長は、さらに谷徹也氏³³の指摘に従って旧稿②で確認したように、既出八月八日付の起請文によって「大老」に準ずる立場を得た。これらの点を再検討する。

まず「大老」に準ずる立場とは何か、今少し具体的に考えておこう。【表4】の通り、慶長三年八月八日には宇喜多秀家・徳川秀忠・前田利長各人（II）のほか、徳川家康が一通（III）、前田利家が二通（I・IV）の起請文を作成している（正本は現存せず）。谷氏はI・IIに共通する「知行方」差配の条文「内府并長衆五人致相談、当分二付而随其可有其賞罰候」をもとに、徳川秀忠・前田利長が「成員（引用者註―「大老」のこと）に準じる扱い」を受け、「正式に政権中枢に位置付けられた」と指摘した。知行の加増や安堵に関し、徳川家康「五奉行」（「長衆」とともに合議する権限を認められた点をもつて、秀忠・利長を準「大老」と評価したのである。

筆者はさらに、旧稿②において次の二点に注目した。まず、I利家の誓約九ヶ条はすべてII秀家・秀忠・利長の起請文に引き継がれたが、IIの末尾に独自の一条「昨日内府・利家并長衆お以被仰聞通、弥以少も不

存^マ、秀頼様へ御奉公可仕事」が存在すること、そしてIIIにおいて家康が「武蔵守にも御詮之通具申聞候」、IVにおいて利家が「肥前守にも御詮之通具申聞候」と、各自秀忠・利長に秀頼への奉公等を言い含めたと明記する点である。すなわち、秀忠・利長の立場は、誓約事項を家康・利家・「五奉行」から言い渡される立場II彼らの指導下に置かれたと捉えられる。「大老」同様に「知行方」の差配に加わるが、家康・利家らの「大老」とは右のような明確な立場の相違をもつて、秀忠・利長は「大老」に準ずる立場と評価できるのである。

なお、右の観点に従えば、IIによって「大老」秀家が準「大老」的立場を得た、という矛盾した評価も生じ得るが、この問題に言及した先行研究は存在しない。そこで拙稿②において以下の通り回答した。

私見ではこの問題は、秀家に向けた秀吉の遺言「御奉行五人にも御成候へ、又おとな五人之内へも御入候て、諸職おとなしく、眞員偏頗なしに御肝煎候へ」³⁴に注目して回答するのが妥当である。すなわち、秀吉の遺言を、家康・利家と等しく「大老」である一方、彼らの後継者である準「大老」秀忠・利長とも同格という柔軟な立場をもつて、「大老」・「奉行」らの「御肝煎」＝調整役に秀家を位置付けたものと解釈したい。秀吉は、その独裁下で種々の政務を遂行してきた「奉行」と、（官位や領知高において「奉行」に優越する）立場はともかく秀吉生前は政務運営にほとんど携わらなかった「大老」、さらにいえば準「大老」を加えたこの三者の結節点に秀家を擬したのである。

以上から、誓紙IIを作成させた秀吉の意図を推し量れば、「大老」以下の調整役たる秀家と、秀忠・利長とを同格に位置付け、彼らの上位に家康・利家の二「大老」、そして政策実務の上での領導者に「長衆」＝いわゆる「五奉行」を据えること³⁵にあったと言い得る。とすれば、利長の権中納言昇進も、この人物を官位の面から秀家・秀忠同様の地位に引き上げるための処置と評価できよう（利長以外の「大老」・準「大

いたが、旧稿②で示した【史料6】『御湯殿の上の日記』慶長三年八月十七日条にその回答がある。

【史料6】『御湯殿の上の日記』慶長三年八月十七日条（部分）³⁰
十七日。はるゝ。ひせん中納言成御れい御太刀。おりかみ。馬代きかね二枚まいる。御わつらひゆへ御たいめんなし。

これまで【史料6】の記事は具体的に検討されることなく、過去の筆者のように「ひせん中納言」＝備前中納言（宇喜多秀家）と見て紹介されるに過ぎなかった³¹。ただ、これは筆者の失考であって、文禄三年（一五九四）十月二十三日に権中納言に進んだ秀家は、翌年正月一日にその御礼のため参内、白銀等を献じている（『御湯殿上日記』同日条）。叙任から四年も経って、しかも重ねて秀家が「中納言成」＝任官の御礼を行ったと見るのは明らかに不自然といわざるを得ない。

そこで利長である。【史料6】権中納言に任官した「ひせん」某が太刀等を献上した、とあるこの一文を、羽柴「肥前」守利長の「中納言成」と理解したい。同年の「中納言成」が利長および豊臣秀頼の二人に限られる点を見ても、【史料6】の人物は利長と理解すべきであろう。編纂史料ながら既出『国祖遺言』が、「大閤様御遠行之時分、肥前様中納言之位二被為成候時」云々と、秀吉死去前後の利長昇進が仄めかす点も、この私見を後押しする。

以上から旧稿②の通り、利長の権中納言叙任時期を、通説の四月二十日より三ヶ月の後、八月八日～八月十七日の某日と改めて指摘する。利長の従三位昇進も、恐らくこの叙任と同時と見て差し支えない。

では、利長の権中納言叙任日がなぜ、実際とは異なる日付に設定されたのだろうか。叙任の口宣案が（実際の叙任日から四ヶ月程度遡る）四月二十日付であった可能性は、豊臣秀吉以下、利長の周辺でも篠原

一孝（前田利家の有力家臣）や宇喜多秀隆（秀家嫡男・利長の甥）など、遡及叙任³²が当時往々存在した事実には照らせば、無理なく首肯できる（原本・写本の別を問わず、利長の権中納言口宣案の伝来は確認できない。『寛永諸家系図伝』に「慶長七年十月晦夜亥時雷震加州金沢城殿主回禄時所蔵之家譜実器等悉焼失」と見える通り不慮の事態によつて失われたのかも知れない）。その可能性を採れば、加賀藩が『寛永諸家系図伝』において四月二十日を公式見解に選んだ理由も判然とするが、しかし何故「四月二十日」なのか。この日付自体にも、何らかの背景があるのではないかと疑ってみた。

そこで改めて『公卿補任』を徴すると、興味深い点に気が付く。慶長三年「権中納言」の項を見ると、四月十八日に上杉景勝・毛利輝元の二人が「辞退」、これと入れ替わる格好で四月二十日、豊臣秀頼・前田利長の権中納言叙任が記される。『御湯殿の上の日記』を繰ると、確かに四月十八日、豊臣秀吉・秀頼親子が参内し、秀頼の権中納言任官が示されたが、辞退したため権中納言叙任に落ち着いたとある。次いで同月二十日には権中納言昇進の「ちん（申）のき（儀）」が行われたとあるから、『公卿補任』の通り、この日の秀頼昇叙が実証できよう。かたや『公卿補任』で秀頼と同日に昇進したという利長は、当然ながらこの日前後の『御湯殿の上の日記』に全く現れない（景勝・輝元の「辞退」も同様）。よって『公卿補任』の日付操作は明白である。景勝・輝元の権中納言辞退や秀頼・利長を権中納言に任じたという『公卿補任』の記載のうち、事実は秀頼の権中納言任官日のみであろう。恐らくは秀頼に次いで利長が権中納言に進んだことを踏まえ、秀頼の権中納言任官以前に上杉景勝・毛利輝元の「辞退」を設定し、その欠員補充として秀頼の任官日＝四月二十日に秀頼・利長がそろって昇任したと記載を操作したのではあるまいか。『公卿補任』筆録者の意図は不明であるが、利長が【史料5】秀吉から秀頼の傅役に擬せられた事実が、この日付

署判事例を見る限り、利家はその最晩年まで豊臣政権の「大老」、金沢城主＝前田本家の当主という立場を利長に譲った形跡は見られない。

また、拙稿①で指摘した利長花押型（A型→B型）の変化を、前田本家の相続にともなう改変と考えれば、その時期はA型花押の終見＝慶長三年十月三日（「稲垣文書」・「木倉豊信氏蒐集文書」）以降となる（【表2】前田利長花押の変遷を参照）。

その他【表3】知行宛行事例を洗っても、利家生前における利長の領有権＝知行宛行は越中国に収まっている。唯一、【表3】No.3・慶長三年九月二十三日付で「おちよ」（利長の同母妹春香院。当時細川忠隆室）に対し「加州河北郡之内」五百石を宛行っているが²⁵、利長の花押型が慶長七年九月以降のC型である点、当該時期の宛行事例が全て「倭高」使用に対して「石高」表示である点から、本宛行状（写本）を記載通りの年紀「慶長三年」の発給と考えることはできない。加賀国を対象に、利長が知行宛行に關与したのは、B2型花押（慶長四年六月以降）を据えた【表3】No.6：有力家臣高島定吉宛のものが初見である。いずれにせよ、さきに触れた利家遺言覚書（慶長四年三月二十一日付）の「我等隱居知行之事石川・河北・氷見郡肥前殿へ被參候、能州口郡壱万五千石孫四郎へ遣候事」という文言に従えば、これ以前の利家「隱居」は肯定できるが、その時期は恐らく遺言覚書の作成直前、慶長四年三月頃と考えるのが妥当であろう。

その他、参考程度の情報ながら、既出『国祖遺言』（写本の註記によれば利家の三男知好の著述という²⁶）には、慶長四年三月十五日のこゝとして、「一、石川郡・河北郡・氷見郡、一、金沢御城中、一、大坂御旅屋、金沢諸道具不残肥前様へ御渡被成候御遺言にて候」との記事も見出せる。事実か否かの判断は控えたいが、編纂史料のうちにも利家隱居に関する伝統的理解を否む叙述のあることを付言しておく。

以上、慶長三年四月二十日の利長前田本家相続説を否定した。

続いて、通説では利家隱居と一括りに語られる利長の從三位權中納言昇進＝四月二十日説について考えたい。すでに旧稿①で岩沢著書以下が採用する通説を否定し、さらに旧稿②では叙任年月日を慶長三年八月八日→十七日と絞り込んだが、紙幅の都合によって私見を詳述できなかつたので、改めて検討を加えておく。






通説の典拠は、既出『寛永諸家系図伝』、ないし『公卿補任』慶長三年条（前田利長の履歴）「從三位 前田 豊利勝 四月廿日任。同日叙從三位」²⁷と考えられる。この年代は、旧稿①において【史料5】を挙げて示唆した通り、事実ではない。【史料5】によれば、利家に代わる秀頼の傳役として利長に期待を寄せた最晩年の秀吉が、これを「中納言二なされ」＝權中納言に推挙する意向を示したという。時日に明確さを欠くが、慶長三年七月八月頃の筆記と見られる【史料5】の時点でも利長は權中納言でない。

【史料5】「豊臣秀吉遺言覚書」（部分）²⁸

一、羽柴肥前事ハ、大納言殿御年もよられ、御煩気にも候間、不替
替 秀頼様御もりに被為付候条、外聞実儀忝と存知、御身二替
り肝を煎可申と被 仰出、則中納言二なされ、はしたての御つ
は、吉光之御脇指被下、役儀をも拾万石被成御許候事、

この事實は、旧稿②で紹介した慶長三年八月八日付起請文前書写²⁹によって、さらに明瞭に見通せる。この史料は、豊臣政権の「大老」宇喜多秀家と徳川秀忠・前田利長が提出した三者「同文」の誓紙を写し取ったもので（内容等は後述）、秀家は「備前中納言」、秀忠は「江戸中納言」、利長は「越中宰相」と署名する。つまり慶長三年八月八日時点でも利長は「越中宰相」、權中納言任官前と見なさざるを得ない。では、利長の權中納言任官はいつのことなのか。従来見落とされて

【表2】前田利長花押の変遷※

種別	花押型	使用年代
A		天正 13. 閏 8 ~ 慶長 3.10.3
		慶長 5.2.晦~ 慶長 7.3.28
B	1 	慶長 4.3.24 ~ 9.28 ※ B1: 慶長 4.3.24 ~ 4.4 ※ B2: 慶長 4.6.1 ~ 9.28
	2 	
C		慶長 7.9.1 ~ 慶長 15.8.12
D		慶長 13.12.13 ~ 慶長 16.11.16

※旧稿①（大西「織豊期前田氏権力の形成と展開」掲載の変遷表を、小稿末尾の【表5～6】によって改訂した。
※その他、A型以前に使用したと思しき花押が（天正12年）9月19日付（千秋家文書）・天正12年7月24日（横山家古文書）の二例確認できる。

五大老。同時代史料は「奉行」・「五人のしゆ^(※)」等と表現。小稿では分析概念として「大老」の語を用いる。に進んだ豊臣政権における前田利長の政治的立場の変化について、利長の前田本家相続（利家の隠居）問題や権中納言昇進と絡めて、基礎的事実関係を再検討したい。

第一に利長の前田本家相続・権中納言昇進につき、通説的理解を確認する。これを岩沢著書によって述べれば、利家は上野国草津への湯治に先立つ慶長三年（一五九八）四月二十日に隠居し、家督を継いだ利長は同日、従三位権中納言に昇ったという。岩沢氏は『本藩歴譜』を引用してこの年代（年月日）を挙げ、『国史大辞典』といった辞典類や『富山県史』・『金沢市史』等の自治体史も岩沢氏の理解を踏襲するが⁽²⁾、旧稿①で指摘した通り、以上の通説はいずれも事実とは見なし難い。

そもそも天保九年（一八三八）成立の『本藩歴譜』が何を根拠に「四月廿日、高德公退老シタマヒ、公嗣立加賀越中ヲ領シタマフ」⁽³⁾と叙述したのかを見極める必要がある。管見の限り、利家の隠居時期を明記する初見史料は『寛永諸家系図伝』（寛永二十年（一六四三）成立）前田利長の項「慶長三年四月廿日任中納言叙従三位同年為家督」⁽⁴⁾であ

【表3】前田利家・利長知行宛行関係史料一覧（慶長3～4年）

No.	年月日(和暦)	発給	受給	内容	典拠
1	慶長3/9/5	前田利家(黒印)	不破彦三(光昌)	「親父」(不破直光)知行のうち石川・河北両郡1万俵	『増訂加能古文書』所収「小幡家文書」
2	慶長3/9/5	前田利家(黒印)	不破彦三(光昌)	石川郡5ヶ村・河北郡3ヶ村等12030俵(所付)	『増訂加能古文書』所収「小幡家文書」
3	慶長3/9/23	とし長(花押影C)	おちよ	「加州河北郡之内」500石	『村井文書』*
4	慶長3/10/3	利長(花押A)	稲垣与右衛門	越中国600俵加増	本誓寺「稲垣文書」
5	慶長3/10/3	利長(花押A)	細井弥三	越中国200俵加増	東京大学史料編纂所影写本「木倉豊信氏蒐集文書」
6	慶長4/2/-	利家(黒印) 利長(花押B2)	高島石見守(定吉)	石川郡26ヶ村・河北郡6ヶ村・越中国氷見郡6ヶ村3002俵余加増(所付)	石川県立歴史博物館「高島家文書」
7	慶長4/2/-	利家御印	斎藤勘平 村瀬市右衛門 佐久間拾兵衛 氏家忠兵衛 渡邊喜左衛門 武口源三郎 恣江左七	石川郡中新保村・河北郡鳥屋尾村1196俵(所付)	『加藩国初遺文』*
8	慶長4/2/-	利家御印	宝円寺納所	河北郡月影村154俵余(寺領寄進)	『加藩国初遺文』*
9	慶長4/2/-	利家(黒印)	不破彦三(光昌)	石川郡6ヶ村・河北郡6ヶ村10005俵余(所付)	『増訂加能古文書』所収「小幡家文書」
10	慶長4/8/13	利長(花押)	—	「越中・加州内」800俵	『砺波市史』所収(個人蔵)。花押型未確認
11	慶長4/8/14	利長(花押影B2)	今枝内記(重直)	「加州石川・河北内」2000俵加増	『今枝氏古文書等写』*
12	慶長4/8/23	御判	今枝内記(重直)	石川郡駒帰村・河北郡浅野村・同郡小豆沢村2002俵加増(所付)	『当家褒賞録』*
13	慶長4/9/3	利長(花押影B2)	村井半兵衛	「石川・河北之内」200俵	『加賀古文書』*

※金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵史料には*を付す ※豊田「大老」連署状を除く

る。恐らくはこの引用箇所「同年」文言が、意図的か否かは不明ながら読み飛ばされ、『本藩歴譜』や『武家補任』（成立年代等未詳）のごとき四月二十日の利長家督継承説を生んだようである。

旧稿①で整理した通り、北加賀検地の主導（慶長三年九月～十二月）や、徳川家康私婚問題への対応（慶長四年正月～二月）、「大老」連署状への

点についても同時代の類例に照らして若干の見通しを述べておきたい。すなわち、前田氏権力同様、当該時期において複数の一族大名が複数ヶ国を領知する、という条件に合致する池田氏の例を参照する。関ヶ原合戦後、慶長十八年正月の池田輝政病没以前、姫路城主輝政のもと、備前岡山城の池田忠継（輝政の子。異母兄利隆が後見）、淡路一国を治める忠雄（輝政の子）の仕置は、輝政の指示下にあり、「池田家臣団」（輝政・忠継・忠雄家臣団）も一体であったという（輝政死後、この「池田家臣団」は徳川家康の指示を仰いで解体される²⁰）。輝政の息がいずれも幼少という明らかな相違点も含むが、利家・利長による三ヶ国支配（ここでは、既出石野氏に従って、文禄二年九月、利政への分与後も能登支配が引き続き利家によって行われたと仮定する）にも、池田氏と類似の権力編成を想定することは無理筋でない。

あくまでも見通しであるが、利家・利長家臣団が基本的に一体であった明確に分別されていなかったと仮定すれば、【表一】利家・利長の協働（相互補完）がより整合的に考えられるのではないか。

私見を整理する。前田氏領国の領有権は、既述の通り、北加賀二郡・能登Ⅱ利家、越中三郡Ⅱ利長と分離されていた。ただし、【表一】の事例に照らせば、行政的命令・執行権は、通常は領有権の帰属と一致するが、利家の不在時は利長、利長の不在時は利家、あるいは豊臣政権から夫役等を一括賦課された場合には協働する両者が、加越能三ヶ国に対し包括的に有していた。豊臣政権も夫役等を利家・利長個別に課す場合と、両者に一括賦課する場合があった。利家・利長は、知行宛行権以外の各種権限を共有し、豊臣政権もその点を認識していたのである。

各種権限の共有一點に限れば、利家・利長の行動形態は、同時期の長宗我部元親・盛親親子による「二頭政治」とも通底する²¹。だが、知行宛行以外の各種権限が独立した二大名（利家・利長）によって共

有されていた点、共有された各種権限はいずれか単独で行使された点（連署状発給による共有権限の同時的な行使は確認できない）、共有権限の発動はいずれかの不在か豊臣政権の指示などの要因に基づく例外的行為であった点、両者不在国（在京）の場合においても遠隔地からの命令による領国支配が機能したと類推できる点（奉行人制の整備等が確認できない）において、利家・利長による領国支配は当該時期において「二頭政治」を行った長宗我部氏とも異なる）独自の特質を備えていたと評価できよう。

したがって家臣団構造も特殊にならざるを得ない。こうした変則的な領国支配に対応するため、利家・利長家臣団の構成員は、知行宛行を通じて利家・利長いずれかに一元的に帰属するが、それ以外の局面では両属的に把握・編成されていた。すなわち利家・利長の家臣団は基本的には一体であったと考えられる。だからこそ、両者の家臣が混在するにも関わらず、秀吉の前田利家邸「式正御成」時にも彼らは「家中御礼」人として一括りに扱われたのである。こうした特殊な家臣団編成は、慶長四年閏三月の利家の死去、および関ヶ原合戦後の利政の改易を経て、加越能三ヶ国が利長領に統合されることによって解消される（利家・利長・利政家臣団の一元化）。さきに紹介した利政の家臣団をどのように見なすのか、実証可否に課題を残すが、少なくとも【表一】に挙げた事例を見る限り、利家・利長の協働（相互補完）と両者の家臣団が密接不可分であったことは疑いを容れまい。

以上、【史料一】文禄三年正月における伏見城普請への人足動員事例を糸口に、豊臣大名前田氏の権力構造につき、その独自性を事例に即して展望した。

第二節 前田利長の権中納言叙任と「大老」昇格

ここでは、前田利家の最晩年、一大名から豊臣「大老」（いわゆる

分離される一方、豊臣政権は軍役・夫役を前田氏領国に一括賦課する場があった。互いの領分を越えて、利家・利長方でも上方への蔵米廻漕等に協働（利家・利長領分の区別を問わず一括対応）する場合は存在した、という私見である。両者の協働ないし他方の補完事例は【表1】の通り。なお、石野友康氏¹⁹はこうした事例を挙げて越中三郡も「利家領分」と考えたが、管見の限り、知行宛行の主体は明確に区分されている。利家が北加賀二郡・能登を越えて知行の給付や安堵に携わった徴証はない。

【表1】では省いたが、伝承レベルでも、利家・利長の協働（相互補完）を想定しなければ整合的に理解できない事例が存在する。たとえば、金沢城高石垣の構築説話である。天正二十年（文禄元年。一五九二）の春（二月ないし三月）、利長が金沢城高石垣の構築に失敗し（代わって利家の有力家臣篠原一孝が構築に成功）、利家の不興を蒙ったという（『三壺聞書』・『新山田畔書』・『政春古兵談』）。藩主の顕彰に努めるこの種の編纂史料が、あえて利長の不名誉を書き立てる点から推せば、この逸話はことさらに造作された虚構ではあるまい。そこでこの伝承を仮に事実と見れば、独立した領有権を保持する大名当主が、公儀普請とは別に、他の大名の本拠地（城郭）造営に携わったことになる。この特異な事例は【表1】と同種の仮定Ⅱ利家・利長の協働（相互補完）という私見の枠組みで考える必要がある。

【史料1】もまた、こうした私見を援用すれば、無理なく読み解ける。つまり豊臣政権は伏見城普請役を、（利家・利長を区別せず）前田氏領国に一括して賦課した。折しも利家は在国中であつたから、その指示は上方の利長に下り、利長が国許にこれを通達・動員指示をかけたと見たい。

加えて、さきに【史料1】指示対象者や、秀吉の「式正御成」時における「家中御礼」人に、利家・利長家臣の混在を指摘したが、この

【表1】前田利家・利長への軍役等一括賦課および両者協働・相互補完等の事例

No.	年月日	内容	典拠
1	天正 13/9/19	「さ・川村鮭川之事」を「留主」の利長に代わって利家が指示	同日付利家印判状写（『川合文書』）
2	天正 14/5/23	佐竹氏便僧の伝馬につき定書。秀吉、金沢～富山間を利家・利長に指示	同日付秀吉朱印状写（『佐竹文書』）
3	天正 15/2/15	有賀直政、利長の九州出陣のため、越中の「御門徒中人質」を「尾山」=金沢城に集めるようにとの利家の指示を通達	同日付有賀直政書状（『善徳寺文書』）
4	天正 15/4/18	「当所畠方千四百余」の開作を、九州出陣中の利長に代わって利家が指示	同日付利家印判状写（『菊池文書』）
5	天正 15/4/21	南部領「田名部」からの逃れ船の取り押さえを加越能三ヶ国の「浦々百姓中」へ利家が指示	同日付利家印判状（前田育徳会所蔵文書）
6	天正 17/7～8	大仏（方広寺）普請につき、秀吉、利家・利長に一括して1万人の人夫負担を指示	天正 16/7/5 付秀吉朱印状（『肥前小城鍋島文書』）
7	天正 18/3/13	利家、信州榑井の原孫右衛門に加越能三ヶ国での商売につき諸役免除	同日付利家朱印状（『反町文書』）
8	天正 19/4/27	利長、加賀・越中の米売却を指示	同日付利長書状（『小宮山文書』）
9	天正 19/5/24	利家、敦賀の高島屋に加越能三ヶ国の米裁許を命じる	同日付利家書状（『小宮山文書』）
10	（天正 20、ないし文禄 2）/ 正 / 3	朝鮮出兵につき、利家、加越能三ヶ国から水主の徴発を指示	同日付利家黒印状（前田育徳会所蔵文書）
11	（天正 20）/ 正 / -	朝鮮出兵につき、利家、利長配下の軍勢を加えて出陣する（秀吉の「御説」による）。利長、「北国御番」として領国に留まる	正 / 7 付利長書状（『加賀藩史料』所収「近藤文書」）
12	（天正 20）/ 10/10	秀吉、「加賀・越中御台所入」（加賀・越中に設定された前田氏の在京賄料=無役分力）からの葶・鉄の調達を利長に指示	同日付秀吉朱印状（『妙法院文書』）
13	（天正 20カ）/ 10/14	利長、秀吉の造船命令をうけ、大安宅船の材料（木材）につき、奥能登での調達を指示	同日付利長書状写（『三輪伝書』）
14	文禄 4/ 正 / 15	「高麗城々留守居の事」に「一、千五百人 加賀中納言（利家）人数」、「なごや閑白殿御そばにこれ在る衆」に「一、千人 此の外千五百人は高麗城々るすい 羽柴越中少将（利長）」。朝鮮渡海の兵 1500 人の負担につき、秀吉、利家・利長に一括して指示したか	同日付「高麗国動御人数帳」（『島津家文書』957）
15	慶長 4/2/14	利家、「能州浦々」「越中浦々」に対し、佐渡金山へ渡海の「ほりこ」一人につき五貫目宛徴収すべきこと等を指示	同日付利家印判状写（『松雲公採集遺編類纂』）

印状が発給されたと推断できる。そこで翌二十日、利長は在国の家臣へ指示を飛ばしたのであろう。

ただし、【史料1】宛所の面々は、当時越中国守山城主（≡実父利家とは別個の独立大名である）前田利長の家臣団（同時代史料に即して家中と表現してもいい。ただし、家中は史料用語であると同時に、分析概念でもあって、対象時期や論者によって定義が異なるため、ここでは大名当主に主従制的に結集する家臣の総称として家臣団の語を用いる）には恐らく収まらない。有力家臣個々の性格や特長を後継者利長に教え諭す後年の利家遺言覚書（慶長四年（一五九九）三月二十一日付）に照らせば、その覚書に登場する中川や青山・片山・岡島・山崎¹³は加賀国金沢城主前田利家の家臣と見なすべきであろう。

また、後年「諸大夫成」を遂げる中川らを、「公家成」大名にとどまる利長が家臣にもつことはできない。利家の近習村井長明（勘十郎・一五八二〜一六四四）の覚書『利家公御代之覚書』には、利家の有力家臣奥村栄明（河内守）・富田重政（下野守）・木村景行（土佐守）・岡田源太左衛門（丹後守）が「諸大夫成」を遂げた折、前田孫左衛門・村井長次（左馬助）・富田次太夫・山崎彦右衛門らが、前田利政（利家次男。文禄二年九月以降、能登一国を分与される）の家臣であることとを理由に叙爵を許されず、利家が立腹したとの逸話が物語られる（『孫四郎様衆故諸大夫二不罷成候儀腹立被申事』¹⁴）。この伝承の真偽は不明ながら、陪臣叙爵が利家ら「清華成」大名の特権であったことは事実である¹⁵。

一方、【史料1】近藤掃部助・菊池安信（十六郎）の兩名は利長の家臣であろう。兩名とも、第一次朝鮮出兵（文禄の役）時、利長から肥前名護屋へ向かう利家への従軍を指示された点や、その際「兵糧之儀者、利家丈夫可被相渡候由」云々と利長があえて断っている点を見れば、そう理解するのが穏当である¹⁶。【史料1】青山吉次（与三・

佐渡守）・片山延高（内膳正・伊賀守）は、文禄四〜慶長二年頃の正月、利家から能登国所口城の「なわばり」を指示されており、前述の通り利家の家臣と見た方が妥当だが、兩名を「利長様御内」とする編纂史料（『国祖遺言』）も存在する¹⁷。

子細に考えると【史料1】宛所の各人を、すべて厳密に利家・利長いずれかの家臣に弁別することは難しい。文禄三年四月七日、前田利家邸への秀吉御成（式正御成）時には、【史料1】に見える中川・青山・片山・岡島・山崎・菊池・太田が「家中御礼」人として一括りに把握されている¹⁸。この問題は後述するが、以上から【史料1】の宛所には、利家・利長それぞれの家臣が混在しているといえる。

この見方が正しければ、なぜ利長が（利家の家臣にも）【史料1】の指示を下し得たのが問題となる。利家は前年の冬から、この年の二月二十日以前まで加賀国金沢に帰国していたらしい（『駒井日記』・『利家公御代之覚書』）。とすれば、【史料1】中川以下の動員は、【史料2・3】同様の秀吉朱印状が国許の利家に宛てて発給され、これを受領した利家が中川以下に対して上洛を指示する、という流れで行われるはずである。仮に【史料1】「早々」といった文言に着目して、火急の指示であるから利家に代わって在京の利長に朱印状の交付があつたにせよ、【史料1】のように、利長が（利家の指図を待たず）直接中川らに指示するのは筋違いではなからうか。しかも【史料1】に利家への言及は一切見出せない。【史料1】から読み取れるのは、伏見城普請の助役指示が、秀吉から恐らく利長に下ったこと、そして利長が在国する利家の家臣に人夫動員の通達を出した、という事実である。

ではなぜ、このような指示が行われたのか。恐らく旧稿①に整理した次の知見が、この問題を解く糸口にならう。すなわち、豊臣期前田氏領国の領有権が北加賀二郡・能登Ⅱ利家、越中三郡Ⅱ利長と明確に

太田兵庫助殿

「(長知)」殿

武田(宮内少輔)「(種方)」殿

神尾「(種方)」

「(種方)」

高「(種方)」

前「(種方)」

ここで利長は、伏見城の普請開始に間に合うよう、各自人夫を引き連れて上洛するよう（ないし人夫を徴発して上洛させるよう）指示を下した。従来の人夫役よりも「十之内四」が引かれて「百石二人役」となったが、「人かすはけ^(馳)」¹¹出来るだけの人数を用意して、二月十五日以前に到着するよう命じている。なお、発給者の利長は、文面から推して伏見ないし京にいたと考えていい。

上方から発せられた【史料1】の年代は、利長の肥前守叙任が文禄二年八月九月である事実と、【史料1】と同じく二月十日の伏見城普請開始を明記する【史料2・3】や、正月二十日に「伏見之丸之石垣同惣構堀」普請が大坂の普請と同時に発令されたとする【史料4】『駒井日記』の記載から、文禄三年と確定できよう。加えて【史料1】「伏見御普請」が伏見の惣構の堀ないし石垣の普請であった点や、前田氏が負担した「百石二人役」（一万石につき二百人）が、「壹万石二人數貳百」（『家忠日記』文禄三年二月四日条）という徳川氏の負担と同一基準であったことも指摘できる。

なお、宛所の中川光重（武蔵守）が高島定吉（石見守）と揃って「諸大夫成」（陪臣叙爵。従五位下・侍従以外の官職に叙任）を遂げたのは、利家の権中納言昇進と同時に（文禄三年四月七日）といわれ（『村井重頼覚書』）、「中川清六ハ武蔵ニ被成」（『三壺聞書』卷五）云々と、「諸

大夫成」にあわせて「武蔵守」の受領名を名乗ったとの伝承も残る。

この点を踏まえれば、【史料1】の年代は中川の諸大夫成以降¹²文禄四年以降と見なければならぬが、中川と同時に叙爵された高島がそれ以前から石見守を称している事実¹³から推すと、中川もまた諸大夫成以前から「武蔵守」の受領名を名乗っていたと考えていい。岡島一吉（備前守）・山崎長徳（長門守）も恐らく同様に、「諸大夫成」以前からこの受領名で通したのだろう。したがって宛所の記載から見ても【史料1】は前述の通り、文禄三年に比定して問題ない。

【史料2】（文禄三年）正月十九日付上杉景勝宛豊臣秀吉朱印状¹⁴

於伏見惣構堀普請、従来月十日可被仰付之条、令用意人数四千人召連可罷上候、不可有由断候也、

正月十九日（秀吉朱印）

羽柴(上杉)越後(羽柴)宰相とのへ

【史料3】（文禄三年）正月十九日付佐竹義宣宛豊臣秀吉朱印状¹⁵

於伏見惣構堀普請、従来月十日可被仰付之条、令用意人数三千人召連可罷上候、不可有由断候也、

正月十九日（秀吉朱印）

羽柴(佐竹)常陸(義宣)侍従とのへ

【史料4】『駒井日記』文禄三年正月二十日条（部分）¹⁶

一、大坂御普請割之様子伏見之丸之石垣同惣構堀大坂惣構堀此三ヶ所江三に分而被仰付由、

では、以上の要約・年代比定等を踏まえて、その他の留意点を挙げてみる。

前述の通り、利長は当時伏見ないし京にいた。同一日付・文面の【史料2・3】に照らせば、正月十九日、前田氏にもこれと同様の秀吉朱

名である実父利家のそれと総合して考える場合、夫役・軍役の負担の在り方や領国支配上の立場に、他の大名とは異なる独自性が看取される。伏見城普請への利長助役を跡付ける新出史料の分析を端緒に、議論を前田氏領国全体の政治形態に広げ、あわせて豊臣期における利家・利長家臣団の在り方にも私見を提示したい。

次いで第二節では、慶長三〇四年を対象に利長の動向を洗い直し、豊臣政権における利長の立場がどのように変化したかを考える。豊臣秀吉・前田利家が相次いで没し、利長の生涯においても画期と目すべき時期であるが、この頃に使用した利長の花押型が、従来の研究（発給文書に基づく花押型の変遷把握）からまったく抜け落ちている事実象徴されるように^①、これまでは基本的検討すら充分ではなかった。そこで通説的理解を押さえたうえで、利長の権中納言叙任と豊臣「大老」（いわゆる五大老）への位置づけを抜本的に再考する。

続く第三節・第四節では、一般的にも著名な「大老」徳川家康による「加賀征伐」伝承を根本から考え直し、その伝承の否なることを実証する。近世大名加賀藩前田家成立の画期は、関ヶ原合戦の前年、いわゆる「加賀征伐」^② 徳川家康に対する利長の全面的屈服にあった。家康への従属という利長の選択が、石田三成の挙兵をうけた利長の「東軍」（徳川家康方）と同を規定し、前田氏権力の存続を決定づけたのである。ただ、「加賀征伐」自体は伝承の域を出ず、実際の政局とは随所に齟齬をきたしている。「加賀征伐」と史実との乖離、および「加賀征伐」伝承成立の背景について考えたい。

以上の論点は、いずれも旧稿①②において既に私見を提示しているが、紙幅の都合によって十分な議論を展開し得ず、また、現在の知見をもって敷衍・修正すべき点も多い。各節での議論、および末尾に掲げる現時点での目録稿の補足（補遺・情報追加分）を通じて、前田利長に関する通説的理解を修正し、織豊期前田氏権力をより正確に捉えたい。

第一節 豊臣大名前田氏の権力構造

本節では新出史料【史料1】を糸口に、前田利家・利長による領国支配の在り方を確認し、利家・利長の家臣団編成の特色に言及することを通じて、豊臣大名前田氏の権力構造を考える。

まず文禄三年（一五九四）に比定できる【史料1】の翻刻を掲げる（売立古書目録^③掲載の写真版より。写真版不鮮明のため一部の文言および宛所の後半は不明）。

【史料1】（文禄三年）正月二十日付中川光重他宛前田利長書状

尚々やくき^{（役儀）}御ゆるしの「事候間、なを」人かすはけ^{（御）}候て、もつとも候、「二月十日より」はしまり候て「十五日より」うちに「きやうちやく^{（京音）}」あるへく候、

先書の申候、伏見御「普請来月十五日弥」必定候、其以前二早々」皆々可有上洛候、最「前千石二三人役与雖」申遣候、今迄之役儀「十之内四引たる」へき由、被仰出候間、「百石二二人役可有」覚悟候、由断候て「■■おくれ候てハ」果申候て他人二■■」なるへく候、被得其意」急度令馳走尤候、「恐々謹言、

肥前

正月廿日 利長（花押）

中川武藏守殿

青山与三殿

片山内膳正殿

岡島備中守殿

山崎長門守殿

近藤掃口助殿

奥村采女正殿

菊池十六郎殿

前田利長論

大西 泰 正

はじめに

織豊期前田氏権力の動向は、日置謙（一八七三～一九四六）による一連の成果（『加賀藩史料』第壹編～第貳編、『加能古文書』等に収録された各種史料^①）や、岩沢愿彦『前田利家』（以下、岩沢著書と略記）^②における歴史叙述を到達点として、検地政策をはじめとする在地支配の議論を除き、個別の事実関係については、さしたる批判的検討もなく、日置の収集史料やその配列に依拠するか、岩沢の叙述をもって把握されている。別言すれば、戦後盛行した社会経済史・農政史研究に比して、政治過程の追究は総じて低調であった。ことに関ヶ原合戦以前の前田氏権力は、おもに近世史家によって加賀（金沢）藩の「立藩事情」として、あるいは「加賀藩政の確立過程」という分析視角から捉えられる傾向が強く、当該時期の大名権力として独自の評価を与えられることがなかった。さらにいえば、「立藩事情」を探る議論の中心は「藩祖」利家であって、利家と同時並行的に豊臣大名であったにも関わらず、（前田本家の）家督相続以前の前田利長（利家の嫡男。一五六二～一六一四）それ自体は相対的に議論の周縁に追いやられている。

こうした現状の課題整理とその再検討を目指したのが、拙稿「織豊期前田氏権力の形成と展開」（以下、旧稿^①）、同「秀吉死去前後の前田利長と宇喜多秀家」（以下、旧稿^②）、および「前田利長発給文書目録稿」（以下、目録稿）^③であったが、論じ残した課題も少なくない。

そこで小稿は、旧稿^①～^②における論点のうち、天正十三年（一五八五）、利長の大名取立から、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合

戦以前に年代を絞って、この人物に関する通説的理解を改めて検討する。関ヶ原合戦後、ことに越中国富山城、次いで同国高岡城を本拠とした隠居後の利長については、近年萩原大輔氏らによって精力的に追究され、通説を塗り替える実証成果が積み重ねられつつある^④。その一方で、関ヶ原合戦以前の利長に関しては、『富山県史』（金龍教英氏執筆）が取り上げた越中国での検地や寺社統制等を除き、その政治的動向は岩沢著書に代表される通説的理解が踏襲され続けている^⑤。豊臣大名としての地位（「越中統治権者」としての利長）が形式的存在に過ぎないと極論すら存在するが^⑥、これも利長に関わる実証研究の乏しさを象徴していよう。再検証の動きは、管見の限り、活況とは言い難い。小稿が時期を絞って利長を取り上げる意義はそうした実情に求められよう。

前田利長は、天正十三年の秋、羽柴Ⅱ豊臣秀吉の北陸平定にともない、同年閏八月に越中三郡（利波・射水・婦負）を与えられ、父利家とは別個の大名として取り立てられた。領国越中における本拠は守山城である。翌年六月二十二日には、上杉景勝と同時に「公家成」（五位下侍従叙任）を許され参内している（『御湯殿の上の日記』）。天正十五年二月二十日には三千の軍勢を率いて秀吉の九州攻めに参陣、同十八年の小田原攻めにも利家とともに従軍した。朝鮮出兵には参陣せず、第一次出兵に際して肥前国名護屋に詰めた利家に配下の軍勢を預けるに止まった。官位は文禄二年（一五九三）九月三日の四位（四品）昇進、同年閏九月晦日の少将叙任を経て、慶長二年九月には参議に昇ったという。この間、文禄二年八～九月には通称「孫四郎」を受領名「肥前守」に改め、参議叙任後は「越中宰相」とも称した。

以上、利長の前半生を旧稿^①によって整理したが、不明・疑問点も少なくない。そこで小稿での課題をさらに次の通り絞り込む。まず第一節では、前田利長の大名取立以後を対象に、豊臣大名前田氏の権力構造について考える。大名利長の動向を、能登および北加賀二郡の大

執筆者紹介

木 越 隆 三 石川県金沢城調査研究所所長

池 田 仁 子 金沢市文化政策調査員
金沢城編年史料編纂協力員

大 西 泰 正 石川県金沢城調査研究所所員

研究紀要 金沢城研究 第16号

平成 30 年 3 月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒 920-0918
石川県金沢市尾山町 10-5

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697
E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>